

る外交は確に成功したるなり。但しアガチール事件は餘りに高壓的なりしたため、一般の反感を招き、就中英佛露の提携を益々強めしむるに至りたるは、大局上成功とは稱し難きが如し。一方に於て佛國は縱令一大報償を奪取せられたりとは云へ、遂にモロッコを化して第二のチュニスと爲し、幾多紛議の源たる此問題に根本的解決を與へたるは、其利益決して小なりと謂ふ可らず。又獨逸が六年前モロッコの自由獨立を標榜して此問題に干渉し、佛蘭西の野心よりモロッコを救ふの風を裝ひたるにも拘らず、今や却て之を賣り、自ら進んでモロッコを犠牲と爲して他に報償を求め、獨立國としてのモロッコの滅亡を早めたるは、正に獨逸外交の特色を發揮して餘蘊なきもの、讀者の特に注意するを要する所なり。獨佛二國の間に立ち、其の相衝突する野心の犠牲となれるモロッコの運命に至りては、唯憐むべしと謂はんのみ。(此年十一月中旬獨佛協約が獨逸帝國議會の議に上れる際、外相キデルン・ウエヒテ且佛國にして若しモロッコに於て優越的地位を占めんとせば、獨逸は他の地に於て相當の報償を得ざる可らざることを附言したり。次で又英獨二政府間に意見交換の結果、獨逸はモロッコに於て領土獲得の意思なきことを英に回答せしに、此回答は偶然にもロイド・ジョルジの演説と同日に致されたり。故に此回答發表は宛も獨逸をしてロイド・ジョルジの威嚇に屈したるの外觀を有せしむるに因り、英外相グレイは之を見合はしたるなり。次で英外相と獨逸大使と協議の末、英國政府は獨逸に於て爲せる演説の要旨下の如し。始めモロッコ問題に付英を除いて獨佛西間に協議せられし故英政府は獨逸の意思に付憂慮を抱きたり。ロイド・ジョルジの演説は外相及首相の是認する所なり。此演説の三日後獨逸大使メッテルニヒ伯はモロッコに軍港を作るの意なき事、且其要求を減ずるの意あることを英外相に告げたり。但し獨逸の體面を思ひ其發表を見合せ)。佛蘭西及モロッコ間の保護條約は一九一二年三月三十日に調印せられ、リッヂー將軍第一期統監として任命せられたり。又佛蘭西及西班牙間のモロッコ條約は同年十一月二十七日に調印せられたり。

## 第十章 伊太利のドリポリ合併

(一九一一年—一九一二年)

- (一) 伊土爭議の突然の破裂。伊太利の最後通牒。土耳其の回答。伊太利の開戦。  
 (二) 此事件の由來。伊國首相ジョリッチの演説。タイムスの記事。要するに是れモロッコ問題の一餘波。  
 列強の傍觀。伊太利のトリポリ併合宣言。ローザンヌ講和條約。

### (一)

一九一一年九月末伊太利が突然最後通牒を土耳其に送り、次で直に開戦したるは、事餘りに突飛火急にして、列強皆一驚を喫したり。夏以來伊太利がトリポリ問題の解決に着目し、何事をか爲さんと欲するの色ありたるは事實なるも、一躍直に開戦せんとは、一般に意料の及ばざりし所なり。且實際に於て伊國政府の開戦理由なるものも、頗る漠然たるの嫌ありたり。在土京の伊太利代理大使マルチノが九月二十八日を以て土耳其政府に提出したる最後通牒(九月二十六日付)は、伊太利の主張並に今迄の伊土關係を知るに於て無二の資料なるが故に、左に其全文を掲ぐ。

「多年來伊太利政府は土耳其政府に向ひ、トリポリ及バルカ(トリポリの一部にし)の亂雜不秩序の狀態を改め、此等地方をして北部阿弗利加の他の部分と同じき進歩の德澤に浴せしむるの絶對的必

### 伊土爭議の突然の破裂

### 伊太利の最後通牒

要を説くに努めたり。此變改は文明が一般的必要に依り要求する所なるも、更に伊太利一國に關する點より言はんか、是れ第一位の緊密の利益を形成す。此等地方と伊太利との距離大ならざればなり。

近時の政治的諸問題に於て、伊太利政府は常に好意を土耳其に表し、誠實に之を助けたるにも拘らず、又伊太利政府は今迄溫和及忍耐を示したるにも拘らず、トリポリに關する其意見は土耳其政府の爲に無視せられたるのみか、更に甚しきは、上記地方に於ける伊太利人の一切の企業は、絶えず最も頑強に且最も不當なる反對を蒙りたり。

今日に至るまでトリポリ及バルカに於ける伊太利人の正當なる活動に對し、不斷の敵意を示せる土耳其政府は、近頃最後の交渉として伊太利政府に妥協を結ばんことを發議し、土耳其の威嚴及緊密の利益並に現行諸條約と一致すべき經濟的讓許を與ふるの意あることを宣言したり。然れども伊太利政府は今日の場合に於て最早斯る商議を始むる能はず。過去の經驗は既に其の無益を證明したればなり。又斯る商議は將來に對する保障とは爲らずして、却て不和衝突の永久的原因を作るに過ぎざればなり。

又一方に於て伊太利政府がトリポリ及バルカの領事より得たる報告に據れば、士官其他役人等の使喚に係る伊人排斥運動の結果として、此等地方の形勢非常に重大なるが如し。此排斥運動は常に伊太利臣民に對して眼前切迫の危險たるのみならず、他の諸外國人に取りても亦同じく然り。彼等

は既に不安の念に打たれ、速にトリポリを去らんとせるなり。

土耳其政府が軍事運送船をトリポリに送るに就ては、伊太利政府は其の容易ならざる結果を生ぜんことを豫め注意したるにも拘らず、土耳其政府は之を實行せしが、此事は唯形勢を益々非ならしむるの外なかるべく、従つて伊太利政府をして之より生ずる危険を排除するの絶對的義務を負はしむ。

是に於て伊太利政府は自國の威嚴及利益を保護するの道を講ぜざるを得ざるに至りたるを以て、茲にトリポリ及バルカの軍事的占領を爲すに決したり。此決定は、伊太利が採り得る唯一のものなり。伊太利政府は土耳其政府がトリポリ官憲に命令を送り、此占領に對して如何なる反對をも爲さしめず、以て故障なく萬般の處置を結了せしめんことを希望す。而して各事最後の決定の爲には、追て兩政府間に協定する所あるべし。

上記の件に關し、土耳其政府は本通牒接手後二十四時間内に決答を與ふべし。然らざるに於ては伊太利政府は直に占領實行に着手せざるを得ざるべし。猶上記二十四時間内の決答は、在土京の伊國代表者に與へらるゝと同時に又在羅馬土耳其大使を経て本國政府に通知せられんことを望む。前掲通牒を一讀して第一に感ぜらるゝは、伊太利の苦情がトリポリ占領の決心と對照して釣合を失することなり。其の態度の餘りに過激に且大袈裟なる事なり。決答の期限は九月二十九日午後二時半なりしが、土耳其政府は平素の緩慢にも似ず、此期限未だ盡きざる中に回答を送り、トリポリ及バルカ

に於ては秩序維持せられつゝあるが故に、伊太利人其他外國人の安全に付憂慮を抱くを要せざる事、又軍事運送船は兵士を運搬したるに非ずして、寧ろ唯人心を鎮むるの効果を有したる事等を説きたる後、左の如く言へり。

「されば詮じ詰むる所、目下の伊土爭議は、トリポリ及バルカに於ける伊太利の經濟的利益の發展に對し、同國政府の安心を買ふべき適當の保障存せずと云ふの一點に歸着す。就ては軍事的占領と云ふが如き重大なる處置に出でずとも、伊太利政府は土耳其が誠實に此爭議を解くの道を講ぜんと欲するものなることを發見するを得ん。即ち土耳其政府は伊太利政府が其の要する保障の性質を示さんことを望む。苟も土耳其の領土保全を害せざる限り、土耳其は快く之に應ずべし。又土耳其政府は此交渉中トリポリ及バルカの軍事的現狀を一切改めざることを約すべし」。

然れども伊太利の意は既に決せり。土耳其の回答は寧ろ融和的にして、交渉の餘地を存したりと雖も、伊太利は敢て之に耳を傾けず、斷然即時に宣戦し且直に軍事行動を開始し、十月一日にはブレッツェル附近に於て土耳其の三水雷艇を撃沈し、三日にはトリポリ砲臺に砲撃を加へ、四日には之を占領して其上に伊太利國旗を掲揚せり。眞に是れ迅雷耳を掩ふに遑あらざるものなり。

## 【11】

伊太利の開戦が甚だ唐突にして、又其の口實の薄弱なるは、争ふ可らざる事實なり。其態度の極めて性急にして、又傍若無人の觀あるは否む可らず。然れども更に退いて考ふるに、伊太利の此舉は由

此事件の由來

伊太利の開戦

來甚だ遠く、又其動機を敢て異とするに足らざるものあり。抑も伊太利が其對岸なる北阿弗利加地方に向つて垂涎するは既に久し。一八八一年チュニスが佛國の手に歸してよりは、伊太利はトリポリを以て自己當然の勢力範圍と爲し、一八八七年二月三國同盟更新の時、獨伊別約中に北阿弗利加に關する特別の協定を爲さしめたることあり。其後一九〇一年佛伊和解の際、伊はモロッコに於て佛を妨げざる代りに、佛はトリポリに於て伊を妨げざるの條件にて、妥協成立を見たる程なり。然るに爾來佛蘭西は着々モロッコ經營を進め、且最近の獨佛商議の結果、愈確實に其の保護權を樹立せんとす。若し此機に於てトリポリ占領を斷行せずんば或は遂に臍を嚙むに至るやも測り難し。且其の同盟なる塊は三年以前ボスニア及ヘルツェゴヴィナ二州合併を實行し、今又獨逸は佛蘭西より報償として佛領コンゴに新領土を收めんとす。二同盟國既に此の如くなるに、伊太利獨り茫然として何の得る所なきは、決して忍び得べき事に非ず。獨佛交渉は漸く終局に近づきつゝあり。最早寸刻を猶豫すべきに非ざるが故に、速に事を擧げてトリポリ占領の既成事實を作り、以て不動の地位を占めざる可らずとは是れ九月下旬に於ける伊太利政治家の意見なりしならん。十月七日チュリンに於て、上下兩院議員數百名を含む大宴會あり。其席上に於ける首相チオリッチの演説は、含蓄甚だ深き其中に於て、十分に其決斷の由來を明にせり。即ち左の如し。

「外交政策は内治政策と異なり、政府及議會の意思にのみ依據するを得ざるものにして、吾人の力を以て變更し若くは遲速を左右することすら爲すに由なき諸事件及諸形勢を必ず考料せざるべから

伊國首相チオリッチの演説

ざるなり。世上往々にして眞實の宿命に類するの事實あり。國民之を回避せんには、其の將來の運命に關し、回復し難き損害を及ぼさんとす。斯る場合に於ては一切の責任を負ふは、政府の義務なり。何となれば極小の躊躇若くは猶豫も政治的衰微の發端となり、將來長きに亘りて悔恨すべき結果を生ずればなり」。

ジョリッチは伊太利をして急遽トリポリ占領を斷行するに決せしめたる所謂諸事件及諸形勢の何たるやを語らざりしも、是れ言外に明白なる所なり。前節所掲の最後通牒中に含まるゝ諸件が、凡て口實に過ぎざるは明なりと謂ふべし。又倫敦タイムスバ通信員は十月一日付を以て左の如き通信を爲せり。是れ亦參考に資すべきものなり。

「予の探聞する所に據れば、伊太利が突然開戦するに至れる主要原因は、トリポリを得るの機會或は逸し去らんとせるを虞れたるに在り。モロッコ談判が懸案中なる限り、佛蘭西は伊太利に對し一九〇一年デルカッセ氏の結べる秘密條約の文字並に精神を守るべしとは、伊太利の知る所なり。モロッコ問題一旦決定せられんか、佛蘭西は他の列強と同じく伊太利に向つて猶豫を勸告するならんと思はれたり。著名なる或伊太利人予に語りて曰く『我等若し更に十年を猶豫せんには、佛蘭西はチュニス境界方面に於ける自然の發展に依り、徐々にトリポリの大部を吞收するに至らん』と。

更に予一己の意見を以てすれば、土耳其が徐々に航海に適する海軍を得るの可能なることは、伊太利の決心を促すに於て與りて力ありたるが如し」。

要するに是れモロ  
ッコ問題の一餘波

列強の傍觀

要するに伊太利の開戦は種々の事情を含むと雖も、第一にモロッコ問題と直接の關係を有するを忘る可らず。伊太利は獨佛間に阿弗利加分割の協議成りつゝあるを見、己れも亦此機に於て同一政策を實行せんとしたるものなり。土耳其に對する態度は餘りに高壓的に又傍若無人なるの感ありと雖も、既に佛との密約に恃む所あり、又其の爲す所壞の二州合併又は獨のアガヂール送艦を學ぶに過ぎざるが故に、列強の態度に就ても苟に信ずる所ありたるなり。果然列國は皆局外中立を布告し、靜に傍觀の態度を採れり。土耳其は列強の調停を請ひ、就中獨帝及英王に哀願する所ありしも、伊太利の決心甚だ固きこと明なるが故に、何人も敢て干渉せんとせず。伊太利も亦トリポリ以外に戦局を擴めて列強の神經を刺戟せざるに注意し、開戦早々列強に向ひ、歐羅巴土耳其を攻撃せざることを約せり。十月上旬伊艦隊總司令官は一旦ブレヴェッサ要塞の土耳其司令官に向ひ、港内の艦隊を引渡さざるに於ては、同港を砲撃すべきことを通知したるも、直に之を撤回したり。次で又伊太利政府は一般艦隊に命を傳へ、アドリアチック及イオニアン海の土耳其海岸に於ける軍事的活動を差控へしめたり。壞は始め此方面に於ける伊艦隊の活動を聞いて不安の念を抱き抗議を提出したる程なりしが、伊より保障を得て意を安んじ、愈靜に傍觀することなれり。

其後伊太利は續々大兵をトリポリに送り、其の占領を進めたり。海軍を有せざる土耳其は歐部方面より大兵を送る能はず、纔に阿刺比亞兵等は頑強に抵抗して伊軍を苦めたるも、到底大勢を動かすを得べきに非ず。十一月五日伊太利政府はトリポリ併合の敕令を發し、且同時に之を列強政府に通知し

伊太利のトリポリ  
併合宣言

其の調停に依り土耳其をして早く此既成事實に承認を與へしめ、以て此上の無益の流血を避けんことを請へり。土耳其は直に之に對する抗議を列國に送れり。然れども、列強は依然として唯傍觀するのみ。伊太利は軍事上に於て土耳其を屈せしむるには大に窮したるも、トリポリ占領の目的は容易に遂げられたり。斯くて不得要領の中に約一年を経過したる後、翌一九一二年十月伊土二國は端西ウーシに講和會議を開き、同月十八日の條約にて局を結べり。是れローザンヌ講和條約と稱せらるゝものなり。此十月十六日土耳其皇帝は先づトリポリ人に對する敕令に於て「完全無缺の自治權を與ふることを宣言し、翌十七日伊太利王は同地併合後回々教徒に信仰上の自由を與へ且風習を尊重すべきこと等を規定せる敕令を發したり。是れ其翌十八日を以て調印せられし講和條約の準備となれるものなり。而して講和條約中には、戰闘中止、撤兵、俘虜交換、其他の規定を含むも、トリポリ割讓の事は全然無言に附せらる。要するに土耳其皇帝は先づ同地に自治を許して之を放棄し、伊太利が任意に之を併合するを默許するの形と爲せるなり。

ローザンヌ講和條約

## 第十一章 バルカン戦争

(一九一二年—一九一三年)

- 〔一〕バルカン聯盟の成立。ヴェネチアの功勞。ブルガリア及希臘の同盟。ブルガリア及セルヴィアの同盟。獲物分配の密約。
- 〔二〕破裂の口實はマセドニア改革問題。各國の動員。無効なる列強の警告。開戦。
- 〔三〕土耳其連戦連敗。休戦。倫敦講和會議。アルバニア問題。アドリアノーブル問題。會議の決裂。土耳其の再敗と休戦。第二回倫敦講和會議。會議の遷延とクレーの一喝。倫敦平和條約。スクタリ問題。
- 〔四〕獲物分配の紛争。セルヴィアの主張。ブルガリア主戦派の躍動。ブルガリアの開戦。バルカン諸國の包圍攻撃。ブカレスト平和條約。カザアラ問題。ブルガリアの痛憤。塊地利及セルヴィアの危険なる關係。露國外交の失敗。

〔一〕

伊土戦争は一九一二年十月十八日のローザンヌ條約にて終局を告げしが、之と時を同うして、バルカン聯盟四國と土耳其との間に戦争破裂し、次で又獲物分配の争よりして、ブルガリア對バルカン諸國の第二次戦争となれり。

バルカン聯盟の成立に於て第一の功勞者は希臘首相ヴェネチオスなり。彼はクリート嶋出身にして豫て同嶋及希臘の爲に熱心に運動し、同嶋假行政長官たりしことあり。一九一〇年九月、希臘

バルカン聯盟の成立

ヴェネセロスの功勞

に歸化して其の國民議會の議員となり、翌十月には首相となり、爾來永く希臘政界の中心人物として内外に重きを成せり。彼は土耳其に當るが爲には、バルカン聯盟の組織を以て最も必要なりと爲し、一九一一年四月以降、タイムス通信員ブルチャーを介して、先づブルガリア首相兼外相ゲシ・フとの間に私的斡旋を爲さしめ、次で翌一九一二年二月下旬以後、正式の交渉に移りしが、ゲシ・フ並にセルヴィア首相兼外相ミロヴィチは、大に此の計畫に賛成し、協議は順調に進行せり。而してブルガリア及希臘間の同盟條約は、五月二十九日ブルガリア首府ソフィアに於て、ゲシ・フと希臘公使バナスとに依つて調印せられたり。又ブルガリア及セルヴィア間の交渉は、前者よりも後れて開始せられしも、條約の調印は前者に先ち、三月十三日ソフィアに於て之を了せり。ゲシ・フ及ミロヴィチ其の調印者たり。次で九月に至り、モンテネグロもセルヴィアと同盟條約を締結し、且ブルガリア及希臘と口約に依る同盟を結べり。斯くしてバルカン聯盟は愈完全に成立したるなり。

ブルガリア及希臘の同盟

ブルガリア及希臘の同盟は「防禦同盟」と稱せらるるも、其の規定する所は左の如くにして、單純なる攻撃に對する防禦同盟とは趣を異にする所あり。即ち

「締盟國の一方、其の領土に於てか、或は又條約若くは國際公法の原則に基く其の權利の組織的無視に因つて、土耳其の爲に攻撃せらるる場合には、兩國は全兵力を以て互に相援くべし」。

ブルガリア及セルヴィアの同盟

又ブルガリア及セルヴィアの同盟は「友好及同盟の條約」と稱し、條約本文に於ては、  
「一國又は其以上の國(土耳其ルーマニア及埃地利を假想敵とす)に依つて攻撃せられたる場合に、互に全兵力を以て相

援くべきこと」

を約し、防禦同盟の形となれるも、別に附屬密約第一條に於て、左の如く規定せり。

「土耳其内部の紛擾の場合に於て」、又は「バルカン半島に於ける現状維持の問題を惹起す土耳其内外の難局の場合に於て」、「軍事行動避け難くなりたりとの結論に達したる國は」、直に他の一方の締盟國に對して意見交換を開始すべし。而して意見一致したる時は、之を露西亞に通知すべく、露國之に反對せざるに於ては、豫め協定せる所に従ふて軍事行動を開始すべし。若し又意見の一致を見ざる時は、兩國は露西亞の意見を求むべく、之に對する露西亞の意見は兩國を拘束するものとす。

露西亞に於て意見の言明を拒み、然も、行動開始を可とする國が、自己の責任を以て土耳其に開戦する時は、他の締盟國は之に對して「友誼的中立」を守り、軍事協定規定の範圍に於て動員を命じ、且第三國が土耳其に加擔する場合には、其同盟國を援助すべし。

即ち其の明に攻守同盟なるを見るべく、且露國との關係も深き注意に値すべし。尙ほ此の附屬密約第二條に、共同開戦に依つて獲得せられたる土地の分配を協定し、ブルガリアはロドープ山及ストルマ河以東、セルヴィアはシャル山北西の土地を取ることとし、其の中間の地域に就ても、之を「自治州と爲すこと不可能なる場合」の分配法を規定せり。又同盟條約附屬密約及軍事協定は、皆露國政府に通知し、土地分配其他條約解釋等の一切の紛議は露國の裁定に附することとせり。(此年五月、ブルガリア國民

獲物分配の密約

議會議長ダネフは、セルヴィアとの同盟條約及密約等通知の使命を帯びて露帝ニコラス二世に謁したるに、帝は大變化する意を表し、希臘との協定に就ても賛意を表したり。但し露國外相サメノフは慎重なる政策を勸告し、ブルガリアの干渉並に之に伴ふべきバルカン紛糾は、露國政府の是認し得ざる所なる旨を告げたり。

従来ブルガリア、セルヴィア及希臘は、互に競争反目の間柄に在り、其の不和は實にバルカン問題の解決を妨ぐる大原因たりしなり。然るに今や彼等は一致提携して共同の敵に當らんとす。局面の大變化と謂はざる可らず。當時伊土トリポリ戦争進行中にして（一九一一年）、之が爲め土耳其は大打撃を受けつゝありたり。此事實がバルカン諸國に大なる獎勵を與へ、聯盟の成立を助けたるは、固より言ふ迄もなし。

(II)

ブルガリアを始めとし、バルカン聯盟諸國は、破裂の口實を、マセドニア改革問題に求めんとしたり。伯林條約第二十三條に歐羅巴部土耳其地方の改革を約せるにも拘らず、土耳其政府は誠意を以て之を實行せず、従来既に永く問題となり居たるなり（本卷第五章第一節、及第七章第一節參照）。且一九〇八年の夏以來政權を握れる青年土耳其黨の政府は、過度の統一主義及土耳其化主義に熱中し、異民族を甚しく迫害しマセドニア地方の基督教徒の如きも、虐待に堪へ得ずして、流離逃亡相次ぐの状態に在りたり。されば伯林條約を楯に取りてマセドニア改革を叫ぶは、争を開くに於て正に好個の題目たりしなり。但しブルガリアは一八八五年伯林條約を破りて、東ルーメリアとの合同を斷行し、又一九〇八年には再び此條約を破りて獨立を宣言せり。彼等は條約尊重を説くの資格を有するに非ず。

破裂の口實はマセドニア改革問題

各國の動員

兎に角ブルガリアは先づマセドニア問題に依つて火の手を揚ぐるの策を取れり。八月中旬（一九一二年）首府ソフィアに於て、一種の國民大會開催せられ、引續き又マセドニア及スレス地方代表者の大會開かれしが、孰れも此等地方の自治を主張し、ブルガリア政府が直に動員を命じ、且主張貫徹の爲に必要なに於ては、敢て土耳其に宣戦せんことを要求したり。次いで形勢は急に險惡の度を増し、九月下旬土耳其がアドリアノーブル地方に於て、大演習の計畫を爲すや、ブルガリア及セルヴィアは、之を口實として九月三十日動員を實行し、土耳其亦十月一日動員し、危機の破裂愈眼前に迫るに至れり。

無効なる列強の警告

列強は此形勢を見て大に憂慮し、且バルカンの運命を、今猶自分等の手にて支配し得る如くに自惚れ、協議の上、十月八日露英二國總代となりて、左の趣意の警告書をバルカン聯盟四國に送ることとせり（十月十日交附）。

- (一) 列強は平和を亂すの恐ある一切の處置を強硬に非認する事。
- (二) 列強は伯林條約第二十三條に基き、歐羅巴部土耳其に於ける改革の實行の爲めに努力すべき事。

(三) 萬一バルカン諸國と土耳其帝國との間に開戦となるも、列強は歐羅巴部土耳其に於ける現在の領土的現状の變更を一切許容せざる事。

右と同時に露英佛獨五國は、更に土耳其政府に對し、

「伯林條約第二十三條及一八八〇年の條例の精神に依り、歐羅巴部土耳其の情勢の必要とする改革並に其の實行の保障法を、土廷と共に直に調査せんと欲すること」

を通告したり。之に對し土耳其政府は、一八八〇年の條例を次期議會に提出し、其の協賛を求むべし云々として、頗る不得要領の態度を取りしが、聯盟諸國亦列強の警告に對して全然耳を藉さず、モンテネグロ王ニコラス一世は其の誕生日たる十月八日を以て既に土耳其に宣戰し、他の同盟三國は十月十三日直接に土耳其政府に向つて「人種的自治」の確認、其他、歐羅巴領を有名無實とならしむる如き大大的改革案を提示し、同意の證として動員を取消さんことを要求したり。是れ事實に於て最後通牒に外ならざるなり。土耳其は固より之に應ぜざるのみか、三國の態度を以て無禮なりと爲し、十月十七日三國より公使を引揚げ、且三國代表者の土京退去を要求したり。是に於て翌十八日三同盟國は土耳其に向つて外交斷絶を告げ、且交戰状態にあるものと認むべきことを宣言せり。事は總て彼等の希望通りに進行したるなり。

## 〔III〕

バルカン戦争愈破裂となるや、最初土耳其は聯盟諸國を侮り、列國亦土耳其兵の武勇に深き期待を屬したるが如し。然るに同盟四國軍一齊に蹶起して各所に攻略を始むるや、土耳其軍はマセドニアに又スレスに、到る處連戰連敗の悲運に遭ひ、其間希臘は十一月八日サロニカの要港を占領したる外に、エーゲ海諸嶋をも占領して、此方面の海權を奪へり。歐部土耳其は君士坦堡及其附近を除いて、

## 土耳其連戰連敗

## 休戰

殆ど潰滅に歸したるなり。列強は大に驚いて調停の勞を取らんとしたるも、意見不一致の爲に無能を暴露するに終り、土耳其は已むなく直接にブルガリア王フェルディナンドに向つて休戰を求め、十二月三日同盟諸國との休戰條約となれり。但し希臘は海戰の關係上此休戰に加らず。

## 倫敦媾和會議

## アルバニア問題

次で媾和會議は十二月十六日より倫敦に開かる。之には未休戰の希臘委員も、土耳其側の同意を得て参加せり。此會議の傍に於て、列強は別に大使會議を開いて媾和會議の進行を助くることとし、大難問となり居たるアルバニアに關して、之に自治を與ふること、並にセルヴィアにアドリア海に於ける商業上の出口を得せしむることを協定せり。蓋しバルカンに於ける聯盟諸國の意外の大勝に對し、露國は勿論、英佛も好感を以て迎へたりと雖も、壤はノヴィバザールよりサロニカに向ふ進路の塞がるるを思ふて、不滿に堪へず、就中境を接するセルヴィアの勃興に對しては、最も深き嫉妬と不安とを感じたり。而して港を有せざるセルヴィアは、マセドニアに於ける領土擴張の外に、アルバニアに於てアドリア海への出口を求むるを最大の念願と爲し、開戰早々よりアルバニア攻略に力を注ぎ、現に既にツラッ港を占領し(十一月)、之に絶大の希望を屬したり。然るに壤地利はアドリア海に於ける自己勢力の擁護の爲に、極力之に反對し、伊太利亦同一態度を取りたれば、セルヴィアは露國の後援ありたるにも拘らず、遂に此方面に於ての領土慾を遂ぐる能はず、アルバニアは別個の自治國と爲され、セルヴィアは唯通商上の出口の便宜を與へらるるに止まりたり。セルヴィア人の悲憤想ふべきなり。而して是れ當時に於ける對土折衝以外の國際的大暗闘の第一齣を爲すものにして、スラヴ派は



奥地利の爲め一大敗北を取りたるなり。

吾人は土耳其對同盟四國の媾和會議に復らざる可らず。此會議の議事は大使會議の斡旋のため、大に其の進行を助けられたるも、最後にアドリアノーブルの歸屬如何が最大の難問となれり。ブルガリアは其の包圍中なる此の土耳其第二の大都市の割讓を飽迄要求し、土耳其之に應ぜざるなり。結局大使會議は土耳其政府に讓歩を勸告するに決し、一月十七日（一九一三年）連合通牒として之を交附したり。列強中獨逸二國は、土耳其に壓迫を加ふるを好まざりしも、兎も角連合の形を取れり。之に對し、土耳其キアミル内閣は讓歩の色を示さんとしたるに、之を憤慨せる青年土耳其黨は、不平軍人と相結んでクーデタを斷行し、キアミルの失脚となり、遂に媾和會議は一月末決裂に歸し、二月三日より戦争の再開となれり。

再開戦後の戦況に就ては、三月二十六日ブルガリア軍がアドリアノーブルを陥れたるを以て、最も注目すべきものと爲す。自然君士坦堡も危険を感ずることとなり、土耳其は唯、屈伏の外なきに至れり。同盟軍は償金の條件を附せんとして、一時行難みを來したるも、結局之を固執せず、四月十九日休戦成れり。（此年三月十八日希臘王ジョージは、希臘占領中のサラニカに於て暗殺せられ、皇太子コンスタンチン新王となる。其后ソフィアは獨逸皇帝の妹なり。）

第二回媾和會議は、五月中旬（一九一三年）より倫敦に開かれたり。大體の媾和條件は列強の調停周旋に依りて、既に協定せられ居り、アドリアノーブルの放棄も、既に土耳其の觀念せる所なるが故に、多くの困難は無き筈なりしも、然し同盟諸國相互間に於て、早くも獲物に關して暗闘を始め、希

アドリアノーブル問題

會議の決裂

土耳其の再敗と休戦

第二回倫敦媾和會議

會議の遷延とギリの一喝

倫敦平和條約

臘及セルヴィアはブルガリアの要求多きに過ぐと爲し、其の内紛頻りなるが爲に、會議の結了は徒らに遷延を重ねたり。遂に英國外相グレーは、五月二十八日憤然として同盟諸國全權に大警告を與へ、「條約に調印するの意向なき者は、最早滞在して評議を繼續するも無益なるが故に、倫敦を立去りて然るべし」と言へり。此一喝は忽ち效を奏し、五月三十日平和條約の調印となれり。開戦後約八ヶ月にして平和回復となれるなり。條約の要項左の如し。

- (一) 土耳其はエーゲ海岸マリツァ河口のエノスより黒海岸のミヂアに至る線より以西の歐大陸に於ける其領土を同盟四國に割讓す。但しアルバニアは除外するものとす。（獨立の自治國）。
- (二) アルバニアの境界劃定並に其他アルバニアに對する一切の問題の處理は、英佛露獨逸に一任する事。
- (三) 土耳其はクリート嶋を同盟四國に割讓す。
- (四) クリート以外の土耳其領エーゲ海諸嶋並にマウント・アソス半嶋の處分決定は、英佛露獨逸に一任する事。
- (五) 交戦並に上記割讓より生ずる財政關係の諸問題は、巴里に開かるべき國際委員に其處理を一任し、土耳其及同盟國の代表者之に参加する事。

右エノス・ミヂア線以西の放棄に依り、土耳其は君士坦堡附近並に海峡に沿へる狭少の地域を除い

スクタリ問題

ては、歐羅巴に於ける存在を失ふこととなれり。又クリートは勿論希臘に與へらるる筈なり。尙當時對土關係以外に於て、前記アルバニア問題に次での國際的大紛糾を惹起したるスクタリ問題に付一言せざる可らず。スクタリはアルバニアの北端、スクタリ湖に臨み、モンテネグロと相接する所に在り、嘗て十四世紀より十五世紀に亘り百餘年間モ國の領土たりし歴史を有す。且其の附近地方は肥沃を以て知らる。之を以てモンテネグロは開戦早々より其の併合を期して邁進し、苦戦數月を重ねたり。然るに其間に列強はアルバニア自治國を造ることとなり、其の境界を劃定するに當り、スクタリを同國領内に含ましむるに決したり。モンテネグロは之を無視しつつ攻撃を繼續し、露國以外の列國が之に反對して、アンチヴァリ港外に聯合艦隊の示威運動を行ふに至るも猶屈せず、遂に四月二十二日之を占領して、愈國際の大問題となれり。モンテネグロの行動は無論穩當に非ざるも、露佛は其の主張に同情を寄せ、特に既に占領を實行せる以上、成るべく其の志を成さしめんと欲し、英國も寧ろ同情ある態度を取らんとしたるに、曩にセルヴィアのアルバニア進出に反對したる境地利は、同じくスラヴ系なるモンテネグロの此のスクタリ占領に對しても強硬に反對し、獨力にて撤兵を強制すべしと揚言し、南境方面に軍隊を集中して、大威嚇を加へたり。又伊太利ヴィクトル・エマニユエル三世はモ國王ニコラスの女婿なるも、同じくスクタリ撤退を勸告せり。五月五日モンテネグロ王は遂に涙を飲んで撤兵に同意し、入代つて約千名の國際軍隊は、暫時此地を占領することとなれり。露國は無念ながらも隱忍するの外なかりしなり。スクタリは一小地に過ぎずと雖も、是れ自ら當時の國際

的大暗闘の第二齣を爲すものにして、スラヴ派は境地利の爲に再び大敗北を喫したるなり。スラヴ派の憤懣は想ふに堪へたり。

〔四〕

獲物分配の紛争

セルヴィアの主張

倫敦平和條約調印後僅に一箇月にして、ブルガリア對バルカン諸國の第二次戦争となれり。蓋し同盟諸國は意外の大勝を得たる代りに、各自野心の複雑なるため、獲物の分配に就て衝突起り易く、既に平和條約調印前よりして暗闘を始め居たり。スレース及マセドニアに於て、豫想外の大利益を得んとするブルガリアに對し、セルヴィア及希臘の抱く不満が問題の中心たり。就中、セルヴィアは開戦當初アルバニア方面に土地を得て、アドリア海に出口を造ることを熱心に期待せしに、境の反對のため不成功に終りたるに依り、其の代償としてマセドニアに於ける所得増加を圖らんと欲したり。且第一回媾和會議はアドリアノーブル問題の爲に破裂となり、再度の開戦は専らアドリアノーブルをブルガリアに得せしむる爲に行はれ、戦勝の結果はブルガリアをして殆んど全スレース州を其手に收めしめ、豫期以上の大膨脹となれるが故に、ブルガリアは他に於て多少讓歩して然るべしと唱へられたり。要するに此等形勢の變化、其他セルヴィアに對する應援兵の不足等種々の理由の下に、セルヴィアはブルガリアに向ひ、同盟附屬密約中に規定せる獲物分配法の修正を要求したり。(争の主點は、ウチプ、及モナスチール等を含む地域にありたり)

セルヴィアの主張には同情すべきものもあるも、ブルガリアは大成功の歡喜と得意とに酔ひ「バルカ

ンの普魯西」との世評に餘りに高慢となり、毫も讓步せんとせざりき。バルカン聯盟の危機を見て深く憂慮せる露帝ニコラス二世は、六月八日ブルガリア王フェルヂナンド及セルヴィア王ピートルに、強硬なる警告の親電を發し、其爭議を露帝の仲裁に附せんことを求めたり。露帝の仲裁は同盟密約中にも規定せる所にして、固より至當の事に屬す。バルカン聯盟作成者の一人たるブルガリア首相ゲシフは、聯盟の破壊を大に恐れ、仲裁にて解決を期せんと欲したり。斯くて露帝は聯盟四國の首相を露京に招致し、會議を開くこととならんとせしに、ブルガリアに於ては主戦派勢力を占め、ゲシフの溫和説は王の容るる所とならず、遂に其の辭職を見るに至らしめたり。ゲシフは當時の事情を其の著「バルカン聯盟」中に説明して、

「流血なくして我同盟國との妥協に達し、バルカン聯盟を無難に維持し、セルヴィア及希臘との仲裁に依頼するの予の政策は、嘉納を得ざりき」

と言ひ、又

「予は陛下と不一致なりしが故に辭職したり」

と明記せり。而して主戦派のダネフ、彼に代つて首相となりしが、其内閣も結局ダネフを露京に派しセルヴィア及希臘との爭議を仲裁に附することを滿場一致にて議決したり(六月二十二日)。然るに其れより一週間後の六月二十九日より三十日に至る間の夜、極めて不規則なる形の下に、ブルガリア軍はセルヴィア及希臘の兩軍に對して、突如攻撃を開始せり。

ブルガリアの開戦

「ブルガリア政府の滿場一致の決定に反し、内閣の知らざる間に、六月二十九日、ブルガリアの第二第四兩軍は、司令部よりの命令に依り、我同盟を攻撃したり」(ゲシフの記事)。

要するに主戦派は武力解決を期し、開戦を強制せんとしたるなり。當時セルヴィアの勢力増加を喜ばざる奥地利は、セルヴィアの主張並に露西亞の干渉に反對し、暗にブルガリアに獎勵を與へたり。又ブルガリアはエーゲ海の良港サロニカに對して豫て野心あり、希臘が先んじて之を占領したるを深く遺憾とし、機を見て之を奪取せんと欲したり。是れ亦開戦の重要な動機たりしなり。

然れどもセルヴィア並に希臘は密に一戦を期し居たるが故に、寧ろ喜び勇んでブルガリアの挑戦に應じ、直に交戦を開始せり。モンテネグロ亦セルヴィアに應援せり。而してルーマニアは始め均勢維持を名として、不明瞭の中に軍事行動を開始せしが、七月十日ブルガリアに宣戦し、其の北部方面の無防備を幸に、宛も演習行軍の如くに侵入せり。次で又土耳其も好機乘すべしと爲し、ブルガリア軍がセルヴィア及希臘の方面に移動集中せる其虚を衝き、七月二十二日キルク・キリセを、翌二十三日アドリアノーブルを、易々と占領せり。斯くてブルガリアは完全に四面より包圍攻撃を受くるの窮地に陥れり。無謀驕慢の爲に失敗を招き、喜悲急轉するの事例少なからずと雖も、此の如くに甚しきは實に稀有なりと謂はざる可らず。尙倫敦平和條約調印後、未だ月餘を出でざるに、土耳其が公々然之を蹂躪して、アドリアノーブル奪還の舉に出でたるは、無法の極なること勿論にして、列強は齊しく抗議したるも、結局無効に終れり。

バルカン諸國の包圍攻撃

## ブカレスト平和條約

露國はブルガリアの窮狀を憐み、休戦の爲に周旋する所あり、七月三十日よりルーマニア首府ブカレストに於て、土耳其を除くバルカン五國の會議開催さる。會議は先づ休戦を議決し、次で媾和條件の議事に移り、八月十日、ルーマニア、希臘、セルヴィア、及モンテネグロの四國とブルガリアとの間に、平和條約調印せらる。之に依りブルガリアは、ダニュープ河畔ツルツカイアの上手の地點より東方黒海岸エクレネの南手に達する線以北、即ちシリストリアよりドブルジャ地方を、ルーマニアに割譲し、又マセドニアの大部分は希臘とセルヴィアの間に二分せられ、セルヴィアは其の北半を（南方モナスチール地方を含む）、希臘は其の南半を取れり。（希臘のエーゲ海に沿へる新領土はメスタ（カラスと）の河口に達し、サロニカの外カヴァラ港も其中に含まる）。（ブルガリアはメスタ河口以東エノス迄の間に於て多少の海岸線あるも、良港なし）。

九月二十九日君士坦堡に於て、ブルガリア及土耳其間の和約成る。土耳其はアドリアノーブル及キルクキリセを回復し、倫敦條約のエノス・ミヂア線に比し大に有利なり。次で十一月十三日希土二國間の和約も成れり。希臘は此條約と上記ブカレスト條約との結果として、マモドニア、エピルス、クリート、及エーゲ群島中若干の島を得、其の所得最も大なり。（クリート併合式は、一九一三年十二月十四日同嶋に於て、希臘王親臨の上行はれり）。

最後にブカレスト會議中のカヴァラ問題に就て一言すべし。ブルガリアは豫てエーゲ海岸に良港を得んと欲し、第一にサロニカを狙ひたるも、敗戦の結果全然絶望に終りたれば、少なくともカヴァラ港

## カヴァラ問題

を其手に收めんと欲したるに、又々希臘との大衝突となれり。ブルガリアは極力之を争ひ、會議の大難問となるに至りしが、列國中露國はブルガリアに同情し、之を援けんとする其一方に於て、獨逸皇帝は其の妹たる希臘皇妃ソフィアの哀願を容れて希臘を支持し、英佛も亦希臘に好意を示し、斯くて一時大紛糾を呈せしめたり。而して結局ブルガリアは其目的を達する能はず、カヴァラは希臘の有となりたることに記したるが如し。

ブルガリアは最初土耳其との交戦に於て、正面の難地に立ち、同盟側の勝利に於て功勞最も大なるにも拘らず、最後に悲惨なる大打撃を蒙り、アドリアノーブルを取り返されたるのみか、マセドニアに於ける獲物の大部分を奪はれ、且カヴァラ占取の念願をも遂ぐる能はず。自業自得の運命なりとは云へ、ブルガリアとしては恨み骨髄に徹するものなき能はず。彼等はブカレスト條約を以て屈辱の記念物と爲し、臥薪嘗膽の思ひを以て、蹶起之を破棄するの機會を待たんとす。

次に墺地利はセルヴィアの膨脹を甚だ喜ばず、先きにアドリア海に向つての其のアルバニア進出は之を阻止し得たりと雖も、後にブルガリアに勝ちて大に領土を増し、勃興の機運隆々たるものあるは墺地利の心中不安に堪へざる所なり。されば一九一三年八月下旬、即ちブカレスト平和條約締結の當時に於て、墺地利はセルヴィアとの開戦の事に付、伊太利の賛成を得んとして、密に其の意向を探りたる事實すらあり。（當時の伊太利首相ジョリッチは、一九一四年十二月に至り、議會に於て此事）<sup>（實を暴露せり。伊太利は勿論防禦同盟の趣旨に反するものとして反對したり）</sup>。墺地利としては、早きに於てセルヴィアに一撃を與へ、以て禍根を絶たんと欲したるならん。然れどもセルヴィ

## ブルガリアの痛恨

## 墺地利及セルヴィアの危険なる關係

アの立場より之を見れば、引續く二回の戦争の成功に伴ふて、大セルヴィア主義の意氣益々揚がるは必然の勢にして、特に對埃關係に於ては、曩に一九〇九年の春、ボスニア及ヘルツェゴヴィナ二州併合事件の時、埃の爲に大屈辱を蒙りたることあるに（第七章第 三節參照）、今又埃の爲にアドリア出口の獲得を妨げられ、遺恨益々深きものなきを得ざるなり。

上記の諸事情を思ふときは、ブカレスト條約に依り、バルカンの平和漸く回復せられたりと雖も、危険なる禍根の深く伏在すること自ら明白なるべし。又露西亞は始めバルカン聯盟作成の謀議に加はり、其の成立を助けながら、後聯盟相互の間に爭議起るや、仲裁者としての條約上の責務を完うせず、互讓解決を爲さしむるだけの力なく、遂に聯盟をして破裂に歸せしめたるは、露國外交の失敗を意味するものと謂はざる可らず。之が爲め露西亞はバルカンに於て、非常に自己に不利なる形勢を作り、次の大戦に際し、ブルガリアをして獨埃に投ずるに至らしめたるなり。

露國外交の失敗

## 第十二章 世界大戦（其一）

### （サラエヴォ事件と大戦の破裂）

（一九一四年）

- 〔一〕 バンスラヴィズムとパンセルマニズム。英獨の關係。ビスマルク時代以來の回顧。東方三國同盟。獨逸海軍擴張の影響。ホルデンの伯林行。獨逸の中立協定要求と英の反對。英佛海軍協定。
- 〔二〕 バルカンの新形勢と獨逸の陸軍擴張。ルーマニアと三國同盟。佛露亦陸軍擴張。形勢次第に不穩。英王の巴里訪問。土耳其のリーマン招聘問題。英露海軍協定の協議。
- 〔三〕 サラエヴォ事件。埃國皇儲夫妻暗殺。埃國政府の態度。獨逸皇帝の獎勵と援助保障。埃國強硬政策に決す。
- 〔四〕 當時の各國情勢。佛露英何れも政情紛糾中。埃の最後通牒。最も問題となれる三箇條。セルヴィアの回答。外交遂に破裂。
- 〔五〕 埃國最後通牒に對する獨逸の態度。獨逸の強硬なる支持。セルヴィアの回答に満足しながら放任。グレイの四國會談。獨逸の反對。サゾフの露埃直接交渉案。埃之を拒絶し且對セルヴィア宣戰。露の一部動員。ホツツダム御前會議。グレイの警告。獨逸の對英中立交渉。英の拒絶。
- 〔六〕 獨埃に一時途巡の色。獨外相埃に露埃直接交渉を強硬に勸告す。露京にての獨逸大使の新交渉。獨逸の對埃提議。グレイの對露提議。埃亦對露態度を一變す。露埃總動員。獨逸の對露最後通牒。露獨兩帝の親電交換。獨逸の對露宣戰。宣戰後の奇なる獨帝親電。獨逸の對佛宣戰。
- 〔七〕 グレイの最後の努力。獨軍のルクセンブルグ侵入。獨軍の白耳義侵入。グレイ佛に海軍援助を約す。グレイの議會に於ける演說。英の對獨最後通牒。獨逸宰相の狼狽。「一片の紙」。英の對獨宣戰。埃の對

露宣戦。英國の責任如何。グレイ罪なし。チエルニンの獨逸評。

〔一〕

パンスラヴィズム  
とバンセルマニズ  
ム

バルカンに於ける形勢は、塊地利及セルヴィアの兩立し難き關係を中心として、如何に危險性に富むかは、既に前章に説きたる所なり。而してセルヴィアの背後には露西亞あり、塊地利の背後には獨逸あり。塊セ二國の衝突が一轉して露塊衝突となり、更に再轉して露獨衝突となるべきは、勢の避け難き所なり。蓋しセルヴィアは、パンスラヴィズムとバンセルマニズムとの衝突の中心點に立つ。スラヴ派はセルヴィアを以て、セルマン派の東進を防止するが爲の大關門と爲し、セルマン派は之を以てバルカン突破に於ての第一の障害物と爲す。大戰破裂後(一九一六年)セルヴィア人の發表せし檄文中に、自ら呼んで「世界政策の十字街に於ける番人」と言ひしは、誠に宜べなり。セルヴィア問題を中心として遂に禍機の大破裂を見るに至りたるは、決して偶然に非ざるなり。

英獨の關係

更に又注意を要するは英獨の關係なり。當時の國際危機の原因たるべきもの、若し單にスラヴ及セルマン兩派の衝突のみに止まりたらんには、セルヴィア問題のため歐大陸に於ける戦争とはなるも、世界戦争とはならざりしならん。唯夫れ別に英獨抗争の、十數年來、次第に深刻を加へ來れるものあり、英としては獨逸が意の儘に露佛を撃破するを冷然傍觀し得ざる立場にありたり。故に遂に英の騷起となり、從つて英の同盟たる日本の參戰ともなり、其餘波は更に米國にも及ぶに至らしめたるなり。

ビスマルク時代以來の回顧

請ふ吾人をして暫く英獨關係を回顧せしめよ。ビスマルクは獨逸帝國の安固を圖るを以て目的と爲し、其の手段としては佛國を孤立せしむるに最大の努力を拂ひ、三國同盟を作りながらも、敢て之に偏倚することを爲さず、假想の敵たる露西亞とも手を握り、又英國とも親善關係を維持するに努め、「英國は獨逸の自然的且傳統的の同盟なり」と言ひ、植民地問題に於ても、英に對し妥協的態度を取りたり。獨逸帝國建設後のビスマルクは、實に各方面に於て平和外交に努めたるなり。而して英國亦大陸に於ける獨逸の發展を靜かに傍觀し、三國同盟に對しても、寧ろ好意を寄せたり。一八八七年二月十二日、伊太利の發議の下に、地中海及其の近海の現状維持に關する協定文書を英伊間に交換し、同三月二十四日塊地利之に參加し、斯くて英塊伊三國の提携を見ることとなりしが、更に同十二月十二日、塊の發議に依りて英塊間に第二次地中海協定を結び、其の内容を擴充して土耳其に關する新なる重要事項を加へ、同月十六日伊太利も之に參加し、益々三國間の關係を深くせり。此の第二次協定は東方三國同盟とも稱せられ、ビスマルクは傍より其の成立を助成したり。英塊伊の接近が英獨關係にも好影響を與ふることは勿論なり。(英塊伊の第二次地中海協定は、東方に於ける一般的現状維持の外に、土耳其の獨立及保全の爲に取るべき處置を協定すべきこと、並に土耳其の主權の尊重を強調し、必要の場合には土ブルガリア問題に關し不穩の態度を取りつつありたる露西亞を目標と爲せるなり。其の二日後の翌一八八八年二月獨逸は同盟條約を發表し、露の反省を促せり。)

東方三國同盟

ビスマルク時代は右の如くなりしが、其の退隱後の獨逸は老宰相の苦心を忘れたるもの、如く、國運勃興の勢に乗じて往々驕慢なる態度に出で、又三國同盟にのみ偏するの弊を生じ、次第に多くの敵

獨逸海軍擴張の影  
響

を造るに至りたる其中にも、英國とは海外發展の進むに伴ふて次第に衝突の勢を激成し、特にチルビットの努力に依る一八九八年以來の數次の急激なる海軍擴張は、非常に英獨關係を悪化せしめたり。宰相ビュローは其の危険を感知し、無制限の擴張を好まざりしが如くなるも、又一九〇九年七月彼に代れるベートマン・ホルウエヒも、大體親英の意向を有したるが如くなるも、結局彼等はチルビット一派の勢力を抑制し得ざりしなり。而して此事情が英と佛露との接近の大なる刺戟となりたるは言ふ迄もなし。英は固より獨逸との海軍競争を怠らざりしと雖も、徒らに抗爭を重ねることを喜ぶものに非ず。寧ろ獨逸と協定して製艦制限を行はんと欲し、度々兩國間の商議となりたることもあるも、獨逸の海軍熱甚だ高き其上に、獨逸は同時に政治協定を含ましめんとして、問題を益々複雑ならしめ、失敗を繰返したり。而して一九一一年の末に至り、獨逸が更に第五次大擴張の案を立つるや、英は再び折衝を試みんと欲し、陸相ホールデーの伯林行を見ることとなれり。

ホールデーは曾てゲッチンゲン大學に學び、獨逸語を善くし、獨帝と親交あり、英獨交渉の使命を托するに於て、最も適任と思はれたり。當時英國はアスキス内閣にして、海相はウインストン・チャーチルなりき。ホールデーは一九一二年二月七日倫敦を發し、翌日伯林着、十一日迄滞在せしが兩國保有海軍の割合に付、彼は二國標準を唱へ、チルビットは二對三を主張し、其他具體的事項に就ては意見容易に一致を見ず。結局、先づ兩國了解の基礎たるべき一般的政治協定を議することとなり。宰相ベートマン・ホルウエヒが提示したる協定案要旨左の如し。

獨逸の中立協定要  
求と英の反對

- (一) 兩國は互に平和及友誼の希望を保證する事。
- (二) 各自他方に反對するの目的を有する一切の協定を爲さず又協定に参加せざる事。兩國は斯かる協定を結び居らざることを明白に宣言する事。
- (三) 締盟國の一方が一國若くは數國と戰爭となりたる場合には、他の一方は少くも好意的中立を守り、且紛争局限の爲に盡力する事。
- (四) 前條の中立の義務は、兩國が現に締結せる現存協定と一致し得ざる限りは適用せられざるものとす。

ホールデー歸國して之を報告するや、英國政府は、第三項中立の誓約を以て同意し難しと爲したり。三月十四日、外相グレーが閣議を経て獨大使メッテルニヒ伯に提示したる對案左の如し。

「英國は獨逸に對して挑發せられざる攻撃を爲さざるべく、又獨逸に對して侵略的政策を取らざるべし。

獨逸に對する侵略は英國が現に取り結べる條約協商若くは協定の主題を爲し、又は其の一部を爲すことなし。又今後も斯かる目的を有する何者にも加入することなかるべし」。

然るに獨逸は他迄も中立の約を得んことを固執し、追加條項として、

「故に英國は獨逸が戰爭を強ひられたる場合に、少くも好意的中立を守るべし。若くは故に英國は當然の事として、獨逸が戰爭を強ひられたる場合に、中立たるべし」

の孰れかに同意せんことを求めたり。獨逸は總ての戦争の場合に於て、他より強ひられたるものと主張すべきは明なるが故に、グレーは益々警戒する所あり、

「英國は獨逸に對して挑發せられざる攻撃を爲し又は之に参加することなかるべきことを宣言す」と言ふに止めんとしたるに、獨逸は之を以て不十分なりと爲し、ホールデン使命の交渉は、遂に不調に終り、獨逸は新擴張案を其儘實行することなれり(六月議會通過) (ホールデンが伯林に到着したる翌日英國海相チャーチルはグラスゴーに於ける演説中に「英國海軍は我等に取り必要なるも、見方に依れば、獨逸海軍は彼等に取り寧ろ贅澤の性質を有す。海軍は我等に取りては生存なり、彼等に取りては膨脹なり」と言へり。此の贅澤海軍なる一語は大に獨逸人の感)。

英國は固より獨逸に對抗するの策を講ぜざる可らず。海相チャーチルは新に海軍擴張の案を立て、七月二十二日追加豫算として之を下院に提出せり。然れども最も注目すべきは、英國が此の前後よりして佛國との關係を一層強むるの必要を悟り、英獨製艦協定失敗の反動として、英佛海軍協定の成立を促したることなり。英佛軍事當局者は既に一九〇六年の始め以來協議を爲しつつありしが、前記の事情の刺戟に依り、此の一九二二年の春より秋に亘る間に於て、英佛海軍當局者は艦隊配置に關する協定を遂げ、英は地中海方面の艦隊を自國の近海に引揚げ、佛はブレストを根據地とする大西洋方面の第三艦隊を地中海に引揚げ、斯くて兩國手を分けて、北海と地中海とに各自の主力を集中することとしたり。次で十一月に至り、グレーは佛大使ポール・カムボンと手紙交換の形にて、海軍協定の内容を明確にせり。其の要旨左の如し(グレーは一九二二年十一月二十二日付、カムボンは同二十三日

## 英佛海軍協定

付)。

英佛海軍當局に於て協議し、新しき艦隊配置法を取りたるは、必ずしも戦争に際して共同動作を取るの約束に基くに非ず。然れども若しも孰れかの政府が第三國より無挑發攻撃を受けんとし、又は一般の平和が脅されんとすと信すべき重大なる理由あるときは、兩國政府は右侵略を防止し平和を維持する爲に共同動作を取るの必要あるや否やを直ちに協議し、若し其の必要ありとすれば、兩國相合して取るべき處置を協議すべし。此等の處置若し軍事行動を含まんには、兩國政府は直ちに參謀本部の計畫を考慮し、如何に之を遂行すべきかを決すべきなり。

此の協定は自由の餘地を多分に留保し、勿論同盟とは稱し難きも、然も英佛の「アングロ」が外交的より軍事的となり、殆んど準同盟とも稱すべきものとなりたるは、否定し得べきに非ず。英佛艦隊の新配置は、要するに一朝獨逸側と戦争の際、佛は地中海に於て埃伊の海軍を引受け、英は北海に於て専ら獨逸に當るの趣意を含むは、敢て説明を俟つ迄もなし。(一九二二年の夏、露佛間にも海軍情報交換に關する協定成れり)。

## [II]

次に獨逸は上記の海軍擴張の外に、バルカンの新形勢を理由として陸軍擴張を企て、之が爲め國際政情の悪化に一層の拍車を加へたり。抑も一九二二年の春、露西亞の庇護の下にバルカン聯盟の成るに至りたるは、獨逸の等しく不安を感じたる所にして、後此の聯盟は分裂を來し、第二次バルカン戦

バルカンの新形勢  
と獨逸の陸軍擴張



争となりたるも、獨逸が暗に奨励を與へたるブルガリアは、意外にも惨敗に終り、同年八月のブカルネスト條約にて、彼等の最も憎悪するセルヴィアは、却て非常に勢力を増せり。其の結果として塊地利の地位の不安を増せるは、勿論獨逸の大に不利とする所なり。

加之、更に茲に獨逸の深き關心を引ききたるは、ルーマニアが次第にセルヴィア側に近づかんとせることなり。ルーマニアは伯林公會當時の露の態度に憤慨したるの反動として、一八八三年十月三十日塊と同盟條約を結び(時に露國を假想敵と爲し、其の攻撃に對する防禦的のもの)、同日獨逸も之に参加し、次で一八八八年五月十五日伊太利も参加し、斯くて一般には極めて秘密に附せられしも、結局ルーマニアは三國同盟に加入し居りたり。然るに第二次バルカン戦争の際、ルーマニアはブルガリアの敵となり、セルヴィアの成功を援け、次第に三國同盟より遠ざかり行かんとせり。獨逸としては是れ亦不安の一資料たらざるを得ざるなり。

兎に角獨逸はバルカンの新形勢を理由として、一九一三年の春、平時職員十七萬人を増すに決し、大渦紋激起の端を開けり。同年三月、在伯林の佛國大使ジュール・カムボンは、度々注目すべき情報をも本國に送り、大に警告する所ありしが、果然佛國政府は先に一九〇五年一旦廢止せし三年兵役制を、八月に至り復舊するに決したり。次で翌一九一四年の春に至り、露西亞亦三年計畫を以て陸軍の大擴張を爲すに決したり。露西亞は今迄軍備不足の爲に、バルカン問題に於て度々獨逸に苦められたるの苦がき經驗を有するが故に、獨逸の新擴張を聞いて、益々對策策の必要を感じたるは當然の事たる

## 佛露亦陸軍擴張

ルーマニアと三國同盟

## 形勢次第に不穩

り。然も獨逸は却て露西亞の擴張計畫を攻撃して、形勢の悪化を助長したり。一九一四年三月二日ケルニツ・ツァイツング紙上に現れたる露都通信は、露の大擴張計畫を報じて、一九一七年其の完成の曉には非常なる危険に陥るべしと爲し、露國に重大なる異圖あるが如くに警告したり。之より獨逸諸新聞は相競ふて囂々の聲を揚げしが、特に三月九日伯林ターゲブラット紙上の無名氏の寄書は、露のパンスラヴィズムの危険並に軍人間の主戰主義を論じ、最早忍ぶ能はずと言ひ、敵の準備完成を待つて之と防戦するは愚の極にして、敵の未だ備へざるに乗じて我より攻勢に出でざる可らずとのピスマルクの格言は、實に現下に於ける獨逸の狀態に適應するものなり、此際須く自ら攻勢を取つて露と戦ふの覺悟を要すと斷言したり。想ふに此寄書は獨逸軍人派の意見を代表したるものなり。當時一般獨逸人は戦争禮讚の思想に燃えつゝありしが、就中軍人は其の武力の最も強大なるに恃む所あり、此時期逸す可らずと確信したるが如し。一方に於て、露國軍務當局の旨を受けたりと解せらるゝ露京のブルス・ガゼットは、三月十三日の紙上に於て「露西亞は平和を希望す、然し戦争の用意あり」と斷言し、獨逸の威嚇を怖れざるの意氣を示せり。

斯くて不穩の空氣が重く全歐を壓しつゝある際、英王ジョージ五世は皇后及外相グレーを伴ふて巴里を訪問せり(四月一日)。前年即ち一九一三年一月を以て佛國大統領に當選したるポアンカレが、同六月倫敦を訪へるに對する答禮として行はれたるものなるも、外相が珍しく同行したるは、意義特に深きものあるを思はしめたり。且當時の歐洲政情に顧み、此の英國王の巴里訪問が英佛露の三國

## 英王の巴里訪問

土耳其のリーマン  
招聘問題

シタントを強化するの趣意に利用せらるゝは、寧ろ必然の勢なりと謂はざる可らず。當時英國は其の外交の老巧なる、ホールデーン使命失敗後に於ても獨逸との接觸を絶たず、特に南阿弗利加及亞細亞土耳其方面の問題に關して、頻りに協議を行ひ、協商の成立將に近からんとするやに思はれたり(此協議は大戦破裂のため頓挫せり)。然も他方に於て、數月前(一九一三年十一月)獨逸のリーマン・フォン・ザンデルス將軍が、土耳其第一軍團司令官に任命せらるるや、露西亞は海峽地域を獨逸軍人に握らしむるの危険を説いて大に反對し、英も誘はれて同一態度を取り、結局リーマンは第一軍團司令官を辭して土耳其軍總檢閱官となるの妥協案にて落着を告げたり。此のリーマン事件が露をして益々英との提携を固むるの必要を感じしむる刺戟となりたるは勿論なり。

然らば如何なる方法に依るべきやと云ふに、具體的問題として露佛側の希望したる所は「三國協商」を三國同盟と爲すこと不可能なりとせば、少くとも英に説いて、英佛海軍協定に似たるものを英露間にも成立せしむるに在りたり。露國外相サゾノフは英王の巴里訪問を幸として頻りに佛國側と謀る所あり。結局英國より英佛海軍協定を露國に通知し、其れに依つて英露開談の機會を作るの案となれり。グレーは巴里滞在中之に贊意を表し、次で英内閣亦之を承認したれば、グレーは愈々五月二十三日露國大使にグレー・カムボン文書を示し、引續き英露海軍當局間の開談となれり。然るに在倫敦露國大使館員中に獨探の潜むあり、此交渉を獨逸側に漏らしたるため、五月末伯林ターゲブラット紙の素破抜となり、交渉の進行を妨ぐる其中に、危機の大破裂となり、「三國協商」をして一舉に三國

英露海軍協定の協  
議

同盟とならざるを得ざるに至らしめたり。

III

一九一四年の春より初夏に亘り、歐洲の國際政情が如何に不穩の密雲に包まれ、如何に重大なる危機を孕みしかは、上來の記事に依りて略明なるべし。然るに六月二十八日、サラエヴ(又はセラエヴ)事件の突發するあり。電火一閃、忽ちにして全歐の大暴風雨となれり。

サラエヴは六年前墺が併合したるボスニア州の首府にして、其地名は同所の有名なる古き「城」(セライ)より來ると云ふ。墺國老帝フランツ・ヨセフの甥にして皇儲たるフランツ・フェルヂナンド大公は、同地方に於けるセルヴィア及モンテネグロ兩國聯合軍を假想敵とする大演習を統監したる後、六月二十八日其の妻ホーヘンベルヒ公爵夫人と相携へて同市廳の歡迎會に赴く途上、一青年の爲に爆彈を投せられ、多少の負傷者を出したるも、皇儲夫妻は無事なりしに依り、其儘市廳に赴きて歡迎の式場に臨み、歸途負傷の二士官を病院に見舞はんとする時、ガヴリロ・プリンチップと稱する十九歳の一學生の爲に短銃にて狙撃せられ、夫妻共に殆んど即死を遂げたり。プリンチップはセルブ人なるも、ボスニア出身の墺國臣民たり。六月二十八日は一三八九年のコッソヴの役の記念日にして、此日セルヴィア王ラザールは土耳其皇帝ムラド一世の爲に敗られて戦死し、同時にセルヴィア帝國も亡びたるなり。但し同日ムラド一世はセルヴィア志士ミロシュ・オビリクの爲に暗殺せられたり。セルヴィア人が此日を以て長く忘れ難き記念日と爲し來りたるは、誠に故なきに非ず。皇儲フランツ・

サラエヴ事件

墺國皇儲夫妻暗殺

フェルチナンドは熱心なる大塊地利主義者にして、帝國內の統治に就ては、ドイツ、マジアル、及スラヴ等の諸人種に平等の地位を與へ、從來の奥匈二國聯合の代りに、一種の聯邦制を採用せんと欲したり。之が爲め匈牙利のマジアル人より憎まれたるも、スラヴ系は寧ろ味方と稱し得べき關係に在りたり。但し彼がコッソヅの記念日を選んでサラエヴに入らるは、却て反感を挑發したるの嫌なしとせず。而してセルヴィア政府は此事件に直接の關係を有せざりしも、從來其の首府ベルグラードは此地方に於ける排塊運動を目的とする秘密結社「黒き手」の策源地となり、情報部長デミトリエヅチ大佐の如きは、其の首領として知られ、今回の暗殺の陰謀もベルグラードに於て準備せられしなり。審問の結果、連累者として立證せられたるは、セルヴィアの非役軍人一名並に下級鐵道従業員一名に止まりたるも、實際の關係は更に深きものありたるに相違なし。（犠牲となりたる皇儲夫人は、もとコタク伯爵夫人と稱し、匈牙利プレスブルグ市のフリードリヒ大公邸に仕へ居る中、フランチック・フェルチナンドと相思の仲となりたるものなり。其の結婚には宮廷内にて大反對あり、結局夫人は皇儲妃としての待遇を受けず其の子孫は帝位相續權を放棄するの條件にて老帝の許可を受けたり。従つて夫妻は平生老帝と相善からず、宮廷内外に於て甚だ不人氣なりき。凶變に當りても同情するもの意外に少なかりしが如し。最初爆彈を投じたる男の捕縛せられたることを聞きたるとキフランチック・フェルチナンドは、「速に彼を絞殺せよ、然らざれば維也納は彼に勳章を與ふるならん」と言へりと傳へらる。兎に角サラエヴオ地方物情の不穩は豫て知られ居りたるにも拘らず、現に當日も爆彈又は短銃を携帯せるもの七名ありたる程なるにも拘らず、警戒の極めて手薄なりしは不。可解の事とせられたり。又加害者フリンチツプは獄中にて死せり。）

奥國政府の態度

奥國政府はサラエヴの凶變を以て乗すべき好機會としたり。彼等は豫てよりセルヴィアに痛撃を加ふべき機會を待ち構へ居たるなり。就中參謀總長にして軍人派の首領たるコンラッドは、最も熱心に強硬論を唱へたり。又獨逸皇帝が當初より盛んに奥を獎勵したることは、最も注意に値す。凶變一

獨逸皇帝の獎勵と援助保障

日後の六月三十日、在奥京の獨逸大使チルシュキーはベルヒトールドとの會話を本國に報告して、ベルヒトールドは「大公暗殺の陰謀の糸は皆ベルグラードに繋がらりたり」と言へることを記したる後、「予は當地に於て最も眞面目なる人士の間に於てすら、今回こそ徹底的にセルヴィアとの問題を決済すべしと絶えず主張せるを聞く」と述べたるに、皇帝は之に「今か然らざれば時期なし」との有名な傍註を附し、更に大使が「予は機會ある毎に靜かに然し強く且眞面目に、輕擧なからんことを奥國政府に注意しつつあり」と言へるに對し、皇帝は大に不滿を抱き、左の如き傍註を附したり。

「彼は何人の命に依りて之を爲すや、此は愚なる事なり、彼れの關與すべき事柄には非ず、如何に決すべきかは全然塊地利の爲すべき事なり。事の成行面白からざる場合には、後に至り『獨逸之を欲せざりしなり』と言はるゝに至るべし。チルシュキーは斯かる狂氣沙汰を止めて貰ひたし、吾々は綺麗薩張りセルヴィア人を片附けざる可らず、而して其れは又即刻に」。

以て獨帝の意の在る所を窺ふに足るべし。されば其の數日後、奥帝より直接に意向を尋ね來るや、彼は無條件に援助を約し、大に其の決心を促したり。當時の特使ホヨス伯は奥帝の親翰の外にブルガリアとの同盟を主張する意見書をも携帯し、七月五日午前伯林に着したり。同日獨帝はボツダムに於て奥國大使スツェギエー伯より右親翰を受取り、次で午餐を共にしたる後、大要左の如き重大なる意思表示を爲せり。

セルヴィアに對する行動は遅延せられざるを要すべし。露西亞は疑もなく敵對の態度を取ら

んも、予は多年之に備ゆる所あり。若しも塙露間に開戦を見ることあらば、塙は獨逸が其の忠實なる味方たるべきことを信じて可なり。然し現在の状況を以てすれば、露は戦争の用意を缺くが故に武力に訴ふる前に必ず再思するならん。「平和を愛するを以て知らるゝ塙國皇帝陛下には、セルヴィアに進軍することを苦痛とせらるべきは推察に餘りあり。然れどもセルヴィアに對する戦争の必要を眞に認むとせば、吾々に取りて總て有利なる現在の時期を利用せざるは遺憾の事なるべし」。獨逸の此の獎勵と保障とは、和戦を決するに於ての最大の力となるものなることを忘る可らず。彼はセルヴィア問題に付塙を援くるを以て獨逸の爲にも必要なりと爲し、露西亞に關しては、威嚇に依つて再び屈伏せしめ得べきものと思ひ、必ずしも大戦を希ひたるには非ざるべきも、運命は實に此日に於て決せられたるなり。且彼が豫め宰相に諮ることなくして、此の重大なる意思表示を爲したるは、獨裁外交の大缺陷を暴露せるものなり。

翌六日午後、塙國大使及特使と會見したる宰相ベートマン・ホルウエヒは、皇帝よりも多少用語に注意したるが如くなるも、固より皇帝の既に言明せし方針を繰返すの外ある可らず。塙國大使の維也納に報告したる所に據れば左の如し。

「宰相も亦塙の即時の行動を以てバルカンに於ける我難局の最良の解決となせり。彼は國際的見地よりして、今日を以て後の時期よりも有利なりと認む。セルヴィアに對する吾々の行動計畫を伊太利にも亦ルーマニアにも豫め通知するの要なかるべしとの事に付、彼は吾々と同意見なり。……」

吾々が如何なる決定を爲すとも、吾々は獨逸が同盟及友人として塙を支持すべきことを信頼するを得べし。

皇帝に依つて塙に與へられたる白紙の手形は、更に宰相の裏書を得たるなり。塙たるもの、喜び勇んで突進するに至るは必然の勢たり。此六日皇帝は豫ての計畫に従ひ、三週間の豫定を以て平然として北洋巡航の途に上り、天下事無きが如く装へり。(皇帝は出發前の政務打合として五日午後の中にポッツダムに於て、宰相の外に文武代表者を個々に引見し、塙大使と會見の事等を告げ、據るべき方針を指示したり。參謀總長モルトケ及海相チルビッツは不在にて參會せざりき。是れ誤つて御前會議と傳へらるゝに至りたるものなり。然し御前會議以上の重大なる決定が此日に爲されたるなり。)

塙京に於ては、七月七日外相ベルヒトールド伯を首坐として八大臣の塙國帝國內閣會議あり。ベルヒトールドは元來無能の人物なりしが、既に伯林よりの報告に勵まされ居る彼は、獨逸並にベートマン・ホルウエヒも無條件の支持を與へんとす云々とて大に強硬論を主張し、大臣中慎重論を説きたるは、匈牙利首相チッサ一人のみなりき。斯くて會議はチッサを除きたる多數を以て「承諾され難き要求をセルヴィアに送り、戦争を避け難からしむる」ことに決したり。翌八日獨逸大使チルシュキーはベルヒトールドを訪ふて語りて曰く、

「伯林より得たる電信に依れば、皇帝は予に訓令せらるゝに、伯林に於ては、セルヴィアに對する行動の期待せらるゝこと、並に若し一撃を加ふることなくして此機會を逸するが如きことあらば、獨逸に於ては人之を理解し得ざるべきことを、當地に於て強く宣言せんことを以てせらる」と。

僅に數日前頃の輕舉を戒めて皇帝より叱責せられたるチルシュキーは、此の前後よりして帝の旨を奉じて頻りに塙を激勵し鞭撻することとなるなり。次で塙は七月十九日の第二次會議に於て、セルヴィアに送るべき最後通牒の文案を決し、二十三日を以て之を交附することとせり。(七月七日の會議述べる言葉の中に、「吾々は今セルヴィアに對し行動を開始すべきや否やを判断するは、獨逸の關與すべき事柄には非ず、亦は個人としては、今は開戦を絕對に必要とするには非ずとの意見なり」云々の句あり。獨逸の壓迫を證明する一資料たるが如し。又當時塙老帝は獨逸の援助を確めたる上にて始めて強硬説に同意したるなり。)

## 〔四〕

當時の各國情勢  
佛露英何れも政情  
紛糾中

當時各國の情勢は獨に取り最も有利なるが如く思はれたり。第一に露の陸軍擴張が一九一七年に完成し、佛の兵役三年制亦充實を見んには、非常に不利となるべきは勿論にして、獨逸軍人派が此時期逸す可らずと爲しつゝありたるは、既に前に記したる所なり。加之佛國議會に於ては、前年八月三年制を可決したるも、之に反對せし社會黨は一九一四年五月十日確定の總選舉に於て、六十七人より百一人となり、大に勢力を増すと共に、國防問題も動搖を免れず、六月十三日新に成立せしヴィアニ内閣は窮境に立ち、同十六日彼が下院に於て演説の時、社會黨員等は「ア・バ・トロアザン」(三年制倒せ)と叫んで彼を苦めたり。七月十三日元老院に於て、陸軍委員會の報告委員シャル・フムベルトは、佛國國防の大缺陷を摘發して世を驚かしたり。又七月十六日佛國社會黨大會は、ジョーレスの發議の下に、戰爭を避くる爲の總同盟罷工を議決せり。(ジョーレスは七月三十一日或カフ)更に此年三月十六日、藏相カイヨー夫人がフィガロ紙主筆を暗殺したる事件あり、第二のドレーフス事件と稱せ

## 塙の最後通牒

られ、佛國政界の混亂を増さしめたり。斯かる間に於て、大統領ポアンカレは首相兼外相のヴィヴィアニを隨へて、七月十六日露京訪問の途に上り、二十日クロンスタット着、二十三日午後十時出帆歸途に就けり。然も露京に於ては佛客歡迎中の二十二日、約十二萬の勞働者は政治的反抗の大示威として同盟罷工を行ひ、騷擾を惹起せり。更に又英國に於ては、當時宛もホーム・ルール問題の爲に政局の大紛糾を來し、遂にジョージ王の斡旋の下に、各派代表者は七月二十一日より數日に亘り、王宮に於て會議中なりき。以上各國の狀況は獨逸政府をして益々好機乘ずべしと感ぜしめたること疑を容れず。特に最後に七月二十三日午後六時を以て最後通牒を提出し、在露のポアンカレ及ヴィヴィアニが將に歸國のため乗船し、以後數日間洋上の人たらんとする其間際の時間を選びたるは、敵の虚を衝くの魂膽を最も露骨に現せるものなり。(ポアンカレ等乗船後、獨逸は其の無線電信局に命じて彼と巴里政府とと見るべきものなり。此事實は開戦後に立證せられたり。ウイリソン著「戰爭犯人」第六章)

塙國政府の最後通牒は先づセルヴィアが一九〇九年三月三十一日の宣言に於て對塙態度を改むべきことを約したるにも拘らず、其後之を實行せざることを責め、次に今回の暗殺事件に付、其のベルグラードに於て準備せられ、セルヴィア國の士官及官吏の關係せることを挙げ、今後一切の罪惡的暴力的運動を防遏するの保障を要求せざる可らずと言ひ、第一に七月二十六日の官報に陳謝的の宣言を公表すべしとて、其の文案を示し、此宣言を更に國王の命令として軍隊に通告し、且陸軍公報に掲載すべしと言ひ、別に又十箇條の要求を提示せり。其中には排塙的なる公刊物結社及教育を禁止排除する

最も問題となれる  
三箇條

事、サラエヴォに於ける豫審の結果連累と看做されたる一陸軍少佐及一セルヴィア官吏を至急速捕する事、其他數項を含むも、最も問題となりたるは第四第五第六の左の三箇條なり。

一、排奥匈的運動の罪跡ある文武官を罷免すべし。其の姓名及行爲は奥匈國政府より之を通告すべし。

二、奥匈國の保全に危害を及ぼす運動を鎮壓するに付、奥匈國政府の機關がセルヴィアに於て協力することを承諾すべし。

三、六月二十八日の陰謀の加擔者にしてセルヴィア國內に在る者に對し、審問を開始すべく、奥匈國政府より委任せられたる機關は之に關する調査に参加すべし。

右三箇條は孰れも明にセルヴィアの主權を犯し、苟も獨立國たる以上、到底同意し難きものなり。而して回答には僅に二日間の猶豫を與へ、七月二十五日午後六時を以て期限としたり。

此の峻嚴苛酷なる最後通牒は一大爆彈の如くに世人を驚かし、忽ちにして列國間の大旋風を捲き起せり。維也納政府は六月二十八日以来、鳴りを靜めて平靜を裝ひしだけに、其の列國に與へたる衝動は非常に大なりき。英露は先づ第一に二日間の回答期限を延長せしめ、以て商議の餘地を作らんと欲したるも其の效なく、豫定の猶豫期間は各首府の間に急電徒らに亂れ飛ぶ其混雜の中に過ぎ去り、バシチを首相とするセルヴィア政府は、愈二十五日午後五時四十五分其の回答書をベルグラード駐在の奥匈國公使に交附せり。

セルヴィアの回答

此回答書に於て、セルヴィアは努めて讓歩的態度を取り、陳謝的宣言を承諾し、又要求十箇條中の大部分に大體同意を表したるも、前記三箇條に就ては、國家の獨立を有名無實に歸せしむるものなるが故に、敢て無條件に承服することを爲さず、然も極めて婉曲なる辭句を以て、大要左の如く答へたり。

一、セルヴィア政府は奥匈國の保全に反對の行爲を爲し有罪と認められたる者を軍事勤務より罷免すべきことを約す。セルヴィア政府は奥匈國政府が、審問の目的の爲に士官及官吏の姓名及行爲を後日セルヴィア政府に通知すべきを期待す。

二、奥匈國政府の機關の協力なるものゝ意義及範圍明ならざるも、セルヴィア政府は國際法の原則刑事手續、及善隣關係と一致すべき協力を承諾すべし。

三、セルヴィア政府は六月二十八日の陰謀に關係しセルヴィア國內に在る者に對して審問を開くは勿論なるも、此審問に奥匈國委員又は官憲の参加することは、憲法及刑事訴訟法の違犯なるが故に之を承諾する能はず。但し個々の場合に各審問の結果を奥匈國委員に通知すべし。

尙セルヴィア政府は、最後に左の如き平和的解決の提案を添へ、飽迄も破裂を防がんと欲するの誠意を示せり。

「奥匈國政府にして此回答に不満足なる場合には、ヘーグ仲裁裁判所の判決又は一九〇九年三月三十一日のセルヴィア宣言の起草に参加せし列強に本件を附するも可なり」。

外交遂に破裂

右の回答はセルヴィアとしては大に讓歩に努めたるものと謂はざる可らず。英露の溫和勸説も多少貢獻する所ありたるなり。然れども維也納政府の意思は夙に決せるものあり。彼等はセルヴィアとの破裂を希望し、内心寧ろ却て其の或は温順に無條件承諾を爲さんことを恐れたり。されば奥國公使は直に不満足を宣言し、約四十分後の午後六時半(七月二十五日)ベルグラードを引揚げて歸國の途に就き、茲に兩國外交の破裂となれり。

之より形勢は幾多曲折の中に最後の大破滅に向つて急轉し行けり。グレーを主なる役者とする平和の爲の努力は總て徒勞に終り、セルヴィアと奥地利との衝突は、更に露奥並に露獨の衝突となり、佛を始め英も亦起たざるを得ざることとなり、遂にバルカン禍機の破裂は一轉して全歐の大戦となるに至れり。

〔五〕

セルヴィアと奥地利との衝突より一轉して遂に大戦の破裂となる迄には、列強間の折衝極めて多忙なるものありたり。吾人は先づ奥の最後通牒に對する獨逸の態度を一言せざる可らず。獨逸皇帝が凶變直後既に大に奥を激勵し、開戦を促したることは前に記したる如し。次で夫の最後通牒に關し、獨逸は開戦後に發表せる文書中に於て、

「吾々はセルヴィアに對する行動に於て全然フリー・ハンドを奥に許したり。然し其の準備には參與せざりき」

奥國最後通牒に對する獨逸の態度

と言ひ、最後通牒に無關係なるが如く裝へるも、奥に自由行動を許したること、既に大なる責任を含まむものなり。且文案作成には與らざりしとするも、内容をも知らざりしが如くに言へるは、世を欺く辭令に過ぎず。其の正文は二日前に獨逸に内報せられたるのみか、既に提出の十日前の七月十三日に宰相ベートマン・ホルウエヒは在奥大使チルシュキーより主要の點に付報告を受け居たるなり。(ピツツは其の回想録に此事實を記し、主要事項を列擧し「之を聞きたる時の予の第一印象は、此最後通牒はセルヴィアの承諾し得べきものに非ずして、容易に世界戦争とならむならんと云ふにありたり。露西亞の事を思ひ、予は奥セ二國の交戦を局限するの可能を信ぜざりき。同様に又予は英國が大陸戦争に中立を守るとは全然信ぜざりき。予は此意味にて予の代表者に書き送り、露帝との協定を勸告したり。然し此の注意は無効果に終りたり」云々と言へり。チルビツツ著「予の回想録」第一卷第十六章)

次で最後通牒發送二日前の七月二十一日、獨逸外相ヤーゴーは英國代理大使に向つて「問題は奥地利及セルヴィア間に解決せらるべきものにして、兩國間の商議に外界より干渉すべきに非ず」と言ひ奥の要求を無條件に支持するの態度を取れり。又最後通牒は二十三日午後六時を以て提出せられしが之を知らざりしと自稱する獨逸政府は早くも同日付公文を列強に送つて強硬に之を辯護し、

「奥の要求は唯正當に且溫和なるものとして認めらるべきものなり」と言ひ、又

「奥にして大國としての地位の放棄を希はざる限り、強き壓迫に依り、已むなくば武力手段に依り、其要求の貫徹を期するの外なかるべし」

と言ひ、更に最後に衝突局限の必要を切言し、

獨逸の強硬なる支持

セルヴィアの回答に満足しながら放任

「他國の干渉は種々の條約上の義務のため、不測の結果を生ずるに至るべし」と暗に威嚇を加へたり。而してそれより二日後(七月二十五日)のセルヴィアの對奧回答は非常に讓歩的のものにして、二十六日北洋巡航より伯林に歸れる獨逸皇帝自身も二十八日に至り其の正文を讀んで寧ろ一驚し、其の傍註に於て「是れ豫期以上なり、維也納に取りて無形的大勝利なり、戰爭の理由は除去されたり云々」と記したる程なるにも拘らず、獨逸政府は何等其の態度を改めんとせず、皇帝も進んで何等の處置を取ることなく、形勢の奔馳するが儘に放任したり。(二十八日に奧はセルヴィアに宣戰せり)。(獨逸皇帝は七月二十六日北洋巡航より歸り、二十七日午後三時文武大官の御前會議あり、主として軍事的處置に就て協議し、「徹底的に遂行」するに決せしが、其頃にもセルヴィアの回答正文は皇帝に示されず、漸く其夜の九時半清書されたる回答はポツダムに送られたり。然るに何故にや皇帝は翌二十八日の朝稍晩き頃になりて右文書を読み、「是れ豫期以上なり云々」と大に喜び、最早戰爭の要なきものと考へ、直に外相ヤーゴに書を送りて、「全體に於て奧の希望は容れられたり、セルヴィアは個々の點に關して多少の保留を爲せるも、予の意見にては、商議に依りて之を始末するを得べし。回答は最も屈辱的な降服を表示す、戰爭の理由は除かれたり云々」と言へり。ウイニストン・チャーチルは其著「大戦」に此等の事を詳記し、右ヤーゴへの手紙が十二時間早かりせば、確に戰爭を防ぎ得たるならん、如何せん此の二十八日の午前十一時、即ち皇帝が回答に傍註を書きつある其時、ベルヒトールドはセルヴィアに向ひ宣戰を打電したりとて其間の事情に大なる疑惑を抱き、「時機を失するまでセルヴィア回答正文をカイセルの目に觸れざらむるため、或る特殊の技術が弄せられたるに相違なし」と斷じ、二十七日の夜、使に依つてポツダムに持参されし其箱の中物が、更に十二時間を經過するまでカイセルの目に觸れざりしとは、如何にも不可解なり云々と言へり。チャーチル著「大戦」第九章)。

此の重大なる危機に直面し、破裂防止の爲に最も熱心に努力したるは、英国外相サー・エドワード・グレイなり。彼は此事件の爲に露奧衝突となり、延いて獨並に佛も渦中に捲き込まるゝこととならば、英亦傍觀し難きに至るべしと爲し、當初より深き憂慮を抱き、最も熱心に平和の維持に努めた

グレイの四國會談

獨逸の反對

り。最初奧の最後通牒の報に接するや、グレイは露佛と共に取敢へず回答期限の延長を圖らんとし、奧京に於て説かしむる所ありたるも、獨逸は之を支持せんとせず、結局奧は之を拒絶したり。次で七月二十五日奧セ二國外交愈破裂となるや、彼は其の翌日(七月二十六日)「紛糾を防ぐの打開策を發見する目的の爲」に英佛獨伊四國會談を直ちに倫敦に開かんことを發議し、佛獨伊若し此案に賛成なるときは、ベルグラード、維也納及聖彼得堡駐在の三國代表者をして、會議中一切の積極的軍事行動を停止せんことを求めしめんと附言したり。此の英國案に對し佛伊は賛成したるも、對奧關係に於て最も重要な地位に在る獨逸は之に反對したり(七月二十七日)。在伯林英國大使ゴッシンの報告せる所左の如し。

「獨逸外相(ヤーゴ)は閣下提唱の會議は實際上仲裁裁判の如きものとなるべく、奥露より之を求むるに非ざれば開催せらるゝを得ざるべしと言へり。……尙外相は附言すらく、聖彼得堡より方に接手せる報道に據れば、サゾノフ氏(露國外相)はベルヒトールド伯(奧國外相)と意見を交換するの意向なりと云ふ。此の遣方は満足なる結果を收め得べく、兎に角他に何事をも爲す前に、奥露兩政府間の意見交換の成行を待つを可とすべしと」(七月二十七日)。

獨逸は早くより紛議局限並に不干渉を唱へ、大に奥を獎勵し居たるが故に、其の列國會議説に反對するは怪むに足らず。唯茲に最も遺憾とすべきは、英案成立を助くるを以て得策とすべき露國外相サゾノフが、七月二十七日奥に向つて露奥直接交渉の提議を爲し、間接にグレイ案の成功を妨けたること

サゾノフの露奥直接交渉案



となり。二十七日サゾフは英大使ブカナンに向つて、塙國政府との直接會談不可能なる場合には英案に賛成すべしと言ひ、獨逸亦英案を拒むに於て此の直接會談説を利用せるは上に記したるが如し。然もサゾフの自白する所に據れば、「彼は獨逸大使の助言に基きて、此の意見交換の案を提議したるなり」と云ふ(七月二十九日附)。(アカナン報告)サゾフは敵の爲に翻弄せられたるの觀なきを得ざるなり。

塙之を拒絶し且對  
セルヴィア宣戰

露の一部動員

然らば塙地利は如何。塙地利は獨逸の獎勵に勇氣を増し、一九〇九年の春以來バルカンに於て、幾度となく露西亞を屈伏せしめたる其屈伏を、今回も繰返し得べきものと期待し、二十八日サゾフの直接會談説を拒絶し、且セルヴィアに向つて宣戰を布告したり。是に於てサゾフは四國會議説に返るの外なしと爲し、二十九日英國大使に向つて其意を告げ、「如何なる形式のものなりとも、英佛の是認する案ならんには、凡て之に賛成すべし」と言へり。然も一方に於て露國政府は、塙の對セルヴィア宣戰に對抗して、同二十九日一部動員(南部方面)を命ぜり。塙に對し深き遺恨を有する露西亞が、塙が今露國軍備の未完成に乗じてセルヴィアに最後の大打撃を加へ、之を屬國化せしめんとするを見て、最早忍ぶ能はずと爲したるは無理なりとせず。且當時露西亞の大勢は、ニコラス大侯及參謀總長ヤヌスケヴイチを首領とする主戰派に依つて支配せられたり。斯くて形勢は之より愈最悪の場面に向つて轉落し行かんとす。此二十九日獨逸に於ては、陸海軍の巨頭を集めたる御前會議をポッツダムに開き、戰爭に對する重要決定を爲し、それより伯林に歸りたる宰相ベートマン・ホルウエヒは、深夜にも拘らず特に英大使ゴッシエンを招きて、開戰の場合の中立を求むる所ありたり。以て風雲の

ポッツダム御前會  
議

漸く急なるを知るべきなり。

グレーの警告

然れども一方に於てグレーは、依然破裂を防ぐ爲の努力を怠らざりき。即ち二十九日午後彼は獨逸大使リヒノウスキー公に向ひ、塙の宣戰のため露塙直接會談絶望となれるの報に接したることを告げ英の調停案若し賛成し難しとせば、獨逸に於て何等かの提案を爲さんことを求めたり。更に彼は一朝有事の際の英の態度に付誤解ある可らずとて、左の重大なる警告を與へたり。

「若し現在の狀況に止まらば、吾人は之に干渉するの意なきも、若し獨逸が之に捲き込まれ、佛亦然るに於ては、問題は非常に重大となり、全歐洲の利害を含むこととなるべし。吾々の會談友誼的に行はれ居ればとて、之が爲に誤解して英國傍觀すべしと思はれざらんことを望む」(此警告は二十  
宰相に達) (九日深夜獨逸)

獨逸の對英中立交  
渉

されば中立の申込に就ても、グレーは斷乎として之を拒絶したり。二十九日の夜、ベートマン・ホルウエヒが英の中立に對する交換條件として、ゴッシエンに提言したる所は、大要左の如きものなりき。

戰勝の場合、佛蘭西の領土に手を觸れざるべし。其の植民地に關しては、同様の了解を與ふる能はず。和蘭に就ては、獨逸の敵國が其の保全及中立を尊重する限り、獨逸も之を尊重すべし。又白耳義に於て如何なる作戰を開始せざるを得ざるべきかは、佛蘭西の行動如何んに依る。但し白耳義が獨逸の敵に味方せざる場合には、戰爭終了の曉、其の保全は尊重せらるべし。

此提言は宰相がグレーの前記警告を未だ聞かざる時に爲されしなり。獨逸外相ヤーゴが語りたる所に曰く、

「宰相にして今少し早く此警告の電報に接し居りたらんには、ゴッシェンへの話も少しく異なりたるならん」と(七月三十日附ゴッシェン報告)。

英の拒絶

實際に獨逸の提言は餘りに得手勝手のものにして、英國政府は寧ろ憤慨を以て之を迎へたり。グレーが三十日附を以て在獨大使に言ひ送りたる回答左の如し。

「英國政府は斯かる條件を以て中立の義務を負はしめんとする獨逸宰相の提言を寸刻も容るゝ能はず。彼れの求むる所は、要するに獨逸が植民地を別として佛國領土を奪はざる限り、佛國植民地が奪はれ佛國が打ち倒さるゝを傍觀することを約すべしと云ふに在り。先づ有形的見地より見て、斯かる提言は承諾され得べきものに非ず。蓋し佛蘭西は在歐の領土を失ふことなくして、然も大國としての地位を失ひ獨逸政策の隸屬となる程に破碎さるゝを得なければなり。又別の見地より見て、佛蘭西を犠牲として獨逸と斯かる取引を爲すは、吾人に取り不名譽の事たり。其不名譽や永久に我國の信用を傷くべきなり。又宰相は吾人が白耳義の中立に關して有する一切の義務若くは利益の捨て賣りを爲さしめんとす。吾人亦此取引を容るゝ能はず。……英獨間の良好なる關係を維持する唯一の道は、歐洲の平和を維持するため協力を繼續するに在り云々」。

右の回答は三十一日の午前中英大使より獨逸宰相に傳へられたり。翌八月一日在英獨逸大使はグレー

と會見の際、獨逸若し白耳義の中立を犯さざることを約するときは、英國に於て中立を守ること約すべきやと質問したるに、グレーは之に應ぜず、佛蘭西及其の植民地の保全を保障する場合には如何との間に對しても、グレーは中立の約束は一切之を拒むの外なしと答へたり。

〔六〕

獨逸に一時逡巡の色  
獨外相塊に露塊直接交渉を強硬に勸告す

更に轉じて露と獨逸との關係を見るに、豫て露の屈服を期待せし方面に於ては、二十九日の露の一部動員のため其の決心の容易ならざるを悟り、俄に不安の念を増したるが如し。又英國傍觀せざるべしとの情報も、自ら影響を與へざるを得ざりしならん。兎に角ベートマン・ホルウエヒ及ベルヒトールド等獨逸外交當局者が、一方に戰備完成の急がれつつある其傍に於て、一時驚愕逡巡の色を示し、熱心に破裂防止に努めたるの跡あるは、頗る注目に値す。先づ露國一部動員の報に接したる獨逸外相ヤーゴは、二十九日の深夜、塊に露塊意見交換を強硬に勸告するの電文を草し、就寝中のベートマン・ホルウエヒの閱覽を経たる上、之を在塊京の獨逸大使ナルシュキーに打電したり。其文言左の如し。

「吾々は塊地利がセルヴィアと商議することを期待する能はず。既に塊地利は戰爭中なればなり。然しベトログラードとの意見交換を拒絶するは重大なる失策なるべし。吾々は實に吾々の義務を遂行するの用意あり。然れども同盟國として吾々は塊地利が吾々の忠告を尊重せざる爲に世界大戦に引き込まれることを拒まざるを得ず。最も強硬に且最も嚴肅に之をベルヒトールドに告げよ」。

更に又同夜中、即ち三十日午前二時、駐露獨逸大使アルタレスは非常に狼狽せる態度を以てサゾフを訪問し、何等か戦争を避くるの道なかるべきやを尋ねたり。ブカナンの報告に依れば左の如し。「獨逸大使は午前二時外相と二度目の會見を爲せり。其時大使は戦争の避け難きを見て全然落膽し居たり。彼は最後の希望として獨逸政府に打電し得る何かの提言を爲さんことをサゾフ氏に求めたり。依てサゾフ氏は左の文案を草して之を手交せり。

「若し塊地利がセルヴィアとの其衝突が歐洲的利害の問題たるの性質を取るに至りたることを認め、其の最後通牒よりセルヴィアの主權の原則を破る諸點を取除く用意ありと宣言するに於ては露西亞は一切の軍事的準備を中止することを約す」。

若し此提言塊の拒絶する所とならば、總動員の準備は進められ、必至の結果は、歐洲戦争なるべし。當地に於ては人心の激昂甚しく、若し塊にして讓歩を拒むならば露は退く能はず、既に獨逸が武装しつつあることを知れる今日、露は戦略上の理由のため一部動員を總動員に改むることを延期し難かるべし」(七月三十日。附グレイ宛)。

又同三十日伯林政府は塊に對して平和の爲の新なる一處置を取り、且英の應援を求めたり。ゴッシェンがグレイに報じたる所左の如し。

「外相(ヤーゴ)の予に告ぐる所に依れば、彼はリヒノウスキー公より昨日の貴官の談話(警告の事なり)を報ずる電信に接するや、直ちに塊匈國政府に向ひ、塊軍がベルグラード或は他の或地

點を占領するの基礎に於て、調停を承諾するの意なきやを問合せたり。只今迄の所未だ回答に接せざるも、彼は露の對塊動員のため困難を増したることを懸念せり。……外相曰く、貴官若し露に勸告して上記の基礎に同意せしめ、協議進行中は塊に對する攻撃行動と認められ得る處置を取らざる様説破するに成功せらるゝに於ては、歐洲の平和尙維持され得るの望あるべし」と。

グレイは右の報告に接するや、無論賛意を表し、直ちに在露京の英大使に打電し(三十日)塊がベルグラード及附近地域を占領したる上にて、前進を止め、解決條件を議する意あることを宣言するに於ては、露も之に應じ戦備を停止せんことを求めしめたり。ベルグラード及附近地域占領の基礎に於ての開談のため、獨逸は塊露に向つて珍らしくも一致の行動を取るに至れるなり。上記サゾフ案に就ては、獨逸外相ヤーゴは塊の同意し得ざる所なりとて反對し、英の修正案ともなりしが、兎に角一時各國間に平和の爲の商議頻りに熱心に試みられたるは事實なり。

三十日の維也納の情勢は又頗る注目すべきものなりき。前日の露國の一部動員は露國より通知せられたるにも拘らず、三十日の塊京新聞紙は之を發表せず、人をして奇異の感なきを得ざらしめしが、同日外相ベルヒトールドは露國大使スケベコと長時間の會見を爲し、懇慫に談話を交へ、動員は必ずしも敵意を示すに非ざることを互に辯解し、露塊直接會談の再開を協議したり。前日深夜に、獨逸が強硬に直接會談を勸告したるは、上に記したる所なり。又ベルグラード及附近地域占領の基礎に於て云々の案も、既に通じ居たるに相違なし。次で翌三十一日塊國政府はセルヴィアに送れる最後通牒の

基礎に關して會談を開くに同意すること(今迄反對し居たるに)を露國政府に通知し、且セルヴィア領土の略取は勿論、其の主權を侵害する意思なきことを言明せり。從來奧地利は領土保全は繰返し聲明せしも、主權尊重は言明を避けたるなり。

右の如くして外交工作漸く一縷の光明を示さんとせしに、一方に於て在露京の獨逸大使は、二十九日サゾフとの會見に於て、露國其の戰備を中止せざるときは、獨逸亦動員すべしと威嚇したるの事實あり。又三十日獨逸參謀總長モルトケは在伯林の奧國武官に總動員を勸告せり。同夜奧國參謀總長コンラッドは、右勸告に従ひて總動員の意を決し、皇帝より其の裁可を得たり。此三十日午後一時伯林に於て、軍部に縁故ありと云はるムローカル・アンツァイゲル紙は、獨逸の動員を報ずるの號外を發行し、暫くして之を取消したるの怪事實あり。此日奧軍は、セルヴィア首府ベルグラードを砲撃せり。露西亞は深夜に至り總動員の議を決し、翌三十一日早朝之を布告せり。同日數時間後奧亦總動員を命ぜり。獨逸亦動員の前驅たる「戰爭危險狀態」を布告したり。加之午後三時半、對露最後通牒は伯林より發送せられ、在露京の獨逸大使は午後十一時(三十一日)之を露國政府に交附せしが、其中には全動員の中止を要求し、若し中止せざるときは獨逸亦動員すべしと言ひ、十二時間内に決答すべしと迫れり。三十一日には、ベルグラード占領を基礎として露奧直接交渉を開く案に付、グレーと獨逸外務省との間の意見一致し、同日中奧自身も露に對して全然態度を一變し、平和漸く有望ならんとする其時に於て、獨逸の最後通牒となりたるは、實に奇異の感なきを得ず。蓋し伯林に於ては其頃

露奧總動員

獨逸の對露最後通牒

軍人派の勢力再び大に増加し、彼等の突進説勝利を占め、文官派の平和説は一切壓倒せらるゝに至りたるなり。(三十日在伯林の奧國武官がモルトケより總動員の勸告を受けたることを報ぜる電信には「モルトケ曰く、奧國直ちに對露動員を爲すに非ざれば形勢危し。英國の新平和提議を拒絶せよ。獨逸は無條件に奧を助くべし」とありたり。翌三十一日早朝モルトケは直接に奧參謀總長コンラッドに打電し曰く「奧は露に對し直ちに動員するを要す。獨逸動員すべし」と。コンラッドより此の二電信を示されたるベルヒトールドは大に驚いて、「指揮するは何人ぞや、モルトケ」か又は「ベートマンか」と叫びたりと云ふ)

當時一方に於て外交的商議の尙試みられつつある其際、露國が主戰派に制せられて總動員の舉に出で、奧獨の總動員を促すこととなりたるは、大戰破裂の責任上、種々批評の存する所なり。然れども當初よりの奧獨の態度に顧みるときは、特に三十日には獨逸參謀總長より奧に總動員を勸告し、奧國皇帝も既に之を裁可し居りたる事情等を思ふときは、動員布告の數時間の前後の如きは、多く問題と爲すに足らざるが如し。(瑞西の大學教授にして歴史家たるロッシエは、一九三一年出版の其の著「歐洲政治史」たるは、第二義的重要性)のものと云々と云へり)

此の前後に於て、露獨兩帝間に數回の親電交換ありたり。七月二十八日奧がセルヴィアに宣戰するや、即日露帝は獨帝に向ひ、奧を抑制して餘りに行き過ぎることの無きやう斡旋せんことを求め、翌二十九日には「奧セ二國の問題をヘーグ會議に附するを可とせん」と言ひ送りしが、ヘーグ會議説は全然排除せられたり。二十九日露は對奧の一部動員を爲せしが、三十日の獨帝の親電には、

「奧は唯セルヴィアに對して動員せるのみ、露西亞にして奧に對し動員すとせば、予は調停者として盡力し難きに至るべし。事を決する全責任は陛下の雙肩に在り、陛下は和戰の責任を負はざる可

露獨兩帝の親電交換

らず」

と殆んど威嚇的に警告せり。露帝は動員が戦争を意味せざることを辯解し、頻りに調停の盡力を請へり。而して三十一日には露帝は午後二時發にて、

「吾々は決して戦争を希ふものに非ず、セルヴィア問題に關し埃と商議繼續する間は、我軍隊は決して挑戰的行動を取らざるべし。予は名譽にかけて之を誓約す。願くば維也納に於ける陛下の干渉の成功せんことを」

と言ひ送りたるに、同時刻之と行違ひに獨帝の發したる電信には、露の戰備進行を責め、

「獨埃を脅す此等の戰備の中止を決定するときは、歐洲の平和維持せらるゝを得ん」

と言へり。其時は露の總動員正に進行中にして、且對埃對獨全部の動員の中止の如きは、事實行はれ難き難題たり。露西亞は動員しながら商議を繼續せんことを希望せしなり。然れども上記の露帝の嚴肅なる誓約も遂に利用せらるゝことなく、同夜半の對露最後通牒となりたるなり。

露國の回答期限は八月一日正午なりしが、露國は無言に附して何等の答をも爲さざりき。是に於て獨逸は午後五時總動員を命じ、同七時十分在露京ブルタレス大使の手に依つて宣戰狀は交附せられたり。其全文左の如し。

「帝國政府は時局の最初よりして協定に達せんが爲に力を盡したり。露國皇帝の表明せられたる希望に基き、獨逸皇帝は英國と協同し、埃露兩國政府間に調停者の任務を遂行するに努力したり。然

獨逸の對露宣戰

るに露國は其の結果を待たず、陸海の總動員を命じたり。獨逸側よりの何等の處置に依つて挑發せられざる此等の處置の結果、獨逸帝國は重大なる危險に陥るに至れり。若し帝國政府にして此危險を防止する手段を取らざるに於ては、獨逸の安全のみならず、其の存在も脅害せらるべし。故に獨逸政府は此等の軍事處置の中止を求めざるに至れり。然るに露國政府は此要求を拒絶し、（此要求に答ふるを要すと爲さず）、此拒絶（此態度）に依りて露國の行動は獨逸に對して爲さるゝことを表白せるを以て、本使は本國政府の訓令に基き、吾至尊なる君主たる皇帝陛下は帝國の名に於て挑戰に應じ、露國と戰爭状態に在るものと思考せらるゝことを通告するものなり」。

右宣戰狀中に二様の字句あるは頗る奇なり。蓋し始め伯林より送られたる文案には、露國の拒絶又は無回答の二個の場合を想像して用意しありたるに、獨逸大使館員は無用の文字を削除せずして、其儘之を淨書したるなり。亦以て當時の狼狽の狀を推想するを得べし。又獨逸の最後通牒には、露國不承諾の場合には獨逸亦動員すべしとありたるに、今一段を飛び越えて直ちに宣戰したるは、開戰を急ぎたるの感なき能はず。然も在露大使に對する引揚命令が、漸く翌二日早朝に至りて伯林より發せられたるは、逡巡の跡を示すに似たり。特に宣戰狀交附より約三時間を経たる八月一日午後十時半、獨逸皇帝より露帝に親電を發し、

「予は已むを得ず動員を命じたり。此上は戦争の災禍を防ぐには、陛下の政府より直接明白の回答を得るの外に方法なし。予は斯かる回答に接する迄は、陛下が曩に予に電報せる如き交渉を進むる

宣戰後の奇なる獨  
帝親電

能はず。而して第一には陛下の軍隊をして如何なる事情の下にも我國境を越えしむる勿れ云々」と言ひ送りたるは、最も不可解なりと謂はざる可らず。蓋しベートマン・ホルウエヒは宣戦後に於ても、猶露國の讓歩に依る戦争回避の希望を絶たず、皇帝に請ふて此親電を發するに至りたるならん。其の徒勞に過ぎざりしは勿論なり。(チルピッツ回想録に依れば、彼は對露宣戦發後之を聞いて、早きに失相と種々問答したるも、要領を得ざりしと云ふ。彼は露西亞をして先づ宣戦せしめ、獨逸は軍事上防禦的なることを明にすべかりしなりと言へり。(同書第一卷第十六章))

想ふに當時獨逸軍部の作戰計畫は、露の戰團準備に時を要するを幸として、先づ迅速に佛を敗り、次に東に轉じて露を撃ち、電光石火の間に戰勝の既成事實を作るに在りたり。従つて彼等は迅速第一主義を取り、種々無理なる手段を敢てするに至りたるなり。白耳義侵入の如きすら、軍部としては豫定の計畫なりしなり。

巴里に於ては、三十一日午後七時、獨逸大使シェーン男は佛國首相兼外相たるヴィヴィアニを訪問して、獨逸開戦の場合に佛蘭西は如何なる態度を取るべきやを問ひ、翌八月一日午後一時を期して決答を要求せり。ヴィヴィアニは之に對し唯國家の利益の命する所に従ふべきのみと答へたり。彼若し中立と答へんには、獨逸は其の保障としてツール及ヴェルダンの二要塞の引渡を要求する筈なりき。三日に至り獨逸は公文を以て佛と戦争状態に在るものと認むと宣言し、其の理由として佛國飛行機が獨逸領土内に於て敵對行爲を爲し、又白耳義の中立を犯したること等を挙げたり。固より根據なき口實に過ぎず。二十九日露國訪問より巴里に歸着せる大統領ポアンカレ及ヴィヴィアニは、翌三十日の

## 獨逸の對佛宣戦

開議に於て、佛國軍隊を國境より十キロメートル(六哩)以内に退かしむるに決し、以て獨軍との衝突を避くるに努め居たるなり。而して八月二日の午後には、國境に於ける獨軍の違反行爲に付、ヴィヴィアニより獨大使に抗議を提出したる程なりしなり。

## 〔七〕

吾人は更に轉じて英獨關係を説かざる可らず。英國外相グレーは三十一日午前、リヒノウスキー大使に向つて最後の努力を試み、平和の爲め獨逸が何等かの道理ある提言を爲さんことを求め、若し露佛が不道理に之を拒む場合には、英は飽迄露佛に對して之を支持し、

「露佛之を承諾せざるに於ては、英國政府は其の結果に對して何等關知せざるべしと宣言するまでの事を爲すも可なり」

とまで切言したり。彼は同日更に又左の趣意の提案を爲して獨逸政府の意見を求めたり。

獨逸政府は既にセルヴィアの主權及保全を尊重すべきことを言明せるが故に、右主權及保全を害せざる範圍に於て獨逸に満足を與ふべく盡力すべき旨を、無關係の四國より獨逸に申込みては如何。

然れども既に騎虎の勢にある獨逸政府は之を顧みること爲さず、同夜半の對露最後通牒提出となりたるなり。又同三十一日中、グレーは形勢の危急を思ひ、白耳義中立尊重に付獨逸政府に質問を發したるに、佛は直ちに中立尊重の意思を表明したるも、獨逸は明答を避け、態度を曖昧にしたり。然も一方に於て、八月一日獨逸軍は永世中立國たるルクセンブルグ大公國に侵入したり。對佛行動に於

## グレーの最後の努力

## 獨軍のルクセンブルグ侵入

獨軍の白耳義侵入

ての第一準備にして、勿論一八六七年中立保障條約を犯すものなり。翌二日午後八時獨逸は白耳義に最後通牒を送り、軍隊通過に同意を求め、十二時間を以て回答期限としたり。是れ亦白耳義の中立を保障せる一八三九年の條約を犯すものにして、性質最も重大なるは言ふ迄もなし。翌三日午前七時白耳義は斷乎として獨逸の要求を拒絶し、獨軍は遂に翌四日白耳義に侵入したり。時局は愈最後の大爆發點に到達したるなり。

是より先き佛蘭西は危機迫り來るに従ふて不安に堪へず、頻りに英國に向ひ、一九二二年の海軍協定を引いて援助の保障を得んとしたるも、グレーは極めて慎重なる態度を守り、常に深き同情を寄せながらも、責任ある約束を避くるに努め居たり。英國海相チャーチルは既に七月二十六日、演習を終へてポートランドに集合せる第一艦隊の解散中止を命じ、嚴に形勢を監視しつつありたるも、當時政府部内には硬軟兩説あり、グレーは出來得るだけ態度の決定を避けたるなり。然れども獨逸の對露宣戦を見たる上は、最早猶豫し難くなりたるに依り、八月二日グレーは閣議を経たる上、左の覺書を佛大使ポール・カムボンに與へ、海軍援助を約したり。（同時に英政府は此日艦隊動員を命ぜり）。

「予は茲に政府の名を以て、若し獨逸艦隊にして佛國海岸又は船舶に對し敵對行爲を行はんが爲め海峡に入り又は北海を通航するに於ては、英國艦隊は其の全力を盡して之に保護を與ふべき旨の保障を提供す。但し此保障は英國政府の政策が議會の協賛を受くるを條件とすること勿論にして、獨逸艦隊の行動に依りて右の事態の發生する迄は、何等英國政府の行動を拘束せざるものとす」。

グレー佛に海軍援助を約す

グレーは右覺書をカムボンに手交すると同時に、英國は他に考慮すべき重大問題を有するが故に、獨佛開戦するとも必ず英國は獨逸に宣戦すべしと約束する能はざる旨を附言し、佛國艦隊は地中海に集中され居る爲め、佛政府としては全然無防備なる北部海岸に就て懸念あるべく、之が爲め此保障を與ふるものなりと説明したり。右の援助保障は議會の協賛を條件と爲し、多少の餘地を留保せりと雖も、英佛の「アンタント」は最早事實上同盟となりたるなり。平和論者たりし樞密院議長モーレー卿及商務院總裁バーンスは之に反對して辭職したり。閣員中他に尙二名の辭職申出ありたるも間もなく撤回したり。（當時英國在野黨たるユニオニスト一派は、政府が佛國を援くるに躊躇しつつあるを深く憂慮し、ナー・ローの名を以て首相アスキスに書を送り、同志の意見なりとして、「此際佛露を援助するに躊躇するは、英國の名譽及安全に大危害を及ぼすものなるべく、吾等同志は政府が此目的の爲に必要と認むる一切の處置に斷乎たる支持を與ふべし」と宣言せり。此手紙は内閣會議中に達し、上記覺書の決定を助けたるなり）。

翌三日午後グレーは下院に赴いて大演説を爲し、議會の判斷を求めたり。此日早朝白耳義は獨逸の最後通牒を拒絶し、次で白耳義王は親電を英王に寄せ、「外交的干渉」を請ふ所ありたり。又同日英政府は陸軍動員令を發したり。形勢既に此の最後の點に達せるが故に、開戦の決意既に成れるものあるは想像するに足る。然れどもグレーは靜に從來の經過を述べ、「三國協商」は外交的集團にして同盟に非ずと言ひ、一九二二年十一月カムボンに與へたる手紙並に前日の保障の約束を發表し、議會は自由に判斷すべしと稱しながら、如何に傍觀し難き立場にあるかを明にし、更に白耳義中立問題に論及したり。グレーの演説は大喝采を博せしが、其の終りたる時、在野黨首領ボーナー・ローは、開戦

グレーの議會に於ける演説

の場合に政府を支持すべきことを宣言したり。但し労働黨のラムゼー・マクドナルドは、國家危険に陥れるに非ずとて中立を主張したり。

翌四日早朝グレーは在獨ゴッシエン大使に打電し、白耳義王の依頼を引用して、中立侵害に對する抗議を提出し、且白耳義に對する要求の遂行せられざることを求めよと訓令したり。それより間もなく白耳義公使館より獨軍遂に侵入せりとの報知あり、英内閣は愈最後の決心を爲し、グレーの對獨最後通牒の訓電となれり。曰く

「白耳義中立尊重に關し、今夜十二時迄に當地着にて満足なる回答の與へられんことを要求せよ。若し然らざれば、貴官は旅券を求め、英政府は白耳義の中立並に英獨同じく調印者たる條約の遵守の爲に、其の力の爲し得る一切の處置を取らざるを得ざることを通告せよ」。

在伯林のゴッシエンは四日午後グレーの第一訓電を實行するため外相ヤーゴーと會見したるに、外相は白耳義境界は今朝既に越へられたれば、「ノー」と答ふるの外なしと言ひ、獨逸は迅速に進軍するの必要上道を白耳義に取らざるを得ざる旨を陳辯せり。同日午後宰相ベートマン・ホルウエヒは、議會に於ける演説中に國際法違反を辯解して「吾々は必要の状態に在り、而して必要は法を知らず」と放言せり。

次でゴッシエンは第二訓電に依り、午後七時頃再びヤーゴーを訪問せり。外相は同様の回答を繰返すに過ぎざりき。依つてゴッシエンは萬事愈休せるを知り、引續きベートマン・ホルウエヒと最後の

## 獨逸宰相の狼狽

會見を爲せり。此の有名なる會見に付、大使の記する所左の如し。

「予は、宰相が非常に昂奮せるを發見したり。彼は直ちに熱辯の演説を始め、約二十分間繼續したり。彼曰く、英國政府の取れる處置は非常に酷虐なるものなり。唯だ「中立」なる一語の爲に、戦時には屢次無視せられし一語の爲に、唯だ一片スクラップ・オブ・ペーパーの紙の爲に、英國は唯だ親善をのみ希ひたる血縁國民に對し戦争を爲さんとするなり。從來の其の一切の努力は此の最後の酷虐なる處置の爲に水泡に歸せしめられたり。而して其の就任以來全力を用ひし政策はカルタの家の如く轉倒したり。英國の爲す所は考へ及び得られざる事なり。譬へば二人の襲撃者と命懸けの闘ひを爲しつつある人に對し、背後より攻撃を加ふるが如し云々と」。

ゴッシエンは勿論英國の立場に就て種々辯明を試みしが、然し宰相は餘りに昂奮せるに依り、長く論議するを差控えたり。曰く、

「宰相は英國の行動の報知の爲に、餘りに昂奮し、餘りに明白に打ち萎れ、又餘りに道理を聞き分け難くなり居たるに依り、予は此上論議を進めて火に油を注ぐことを見合はしたり云々」。

ベートマン・ホルウエヒの驚愕狼狽の狀、誠に想像するに餘りあり。彼がグレーの度々の警告にも拘らず、最後の瞬間に至るまで英の中立を期待したるは、其の迂濶實に驚くに堪へたりと謂はざる可らず。

英國政府は四日午後十一時獨逸と戦争状態にあることを宣言せり。六日午後六時在露京の塊國大使



は露に宣戦せり。其時の通告文左の如し。

「奥地利及セルヴィア間の紛争に付露國の取りたる脅迫的態度に顧み、且此紛争の結果、獨逸政府の通報に依るに、露國は獨逸に對して挑戰的處置を取り、従つて獨逸は露國と戰爭状態に入りたる事實に照らし、自今以後奥國は露國と戰爭状態に在るものと認む」。

最初に最も強硬なる態度を取りたる奥地利としては、其の辭句寧ろ微温的なるの感なき能はず。畢竟奥地利は對セルヴィアの關係に於ては第一線に立ちしも、轉じて歐洲大戦の形勢となるや、寧ろ主客を顛倒して次位に立ち、獨逸に隨伴するの姿となれるなり。次に八月十日、佛は在巴里の奥大使に戰爭状態を通告し、十二日英は佛奥國交斷絶せるが故に英亦奥と戰爭状態に在ることを宣言したり。斯くして愈歐洲の大戦となる。

本章を結ぶに當り、大戦に對する英國の責任如何の問題に付一言すべし。當時奥も獨も露を侮り、開戦の勇氣なき如く想像し、假りに露との戦争となるも、英は中立を守るものと信じたが如し。英にして早く参戦の決意を示さんには、獨奥は態度を改め、大戦の破裂を防ぎ得たるならん云々とてグレイを非難するものあり。當時グレイが佛獨雙方に向つて非常に慎重なる態度を取り、責任ある言明を避け、長く曖昧不徹底の謗なきを得ざりしは事實なるも、然も彼が獨大使リヒノウスキーに對し、屢次警告を與へて誤解なからんことを求めたるは、是れ亦明確なる事實たり。リヒノウスキーは充分にグレイの意中を了解し、正確に之を伯林に報じて警告を繰返したるも、政府は之に耳を傾けざりし

なり。グレイの言ふ所或は婉曲なりしならんも、當時獨軍の白耳義侵入を見る迄は、英國の輿論未だ定まる所なく、内閣内に於てすら意見區々なりしが故に、グレイとしては一層明確なる言辭を以て参戦の決意を示すこと不可能なりしなり。グレイの回想録に據るも、當時の彼れの苦衷は寧ろ同情すべきものあり。グレイ罪なし。徒らに空望に誤られて警告を無視したるの愚、寧ろ笑ふに堪へたりと謂はざる可らず。且從來の列強關係を思ふときは、假りに獨軍の白耳義侵入なしとするも、英としては佛露が獨の爲に撃破粉碎せらるゝを冷然傍觀し得べきに非ず。此事情は獨逸自身こそ最も能く理解し居るべき筈なり。グレイの態度言明と否との如きは、問題と爲すに足らざるなり。

要するに最大の責任は獨逸に在り、獨逸皇帝に在り、就中獨逸の軍閥に在り。大戦破裂迄の經過を見るに、七月五日獨逸皇帝が奥に向つて重大なる奨励及保障を與へたる時に、運命は既に決せられたるなり。皇帝は決して其責任を免るゝ能はず。然も彼は大戦を希ひたるには非ず。奥國外交家にして大戦破裂當時ルーマニヤに在勤し、後大戦中に奥國外相となりたるチェルニン伯の獨逸評は、公平なるものと信ぜらるゝが、彼は其著「世界戦争に於て」の中に、獨逸皇帝を評して曰く、

「當初よりして、ウイヘルム皇帝は其の將軍等の手中の捕虜の如きものなりき」と。  
皇帝にして既に將軍等の指頭に躍りたるものなりとせば、ベートマン・ホルウエヒ及ヤーゴの輩に至りては論を俟たず。チェルニン曰く、

「獨逸外務省は決して凶暴の行爲(白耳義中立侵害の如き)に同意することを欲せざりしならん。

然し外交報告にも亦政治的紛糾にも無頓着なる軍閥は一切を支配し去りたり」と。

其他推して知るべきなり。又チエルニンは塙京の獨逸大使チルシュキーが、本國宰相の旨に副はざる態度を以て頻りに強硬論を塙人の間に鼓吹し、夫の獨帝の傍註に記せし「今か、然らざれば時期なし」の一句を以て其の談話の基調と爲し、此機會を逸するときは獨逸の援助受け難かるべしとて、大に塙の蹶起を促したることを記したる後、左の如き興味ある觀察を爲せり。

「予の信する所を以てすれば、チルシュキーは獨逸が近き將來に於て佛露と戦はざるを得ざるべきことを確信し、一九一四年は其の以後の時よりも有利なりと考へたるが如く、此理由の爲に彼は第一には露佛の戦闘能力を信ぜざるが故に、又第二には——此點極めて重要なり——老齡にして平和を愛するフランツ・ヨーゼフ皇帝は、帝に關係薄かるべき他の機會に於ては、獨逸の爲に劍を抜くと甚だ疑はしく思はるゝも、此度の戦争には塙を引き込み得べきことを彼は確信せしが故に、彼はセルヴィア事件を利用し、以て決戦に塙帝國の参加を確實にせんと欲したり。但し此は彼れの政策にして、ベートマンの政策なりしに非ず。

右は予がチッサとの長き會談に依つて感じ得たる所にして、更に他の方面よりも之を確むるを得たり」(チエルニン著「世界戦争に於て」第一章)。  
想ふにチルシュキーはベートマンよりも寧ろ皇帝と連絡を取り、軍人派の政策を代表しつゝありたるなり。

尙ベートマンと直接折衝の地位に在りたる英國外相グレーも、後に著したる其の回想録に於て、當時の感想を述べ、

「ベートマン・ホルウエヒ以外の勢力が、獨逸に於ける權力の地位を占め居たり。彼は時局の主人には非ざりき。彼と交渉するは長官と交渉するには非ざりき。然も彼は吾等が對手として交渉し得る唯一の當局者なりき」(グレー著「二十五」)

と言ひ、軍閥に操らるゝ宰相を對手としたる時の窮情を漏らせり。又「戦争犯人」の著者エイチ・ダブリュー・ウイルソンが、獨逸外交失敗の原因に就て、

「悪外交(獨逸の)は政治に對する參謀本部の干渉、獨逸政府の不完全なる組織、並に獨逸政治家の腰拔(ウォント・オヴ・バックボーン)に歸するを得べし」(「戦争犯人」三三八頁)と言へるは、正に好個の鐵案なりと謂はざる可らず。

## 第十三章 世界大戦(其二)

### (バルカン諸國及日伊米の参戦)(一九一四年—一九一七年)

- 〔一〕 獨逸の作戦計畫。白耳義の勇敢なる抵抗。マルヌ後形勢一轉持久戦となる。單獨不媾和の倫敦宣言。日本の参戦。日本の對獨最後通牒。日獨開戦。日支條約。
- 〔二〕 土耳其の態度。獨土同盟密約。ゲーベン及アレスラウ。土耳其艦隊突如露國諸港を砲撃して交戦状態に入る。
- 〔三〕 伊太利の態度。最初先づ中立。「神聖なる利己主義」。伊太利の對埃交渉。威嚇。其の要求項目と埃の拒絶。協商諸國と伊太利との交渉。倫敦條約並に其の要項。三國同盟廢棄宣言。埃の狼狽と大讓歩。伊太利の對埃宣戦。
- 〔四〕 ブルガリアの態度。「マセドニアはブルガリアのアルサス・ローレン」。協商派の對ブルガリア折衝。バルカン協定の困難。協商派戦況不振の影響。ブルガリアと土耳其との協定。獨埃との密約締結。ブルガリアの宣戦。希臘の傍觀。
- 〔五〕 ルーマニアの態度。兩派の運動。王カールの死とフェルチナンドの即位。戦況の影響。ブカレスト密約。ルーマニアの對埃宣戦。惨敗。希臘の最後の態度。コンスタンチン王の退位強制。希臘漸く参戦す。
- 〔六〕 米國の態度。獨逸の潜航艇戦。ルシタニア。無制限潜航艇戦。米獨外交斷絶。獨逸の對米陰謀摘發せらる。ウイソンの開戦致書。其の内容の數節。對獨宣戦。獨逸の一大失策。當時の事情とルーテンドルフの記事。

〔一〕

獨逸の作戰計畫は一九〇六年まで參謀總長たりしシュリーフェンの案に基くものにして、先づ電光石火の間に佛を敗り、次に東に轉じて露を撃つにあり。而して佛の東方國境即ちルクセンブルグより瑞西に至る迄は、ヴォーシ山脈やヴェルダン及ベルフォール間の強き要塞に依つて堅められ、之を突破すること至難の業なるが故に、道を白耳義に取つて防備手薄の方面より佛に侵入せんとす。されば白耳義中立侵犯は全然豫定の計畫に屬し、此目的の下に豫てより白耳義國境方面に軍事鐵道を敷設し急速に大兵を集むるの便を圖り居たるなり。斯くて六週間に佛を粉碎し、巴里を陥れ、其間獨逸の一部と塊軍とを以て露を抑え置き、六週間後には獨の主力隊を東に移し、一舉に全勝の目的を達せんとす。而して大陸に於ける戦局の大勢一たび決したる以上は、英亦手を施すに由なるべしと信ぜられたるが如し。然しシュリーフェンの計畫に於ては、獨軍の八分の七以上を佛に向け、四十軍團中五以下を東方に向くるの案なりしに、現在の參謀總長モルトケ(大モルトケの甥)は、東へ二割増加し西へ二割だけ減じたり。是れ對佛攻撃力をそれだけ弱めたるものと謂はざる可らず。

然れども最も特筆すべきは、白耳義人が豫想以上に勇敢なる抵抗を爲し、獨軍の前進に意外の日數を要せしめたることなり。國境第一の要塞リエージュは、八月三日より數日に亘りて頑強に獨軍を阻止し、七日遂に降りたりとは云へ、全部の陥落には猶數日を要したり。次で十七日白耳義政府はブルッセルを放棄してアントワープに移れり。英國は新にキャッチナーを陸軍大臣となし、開戦後十日にして既に十萬の兵を大陸に送りたるも、連合の軍容未だ整ふに至らざる中、二十二日佛軍はローレーン州

白耳義の勇敢なる抵抗

マルヌ後形勢一轉持久戦となる

に近き東方國境のリュノーヴィルを失ひ、ミューズ河の線に退くこととなり、此方面の形勢甚だ不利なる其の同じ二十二日、白耳義方面の戦線に於て、佛軍はナミュールを失ひ、翌二十三日英軍モンスに敗れ、獨軍愈潮の如くに佛國領内に攻入り、佛英軍は退却又退却、十四日の長きに及び、獨軍は遂に巴里の眞近に迫り、佛國政府は九月三日ボルドーに移轉するに至れり。然れども退却は五日を以て終り、翌六日より攻勢に轉じ、六日間に亘るマルヌの大激戦あり、ジッフル將軍の戰略功を奏して、形勢は逆轉し、獨軍敗退して防衛陣地を設け、塹壕對峙の持久戦に入ることとなり。其後白耳義は益々悲況に陥り、アントワープは十月九日陥落し、白耳義政府は遂に英國海峡に臨める佛蘭西のアーヴルに再度の移轉を爲さざるを得ざるに至りたるも、英軍は飽迄もイーブルを死守したり。斯くて兩軍は北海より瑞西に至るまで、互に塹壕に據つて不動の對陣を爲し、持久戦となりたるは、即ち獨逸の迅速主義の失敗を意味し、世界大戦勝敗の大勢は既に此時に於て決せられたるものと謂はざる可らず。

東部戦線に於ては、ヒンデンブルグの率ゐる獨軍は、八月二十六日より六日間に亘るタンネンベルヒ(東普魯西)の戦に於て大に露軍を敗りたるも、セルヴィアは塊軍の振はざる爲め暫く無事なるを得たり。尙英佛露三國は九月五日(一九一四年)倫敦に於て單獨不媾和の宣言に調印し、單獨に媾和せざること、並に他の同盟國の同意を経ずして媾和條件を要求せざることと約したり。

次に吾人は開戦後に於ける他の列國の態度を説かざる可らず。而して歐洲戦争に無關係なる日本が

單獨不媾和の倫敦宣言

第一に(モンテネグロがセルヴィアと同盟せるを別とし)戦争に参加せるは一奇とすべし。

英國は八月四日開戦の決意を爲すと同時に、極東及太平洋方面に於ける其の貿易の保護に就て懸念する所あり。獨逸の東洋艦隊に對して日本の援助を求むる必要を感じ、八月七日グリーン大使をして其趣意を日本政府に申入れしめたり。但し其の意味する所は獨逸軍艦の索出撃破にして、本式の大規模の参戦は英國の寧ろ好まざりし所なり。當時日本は大隈内閣にして外相は加藤高明なりき。同七日の夜大隈首相の私邸に開かれたる閣議は参戦を可決し、翌八日元老の賛成を得たる上勅裁を仰ぎ、帝國の態度愈決定を見たり。日本は日英同盟の條文に照らし、直に参戦するの義務ありたるに非ざるも同盟の誼に依りて英を援くるを至當と爲し、且此の機會に東洋に於ける獨逸勢力の根據地を掃蕩せんと欲したるなり。勿論海上警邏の任に當るのみを以て甘んずるものに非ず。然れども英國は日本の大規模の活動が支那大陸に重大なる影響を及ぼすべきを恐れ、又南洋の獨領諸島占領に關しても不安を感ずる所あり、成るべく戦局を制限せんと欲し、意外の行惱みを來したのみか英は遂に「軍事行動を見合はさん」ことを求め、最初の援助申込を取消すに至りたるも、日本政府は一旦決定の廟議は最早翻し難しと爲し、英國の杞憂を除くに努めたる上、八月十五日の御前會議に於て、對獨最後通牒を決定したり。其全文左の如し。

## 日本の對獨最後通牒

帝國政府は現下の狀勢に於て極東の和平を紊亂すべき源泉を除去し、日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該協約の目的とする東亞の平和を永遠に確保するため極

めて緊要の事たるを思ひ、茲に誠意を以て獨逸帝國政府に勸告するに、同政府に於て左記二項を實行せられんことを以てす。

第一 日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の即時に退去すること、退去すること能はざるものは直に其武装を解除すること。

第二 獨逸帝國政府は膠洲灣租借地全部を支那國に還附するの目的を以て、一九一四年九月十五日を限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附すること。

日本帝國政府に於て上述の勸告に對し、一九一四年八月二十三日正午迄に無條件にて應諾の旨獨逸帝國政府よりの回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明す。

此の一週間の期限を附したる最後通牒は、八月十七日午前在伯林の代理大使船越光之丞に依つて獨逸政府に交附せられしが、何等の回答も與へられざりしに因り日本政府は二十三日宣戦を布告せり。次で直に青島攻撃に移り、又單獨不講和の倫敦宣言に加盟し(十月十九日)、青島の戦に於ては英人の参加をも受け、遂に十一月七日之を降し、又支那海洋及太平洋方面より一切の獨艦を掃蕩せり。日露戦役の際に於ける三國干涉の恨は晴らされたるなり。

日本政府は此機會に山東省關係其他日支間諸問題を解決せんと欲し、翌一九一五年(大正四年)一月十八日より日置公使をして支那政府と交渉を開始せしめたり(大總統袁世凱)。其の要求は第五項の

## 日支條約

所謂希望條項七を合して二十一箇條あり。是れ二十一箇問題と稱せらるゝに至りたる所以なり。此交渉は非常に行惱み、日本政府は窮餘途に最後通牒に訴ふると共に、最も物議の種たりし第五項を放棄して之を他日に留保することと爲し、漸く落着を告げ、五月二十五日(一九一五年)の日支條約となれり。其の内容は「支那政府は獨逸國が山東省に關し條約其他に依り支那に對して有する一切の權利利益讓與等の處分に付、日本國政府が獨逸國政府と協定する一切の事項を承認すべきことを約したるを第一とし「旅順大連の租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を、何れも九十九箇年に延長」し、又南滿洲に於ける土地商租、居住往來及各種業務の自由、並に東部內蒙古に於ける合辦に依る農業及附隨工業の經營權の承認等を含めり。此等の中山東省に於て獨逸の權利を繼承するの件は、獨逸租借地の還附を日本に於て豫め聲明せるにも拘らず、日本の野心に對する種々の疑惑のため後に巴里平和會議に於ける大難問となりたるものなり。

## 〔二〕

## 土耳其の態度

日本の參戰より約二箇月を経て、一九一四年十月末土耳其は獨逸の味方として露西亞に開戦せり。土耳其は露西亞を以て宿昔の敵と爲す。コンスタンチノーブルに對する露西亞の野心は、土耳其人の常に最も怖るゝ所なり。一方に於て獨逸は一八八九年の皇帝の東方旅行以來、大に土京に於ける勢力を増し、最近一九一三年の暮、リーマン・フォン・ザンデルス將軍招聘事件のため、三國協商側諸國を驚かしたることは既に記したる所なり。現在の陸相エンヴェル・パシヤは嘗て獨逸に於て教育を受

## 獨土同盟密約

け、熱心なる親獨派にして、豫てより大戰破裂の曉には獨逸側に加擔せんと欲したり。蓋し中歐帝國の勝利を確信せるなり。さればサラエヴォ事件に關する獨逸の最後通牒提出の數日後、土耳其首相サイド・ハリムは獨逸大使ワングェンハイムに向つて密に對露同盟を提議し、直に具體的の進行を遂げ、八月二日(一九一四年)には首相と大使との間に獨土同盟密約の調印を了せり。其の要旨左の如し。

(一) 奧匈國とセルヴィアとの紛争に對し獨土兩國は嚴正中立を守ることを。

(二) 露國が積極的軍事手段に依りて此紛争に干渉し、爲に奧匈國に對する獨逸の同盟義務發生する場合には、土耳其にも同様の義務發生すること。

(三) 斯くして戦争となりたる場合には、獨逸は其の派遣軍事教官を土耳其の使用に供し、土耳其は右教官をして軍の統帥に關し一定の權限を有せしむること。

(四) 獨逸は土耳其の領土が脅威せらるゝとき武力を以て之を防衛すべきことを約す。

右第一項に中立云々とあるも、此同盟調印の一日前に於て獨逸は既に露西亞に宣戦し居たるなり。尙此密約に就ては、首相ハリム、陸相エンヴェル・パシヤ、及内相タラートのみ謀議に與かり、他の大臣等には秘せられたり。要するにエンヴェルとリーマン將軍とが實際に萬事を指揮したるなり。當時首相ハリムの如きは去就に迷ひ、中立派も相當に有力なりしが如くなるも、英露佛諸國が此の同盟密約の存在に氣附かずして、長く空望の中に翻弄せられたるは、迂濶の極と謂はざる可らず。

八月三日英國政府は英國造船所に於て土耳其の爲に建造中の二軍艦を押收して、大に土耳其人の怒を

ゲーベン及プレス  
ラッ

買へり。次で其頃地中海に在りたる獨逸巡洋艦ゲーベン及プレスラウの二隻は、八月十一日ダルダネルス海峡に入り、コンスタンチノープルに赴けり。此の二艦は始め遁逃したるものと稱せられしが、土耳其政府は、英佛等の抗議に對しては之を買入れたりと辯解し、飽迄も中立を守るべしと宣言したり。依つて此等軍艦に乗込める獨逸士官及水兵を逐ふて、代ゆるに土耳其人を以てすべきことを、協商側より頻りに交渉するも要領を得ず。其間にダルダネルス海峡入口には水雷敷設せられ、協商側軍艦は牽制の爲に入らんとするも入る能はざるに至れり。加之、一方に於て獨逸軍人は續々土耳其に入込み、首府と海峡と地方とを間はず、到る處實權は彼等の手中に握られたり。九月九日在土京の英國海軍教官等は遂に耐え得ずして引揚ぐるに至れるに見るも、以て一般を察するを得べし。

然も土耳其は猶戦備に缺くる所あり、且政府部内の中立派も容易に斷念せずして協商側と中立條件の折衝を續け、前記同盟密約にも拘らず、土耳其の態度は約三箇月に亘り曖昧を極めたり。又英國の如きは其の領土内の回教徒の感情を刺戟するを恐れ、努めて事端激發を避けんとしたり。されど遂に十月二十九日早朝に至り、獨逸士官の指揮するゲーベン及プレスラウ其他の土耳其艦隊は、政府の命を待たずして黒海のおデッサ、テオドシア、及セバトポール等を砲撃し、一舉に交戦状態に入らしめたり。獨逸の願使の下にある土耳其の運命亦憐むべし。首相ハリムは其の政府の命に出でたるに非ざることを辯解し、露國に向つて陳謝の意を表したるも、固より顧みらるべきに非ず。露國外相サゾフは同日直に駐土大使ジェールに引揚を電命し、三十一日土耳其と交戦状態にある旨を宣言し、英佛

土耳其艦隊突如露  
國諸港を砲撃して  
交戦状態に入る

も亦直に之に倣へり。

〔III〕

伊太利の態度

最初先づ中立

次に伊太利は十箇月間中立を守り居たるも、一九一五年五月四日三國同盟條約の廢棄を宣言し、次で同月二十三日奥に宣戦したり。伊太利は三國同盟に屬しながら同時に三國協商に接近し、其の地位の極めて複雑なるは既に説きたる所なり。されば獨逸は最初より伊太利に對して多くの期待を屬せざりしものゝ如く、開戦の決意を爲すに當りても、之を伊太利に内報するを避けたる程なり。従つて一九一四年八月大戦破裂となるや、伊太利は獨逸に向ひ、同盟條約の豫想する防禦的戦争とは認め難きことを理由として中立を宣言したり(八月三日)。且對奥關係の實際に於ては、伊太利は冷なる中立傍觀を守り難き地位に在りたり。蓋し奥がバルカンに向つて攻勢的行動を取るは、伊太利の大に不利とする所なり。曩に一九〇八年奥がボスニア及ヘルツェゴヴィナ二州併合に關し、豫め伊太利に通報することなくして之を斷行したるときにも、伊は三國同盟條約第七條を無視するものとして窃に不満を感じたり。然も一九一一年伊土戦争の際、奥は此の第七條を楯に取りて歐部土耳其特にアルバニア方面の海岸砲撃に反對したることあり。されば今回奥がセルヴィアに對して重大なる行動を取るに當り伊に對して何等の了解を求めんとせず、任意にバルカン現状の打破を行はんとするに對しては、其の不满不安更に大なるものなきを得ざるなり。而して奥に於て新に占領を行ふに就ては、伊は三國同盟條約第七條の規定上當然辨償を要求し得べきものと信じたり。(同第七條は元の奥伊別約第一條にして其中には東方に於ける現状維持の外各

「神聖なる利己主義」

自の意向に付互に情報を通報すること、且占領に就ての相互的辨償の主義を規定せり。本書十二頁以下参照)

伊太利の全政策はサランドラの「神聖なる利己主義」の一語に盡く。一九一四年十月十六日外相サン・ジウリアノの死するや、首相サランドラは暫く外務を兼攝することとなりしが、其際彼は「必要なる事は、一切の先入及偏見より脱出するに在り、神聖なる利己主義以外の一切の感情より脱出するに在り」と喝破したり。此の一語は其後有名となるものにして、伊太利外交の特色を示して餘蘊あるなし。十一月新に外相となれる有爲の政治家ソニンノ男も無論此の「神聖なる利己主義」を踏襲し獨逸と協商側との間に立つて、最も多くの利益を提供するものに加擔せんとしたり。

伊太利の對奥交渉

斯くて暫く形勢を觀望し居たる伊太利は、十二月九日愈對奥交渉の糸口を切れり。此日在奥の伊太利大使アヴァルナ公はソニンノ外相の命に依り、奥相ベルヒトールドに向つて抗議を提出し、曰く、事前に伊太利の了解を得ることなくして奥軍がセルヴィアに侵入したるは甚だ當を得ず、假りに永久占領の意思なしとするも、斯かる處置は三國同盟條約等七條の規定せるバルカンの均勢を甚しく攪亂するものたり。數年前伊土戰爭の際、奥は右第七條を楯に取りて伊太利の行動に故障を唱へたるに非ずや。伊太利の重大なる利害に關係ある事柄に關し、直に意見を交換し、具體的協定に達せんことを望む云々と。是れ言ふ迄もなく辨償に關する開談を促したるなり。然れども無能短見なるベルヒトールドは之に耳を傾けんとせず、奥はセルヴィアの如何なる地點を占領するとも、其は單に一時的のものにして、軍事上の必要に應ずるに過ぎざるが故に、此事に關する意見交換は、不必要なりと回答せ

り。翌一九一五年一月十三日ベルヒトールドは其職を免ぜられ、プーリアン男之に代りたるも、交渉は依然進捗せざりき。

然れども伊太利は飽迄も同盟條約第七條を根據として極めて強硬なる態度を取れり。外相ソニンノは二月十七日(一九一五年)在奥伊太利大使に左の如き嚴重なる意見を言ひ送り、之を奥國政府に明確に通告せよと命じたり。是れ殆ど開戦の威嚇とも見るべきものなり。曰く、

奥國政府が三國同盟條約第七條に關し、伊太利と事前に辨償協定を爲すを要せしむるものなりとの解釋を取らざるは、之を右箇條の違反、並に自由行動を取るの奥の決心の證據と見做さざるを得ず。果して然るに於ては、伊太利も亦自己の利益を擁護するため自由行動を取り得るものと認めざるを得ざるべし云々。

獨逸は奥伊關係に就て早くより深く懸念する所あり、成るべく兩國の妥協を助成し、伊太利中立の持續の爲に最善を盡さんと欲し、ビュローロ公を羅馬駐在大使として特派するに決し、公は十二月中旬(一九一四年)赴任せり。彼は多年宰相の地位に在りて閱歷聲望甚だ高く、又伊太利前首相ミンゲッチ侯の女を妻とする關係上、伊太利上流社會に交遊廣く、使命を果すには、最も適任と信ぜられたり。且獨逸は更に羅馬加特力派の領袖たるエルツベルゲルを羅馬に特派し、ビュローロを補佐せしめたり。其の如何に力を注ぎしやを知るべきなり。然れどもビュローロの斡旋にも拘らず、奥伊交渉は長く停頓し、然も時の移るに従ふて伊太利の中立報酬の要求は益々増大し、寧ろ困難を増せり。始め

威嚇



其の要求項目と塊の拒絶

の頃は伊太利は夫の「イルレデンチスト」の主張に依り、伊領に復歸すべき筈のものと云はるゝトレンチノ及トリエストを要求し、これすらも實現至難の如くなりしに、後には、此の「イルレデンチスト」の案よりも更に廣大のものとなれり。即ち四月八日ソニノが塊の請求に應じて提示したる要求案は十一項より成り(一)トレンチノに於ける新國境は一八一一年の「伊太利王國」に與へられたるものに依ること(南部チロル全部)、(二)グラヂスカ及ゴリチアを割き境界を改訂すること、(三)トリエストを自主獨立の國家と爲すこと、(四)南部ダルマチアに於てリッサ嶋を始めとしクルヅラ群嶋を割讓すること、(五)上記の土地割讓は總て即時に之を實行すること、(六)ヴァロナに對する伊太利の主權を承認すること、並に(七)塊はアルバニアより一切手を引くこと等を要求したり。ブリアンは之を以て餘りに法外なりと爲し、四月十六日斷然拒絶せり。尙上記第五項の件、即ち割讓地の即時引渡は當初より伊太利之を主張し、塊は戰爭終了後に於て之を實行せんと言ひ、夙に塊伊交渉の一難問となり居たるなり。(伊太利の要求せるヴァロナはアルバニア中央部の一要害にして、伊のアリンヂ(シ港と相對し、正にアドリア海の入口を扼す。伊太利は十月以來既に之を占領せり。)

協商諸國と伊太利との交渉

一方に於て協商側諸國が伊太利を誘ふて其の味方と爲さんと努めつつありたるは言を俟たず。而して中立を脱して參戰せしむると云ふ以上は、報酬も亦大ならざるを得ず。而して塊は自己の領土を奪はるるに反し、協商諸國は他人の領土を約束するものなるが故に、協定は割合に容易なる筈なり。伊と英佛等との間の商議は、二月下旬頃(一九一五年)より倫敦に於て開始されしが、始め英佛等は伊

倫敦條約並に其の要項

の要求を過大なりと爲し、特にアドリアチック東海岸地方に對する要求に就ては、セルヴィアとの關係上露は最も反對し、一時大に行惱みたるも、當時三月より四月に亘り西部戰線に於ける英佛軍の不振は、伊の爲に有利なる刺戟となり、結局四月二十六日の倫敦條約に依り、英佛露は伊に莫大なる利益を提供することとなれり。英外相グレー、佛大使ポール・カムボン、露大使ベンケンドルフ、及伊大使イムベリアリの四人其の調印者たり。條約の内容は多岐に亘るも、伊太利の野心を窺ふに便宜なるが故に、左に其の要項を列記すべし。

- (一) 伊太利は英佛露三國と連合し、全力を擧げて三國の敵に對し交戰に従事すること。
- (二) 將來の平和條約に於て伊太利は下の諸地を與へらるべし。トレンチノ、全南部チロル。トリエスト、ゴリチア及グラヂスカ、全イストリア(ケルソ及ルッシナ其他の諸小島を含む)。
- (三) 伊太利は北部ダルマチア(南方ブランカ岬に至る迄)を與へらるべし。又ダルマチア海岸の北方及西方に在る諸嶋を與へらるべし。
- (四) 左は中立とせらるべし。

- (1) 北はブランカ岬より南はサッピオンセロ半嶋最南端迄のダルマチアの全海岸。(露里にして日本(露里にして日本)の約十町に當る)
- (2) ラグサ・ヴェキア岬(サッピオンセロの南端より更に南方少距離の所)の南方十ヴェスタ(露里にして日本(露里にして日本)の約十町に當る)の地點よりヴィオサ(一名ヴォシユザ。アルバニアの河にしてヴァロナの北方數哩の所にあり)に至る迄の海岸。(カッタロの全灣並に南方地帯中に含まる)

但し一九〇九年の宣言に依りて認められたるモンテネグロの権利は依然たるべく、従つて現在同國に屬する海岸の港は中立とせらるゝことなし。

(五) アドリア海の北方に於て、イストリアよりダルマチアに至る迄の沿岸地(ヒューメを含む)は、之をクロアチア、セルヴィア、及モンテネグロの爲に取除き置くものとす。

デュラツ港はアルバニア獨立國に與へらるゝを得べし。

(六) 伊太利は絶對の領有地としてヴァロナを與へらるべし(其の前面のサセノ嶋並に軍事上の安全に必要なる周圍の地域を含む)。

(七) アルバニアに小自治中立國建設せらるゝ場合に、英佛露三國がアルバニアの北部及南部の地方を、モンテネグロ、セルヴィア、及希臘の間に分割せんと欲することあらば、伊太利は之に反對せざるべし。

アルバニアの南部海岸ヴァロナよりスチロス岬に至る迄は中立たるべし。  
(ダルマチア及アルバニアの全海岸を通じて、伊太利は自己の領有と爲す地點以外、殆ど全部を中立とせざるに注)。  
意せよ。伊太利はアドリア海を完全に自己の湖水を爲さんとせざるなり。

伊太利はアルバニアの對外關係に於て之を代表するの權利を與へらるべし。

(八) 伊太利は其の占領中の(トリポリ戦争以來)多島海の十二島(ドデカネース群島)を完全に領有するを得べし。

(九) 大體に於て、英佛露は地中海に於ける勢力均衡の維持に於て伊太利が利害關係を有する事を

承認し、又土耳其分割の場合には、伊太利が現に既に特殊權利を有するアゲリア州に隣接する地域を分與せらるゝの權利あることを承認す。

(十) ローザンヌ條約に依りリビヤに於て土耳其に屬する一切の權利は伊太利に移讓せらる。

(十一) 若し英佛が阿弗利加に於て獨逸領を奪ふて其の植民地を擴張することあらば、伊太利はエリトリア、ソマリランド、リビヤ、並に佛英植民地に接する地域に於て辨償を求むるの權利あるものとす。

(十二) 伊太利は交戦上の犠牲及努力の割合に應じて償金の分前に與かるものとす。英國は少くも五千萬磅の公債發行に付伊太利に便宜を與ふべし。

(十三) 英佛露は法王廳が和議交渉に關係することを防止するに於て伊太利を支持すべきことを約す。  
(後に至り英のロバート・セシルは、此箇條は伊太利が法王代表の平和會議に出席するに反對するとき之を支持するの意味なりと下院に於て答辯せり)

(十四) 此條約は秘密たるべく、又伊太利は本條約調印後一箇月内に武器を執つて起つべきものとす。  
(全文はテムパレー「巴里平和會議史」第五卷に在り)

(一九一七年十一月露西亞過激派政府は、帝國主義的密外交の陰險醜惡を暴露すべく帝國時代の他の諸密約と共に此條約を發表したり。それは秘密外交攻撃の大なる刺戟となりたるものなり)

此倫敦條約は伊太利の大野心を最も露骨に現せるものなり。彼等は協商諸國の弱味に乗じて「神聖なる利己主義」を徹底的に實行せるなり。彼等は最初民族主義を唱へ「イルレデント」を標榜せしも後には民族主義を無視し、他の見地よりして領土慾の満足を圖れり。例へばダルマチアの如きは、居

住民族の關係より言へば、總人口六十三萬四千八百餘の内、伊太利人は其の三分弱の割合を占むるに過ぎざるに、然も伊太利は其の主要部奪取の約束を得たり。セルヴィアが間もなく此密約を漏れ聞きて大に憤慨したるは無理なりとせず。ソンニノ及サランドラの機關紙たる「ジオナル・ヂタリア」紙は、一九一五年四月四日の紙上に於て「一切の民族主義の問題を超越する所の政治的並に軍事的の關心事あり」と論じたりしが、これは正に民族主義拋棄の辯解たりしなり。協商諸國は窮餘已むを得ずして上記の條件を約したるものなりとは云へ、自己の所有に屬せざる領土を、然も其地方人民の意向を問ふことなくして、勝手に處分したるに就ては、後に至り強烈なる非難を蒙り、現に此倫敦條約は巴里平和會議に於て、アドリア問題なる大紛議を惹起す源となれり。(セルヴィアの膨脹せるユーゴスラヴィアの所得決定の場合に大衝突を爲し、列國も其の解決に苦みたりしが、結局一九二〇年十一月十二日のラパロ條約に依り、伊はダルマチアに於てザラ市の外にケルソ、ルツジン、及ユニー等の諸島を保有するに止め、他は總てユーゴスラヴィアの所領としたり。同時に伊はヒュンメル並に其の背面地方に於て倫敦條約よりも多少有利なる條件を得たり。)

伊太利は右倫敦條約調印と同日に、夫の一九一四年九月五日の單獨不媾和の倫敦宣言に加盟し、次で五月三日(一九一五年)愈塊に向つて三國同盟の廢棄を宣言したり。サランドラは其の理由を説明して、塊の對セルヴィア最後通牒は伊に通告せられざりしが故に、形式に於て同盟條約に違反すること、又バルカンの現状擾亂は實質に於て同條約に違背すること等を擧示せり(五月二十日議會にての演説)。要するに塊自身此條約を履行せざるが故に、伊は之を無効と認むと云ふなり。是に於て塊相ブーリアンも漸く悟る所あり、ビュローロ及エルツベルゲル等も亦熱心に運動する所あり、斯くて塊はソンニノが先

## 三國同盟廢棄宣言

## 塊の狼狽と大讓歩

に提示せし要求の大部分を承諾し、土地の引渡も協定調印の一箇月内に實行すべく、且獨逸之を保障することとしたり。塊の此の讓歩は五月十日エルツベルゲルに依つて中立派の首領たる元老政治家ジョリッチに内報せられ、首相及外相には翌十一日通告せられたり。今や伊太利は一兵を動かさずして莫大なる利益を收め得ることとなり、中立派は俄然非常に有力となれり。既に倫敦條約に調印せるサランドラは、塊の讓歩を以て時機を失するものと爲し、之に耳を傾くるを拒みたるため、政局は大混亂に陥り、サランドラは遂に五月十三日辭表を提出するに至れり。然れども一方に於て開戦派の示威運動は都鄙を通じて猛然として起り來り、羅馬に於ては人心の激昂最も甚しく、愛國詩人ダモンチオの如きは大に熱辯を振つて國民の驟起を促し、巨萬の民衆は、市中を練つて「ジョリッチを倒せ」と絶叫せり。斯くて時局は一時殆ど收拾し難からんとせしが、王エマニユエル三世より新内閣組織を命ぜられたる下院議長マルコラも、又後に藏相となれるカルカノも、共に辭退してサランドラ留任の外なかるべきことを答へたるに依り、十五日辭表は却下せらるゝと共に國策の方針も一決することとなり、二十日議會再開の時には、サランドラ内閣は自信を以て之に臨むを得たり。即ちサランドラは時局の重大を述べて全權の委任を求めたるに、議會は七十四に對する四百七票の多數を以て之を可決し、翌日元老院は滿場一致にて之を承認したり。參戰は愈決せられたるなり。五月二十三日在維也納の伊太利大使は塊國政府に向つて翌二十四日より交戦状態に入るべきことを宣言し、旅券を請へり。其の必然の結果たるべき對獨宣戰は、更に一年以上を経たる一九一六年八月二十七日に至つて爲され

## 伊太利の對塊宣戰

たり。土耳其に對しては三箇月後の八月二十一日(一九一五年)宣戦せり。

## 〔四〕

伊太利の加盟に成功したる協商諸國は、それより五箇月後にブルガリアを失ひ、彼等のバルカン外交の失敗を暴露せり。バルカンに於ては、土耳其の對露開戦以來、列國はブルガリア、ルーマニア及希臘の向背に最大の注意を拂ひ、其の外交的暗闘は激甚を極めしが、就中ブルガリアは各方面に最も重大なる影響を及ぼすべき地位にあるが故に、獨逸及協商兩派の暗闘は殆ど言語に絶するものありたり。獨逸より之を見れば、ブルガリアを味方と爲すときは、直に土耳其に向つて通路を開くこととなり、東方作戦上に非常に有利となるのみか、東方より自由に物資の供給を受け得るの大利益あり。然れども協商側より之を見れば、ブルガリアを敵に加盟せしむるときは、第一にはセルヴィアを絶望的死地に陥らしめ、且バルカン全體の形勢の上に極めて不利なる影響を與ふべし。されば兩派共に有らん限りの術策を盡して之を味方に引入れんと努めたるなり。

此間に立ちブルガリア王フェエルヂナンドは、伊太利以上に沾らん哉主義を取り、有利の側に就かんとせしが、大體に於ては獨逸に好意を寄せたり。抑も一九一三年八月十日のブカレスト條約以來ブルガリアが如何なる立場にあるやは、既に本卷第十一章に説明したる所なり。彼等の日夜忘れ難き念願は實にブカレスト條約を破棄してマセドニアを恢復するにあり。首相兼外相のラドスラヴ・フ曰く「マセドニアはブルガリアのアルサス・ローレーンなり」と。斯くてセルヴィアとは兩立し難き關係

「マセドニアはブルガリアのアルサス・ローレーン」

ブルガリアの態度

に在るが故に、其の遂に獨逸に加擔するに至りたるは、寧ろ宿命的の歸結なりと謂はざる可らず。

協商派の對ブルガリア折衝

勿論協商諸國はバルカン諸國間の協定成立を助くるを以て、方針と爲し、畫策大に努むる所ありたり。但し協定成立の爲には、セルヴィアをしてマセドニアに於て、更に又希臘をしてカヴァラに關し(第十一章第(四)節を見よ)、ブルガリアに讓步せしむるを必要とす。然るにセルヴィアも希臘も頑強に之に反對しつゝあり。一方に於て獨逸はバルカン諸國の離間を目的とし、セルヴィアを犠牲としてブルガリアに満足を與ふるは固より易々たり。若し英佛露一致して敏速に具體的の代償案を立て、且強硬なる態度を以てセルヴィア及希臘に當りたらんには、目的の達成必ずしも不可能に非ざりしならんも、彼等は一致と決斷とを缺き、徒に空評議に時日を経過したり。現にブルガリア政府は六月十四日(一九一五年)公文を以て英佛露に報酬條件の提供を促したるに、三國政府は其後約五十日間を小田原評議に空過し、漸く八月三日に至つて回答を與へ、具體的條件を提示せり。其の内容は(一)マセドニアに於てエグリ・バランカよりオクリダ湖に至る線以東の地をセルヴィアより割讓せしむること(ブルガリアはモナスチールをも要求し居たり)、(二)カヴァラ及其背面のドラマ及セレス地方を希臘より割讓せしむること、(三)一九一三年の倫敦條約のエノス・ミヂア線迄の地を土耳其より割讓せしむること、(四)ブカレスト條約にてブルガリアの失ひたるドブルジャの一部をルーマニアより還附せしむること、と云ふにあり。是れ固より大なる利益に相違なきも、此案に同意を求められたるセルヴィアは九月一日大修正を要求し、希臘亦カヴァラ放棄に反對し、協商諸國は之を強制するだけの勇氣と力と

バルカン協定の困難

を有せざりしが故に、假りにブルガリアに於て之に同意するとも其の實行は非常に困難なりしなり。希臘首相ヴェニゼロスは協商派に好意を寄せ、カヅアラとスミルナとの交換にて妥協する意見なりしも、獨逸皇帝の妹ソフィアを妻とする王コンスタンチンは、熱心なる親獨家にして、ヴェニゼロスの政策には頑強に反対したり。

當時英國に於ては海相チャーチルの意見に依り、バルカン通のバックストンを、バルカンに特派し(一九一四年夏)、バルカン協定成立の爲に努力する所あらしめたるも、其の使命は具體的権限を缺きて調査研究に止まり、然も彼が歸英の上(一九一五年一月)報告したる献策も無效果に終りたるなり。

且ブルガリア首府ソフィアに於ける外交戦正に酣なる其際、戦況は頻々として協商側の不振を傳へ來り、決定的の影響を與へたることを一言せざる可らず。一九一五年二月英佛は聯合艦隊をダルダネルスに送り、砲撃を開始したるも不成功に終り、四月にはガリポリ半島に陸戦隊を上陸せしむることとなりたるも、是れ亦成功せず、特に八月中旬サルヴァツァ灣上陸軍の大失敗は愈此遠征の絶望なることを證明し、十二月にはガリポリ撤退を見るに至れり。加之、歐洲本戰場に於て、六月下旬露軍はガリシアより逐はれ、次で獨逸軍のポーランド侵入となり、八月五日遂にワルソワの陥落となれり。それより露軍は退却に次ぐに退却を以てし、コヅノは八月十七日に、グロドノは九月二日に、又リスアニアの名都ヴィルナは九月十二日にそれ〴〵陥落し、ポーランド、クールランド、及リスアニアは總て敵軍の蹂躪に委せられたり。此等の報道が形勢觀望中のブルガリア王に如何なる影響を與へたるかは

協商派戦況不振の  
影響

想像するに餘あるべし。

ブルガリアと土耳  
其との協定

ブルガリアは既に七月二十二日(一九一五年)獨逸の周旋に依つて其の同盟國たる土耳其と協定を結び、マリツァ河方面の土耳其鐵道並に同河以西の土地約二千平方キロメートルを讓受くることとなり。從來エーゲ海に於けるブルガリア唯一の港たるデデアガッチに達するには、土耳其鐵道に依るの不便ありたるなり。ラドスラヴヴフは之を辯明して曰く、是れ唯過去に於ける中立の報酬にして、將來何等の政治的義務を負ふものに非ずと。然れども要するに是れ獨逸と結ぶに於ての一種の手附金を取りたるなり。又此の前後に獨逸割引銀行と結びたる借款も獨逸との關係を密ならしむる一因となり。斯かる際に八月五日のワルソワ陥落に引續き、同月中旬サルヴァツァ灣大失敗の報あり。ブルガリア王は遂に獨逸に就くの有利なるを確信し、九月六日獨逸とセルヴィア攻撃に就ての密約を結び、其の報酬としては、セルヴィア領マセドニアを與へらるべきこと、若しブルガリア又は其同盟國(土耳其を含む)がルーマニアの攻撃を受くるときは、獨逸はブカレスト條約にてルーマニア及希臘に與へられたる土地の恢復に同意すること等を協定せり。同日又セルヴィアに對する連合攻撃に就ての軍事協定も調印せられたり。

斯くて九月二十一日ブルガリアは武装中立維持の口實の下に動員し、同時に獨逸將校續々入國し來つて要部を占めたり。九月二十八日英國外相グレーは下院に於て警告の演説を爲し「若しブルガリアにして我國の敵に加擔し、攻撃の態度を取ることあらんには、我等はバルカンに於ける我友邦に對し

## ブルガリアの宣戦

我同盟國と提携して、彼等の最も満足すべき方法に依り我等の爲し得る一切の援助を與ふべし」と宣言したるも、最早何等の效あるべきに非ず。十月三日露西亞は最後通牒をブルガリアに送り、二十四時間内にスラヴ及露西亞の敵と絶ち、協商諸國と交戦中の國の士官を國外に去らしむべしと要求したるも、何等の回答も與へられず。十月七日獨逸軍ダニューブを越へてセルヴィア侵入を始め、九日にはベルグラードを占領せしが、ブルガリア軍は之と呼應して、十一日無宣戦のまま國境を越へ、十四日遂に假面を脱して正式にセルヴィアに宣戦せり。

英佛はセルヴィア救援の爲にサロニカに出兵するに決し、ダルダネルスより急派の一部隊は十月六日より上陸を始め、引續き西部方面よりも送兵せられたるも、時機を失せる上に微力にして何等の效果を擧ぐる能はず、十二月中にはセルヴィア全土は敵軍に占領せられ、翌一月七日（一九一六年）モンテネグロの首府チチンエも獨逸軍に降り、兩國共に悲惨の極に陥ることとなれり。

## 希臘の傍觀

希臘はセルヴィアとは、一九一三年五月十九日の防禦同盟條約に依り同盟關係に在り。故にセルヴィアは切りに急を訴へて其の援助を求め、協商諸國亦熱心に希臘の驕起を促したるも、希臘は右同盟はブルガリアに對抗するものにして、大國の攻撃を豫想せるものに非ずとの口實の下に、傍觀の態度を取らんとしたり。首相ヴェネゼロス自身はセルヴィアを見殺しと爲すを遺憾としたるも、王コンスタンチンの反對のため如何とも爲す能はず、英佛軍のサロニカ（希臘領）上陸に對しても、不本意ながら王命に依り、中立を破るものとして抗議せざるを得ざりしなり。加之、十月六日（一九一五年）

王は彼を斥けてザイミスを後任者と爲し、新政府は十月十二日セルヴィアに向つて明確に不援助の回答を爲せり。

當時の協商側バルカン外交の失敗に對しては、英佛に於て非難の聲囂々として起り、倫敦タイムスの如きも「是れ主として不注意不熱心及確乎たる政策の缺乏の致す所なり」と斷言せり。英國檢事總長カーゾンは、セルヴィアを救ひ得ざりしことを憤りて、十月十八日辭職せり。又佛國外相デルカッセは、ヴェネゼロス辭職後の形勢に顧み、サロニカに遠征隊を送るの無益なるを唱へ、之に反對したるも、閣議之を容れざりしに依り、十月十二日辭職したり。亦以て英佛に於ける議論紛々の状を想ふべきなり。（英國外相クレイは其の回想録中に、當時バルカン對策に付協商三國間に敏捷に一致の歩調を取るの困難なりしこと、又外交は戦場の形勢に依りて支配せられたること等を記し「一九一五年にブルガリアが獨逸に投じたる時、是れ聯合外交の失敗なりと考へられたるも、實は同年の夏に於ける露軍の慘敗並びにダルダネルスに於ける英軍の失敗が、ブルガリアの政策に及ぼしたる影響に依るなり。又一九一六年にルーマニアが聯合軍に合したるとき、世人は之を聯合派の外交的成功として喝采し、獨逸外務省は外交上の失敗として非難の示威運動を受けたる由なり。然れどもルーマニアの聯合側参加に於ての決定的要素は、全然外交には非ず。ブルジョアの率ゐる露軍の獨逸に對する大成功に其の原因は存するなり」と言へり。「二十五年」第二卷第二十五章）

## 〔五〕

次にルーマニアはブルガリア開戦後十箇月を経たる一九一六年八月二十七日、協商側の味方として起り。

## ルーマニアの態度

ルーマニア人はラテン民族たる關係上、一般の感情は夙に英佛に傾きたるも、其の國は一八八三年以來三國同盟に参加し（第十二章第二節參照）、獨逸とは特別の關係に在りたり。右同盟は全く秘密に附せられ

議會の承認を受けたることなきも、兎も角ルーマニアの地位は略伊太利に類似したり。且王カールはホーヘンツォーレルン家の出身にして、豫てより獨逸崇拜者たり。されば一九一四年八月危機の破裂と同時に、王は獨逸に加擔せんと欲したるも、八月八日の御前會議に於て、首相ブラチアノ及内相タケ・ヨネスコを始とし、大多數は之に反對し、賛成者は反對黨首領カルブ一人に過ぎず、遂に中立を守るに決したり。廟議紛々たる際、偶到着したる伊太利中立宣言の報は、有力なる影響を與へたるが如し。

## 兩派の運動

然れども其後獨逸並に協商派の雙方より激烈なる運動絶ゆることなく、露國外相サゾフの如きは既に八月七日、トランシルヴァニア其他の利益を掲げて、ルーマニアの参戦を促したり。トランシルヴァニア及其の附近地方には約三百五十萬のルーマニア人棲息し、ルーマニアは之を以て一種の「イルレデンタ」と爲し、多年野心の眼を注ぎ居れるなり。其の彼等を誘ふに於ての屈強の好餌たるは言ふ迄もなし。獨逸は維也納政府に説きて、トランシルヴァニアに關して出来るだけの讓歩を爲さしめ以てルーマニアとの妥協を圖らんと欲したるも、匈俄利首相チッサは匈國領内の土地の割讓を絶対に拒絶し、妥協成立を不可能とならしめたり。

王カールの死とフ  
エルチナンドの即位

既にして王カールは十月十日(一九一四年)深き憂悶の中に死し、其の甥フェルチナンド代つて即位したり。皇妃はエチンバラ侯の女にして、露人を母としたり。自然獨逸に對する宮中の傾向は、カール時代に比して多少異なるに至りたるも、形勢觀望の態度は依然持續せられたり。一九一五年一月

## 戦況の影響

ルーマニアは英國より五百萬磅の借款を得たるも、其の國策には何等の變化を見ざりき。次で同年五月二十三日伊太利の参戦は、非常なる刺戟をルーマニアに與へ、ブラチアノは協商側と参戦に關する交渉を熱心に進むることとなりたるも、一方に於て六月下旬露軍のガリシアより逐はるゝあり、八月に入るやワルソー陥落し、十月にはブルガリアの獨逸に參加するあり、次でセルヴィア全土は敵軍の蹂躪する所となり、協商側の勢甚だ振はざるが故に、ルーマニアは又々躊躇逡巡の中に時日を過ごすに至れり。然るに一九一六年六月に至り、ブルシロフの率ゐる露軍、ヴォリニア地方に於て大活動を開始し、着々獨逸軍を逐ふてガリシア方面に壓迫し、四月中旬ブコヴィナ州の首府チェルノヴィツを占領し、三週間内に二州を征服し且獨逸兵二十萬を捕虜と爲すの大勝を博せり。是に於てルーマニアは愈決心することとなり、八月十七日(一九一六年)ブカレストに於て調印せられたる密約に於て對獨逸開戦を約し、之に對し英佛露伊四國は、ティス河(一名チッサ)迄のトランシルヴァニア、ブルト河迄のブゴヴィナ、並にバナートを併合せしむべきことを約し、同日又ルーマニアは露西亞と軍事協定を結び、次で八月二十八日獨逸に向つて宣戦せり。(上記諸地を併合するときは、ルーマニアの領土は正に倍アを失へば、其の領土正に半減せらる。又バナートはベルグラードに接近する上に、民族關係より言ふもセルブ系甚だ多きため、後日巴里平和會議の際、ユーゴスラヴィアとルーマニアとの大論争を惹起せり。)

ルーマニアは開戦後直にトランシルヴァニアに侵入して、其の大部分を占領し、一時大に得意なりしも、間もなくファルケンハインの率ゐる獨逸軍は西方より追撃し來り、更にマッケンゼンの獨逸及ブルガリアの連合軍は南方ダニユープ方面より攻め寄せ來り、然もサロニカの協商軍は期待の如くに來

## ブカレスト密約

ルーマニアの對獨  
宣戦

惨敗

援せず、露西亞亦何等敏活の行動を取らず、遂にルーマニアは惨敗の悲運に遭ひ、十二月六日(一九一六年)首府ブカレストは敵軍の手に歸し、次でワラキア全州は其の占領する所となり、ルーマニア政府はモルダヴィアのヤッシーに移りて、僅に餘喘を保つに至れり。

希臘の最後の態度

次に吾人は希臘の最後の態度に就て語らざる可らず。一九一五年十月ヴェネロスは斥けられ、王コンスタンチンは飽迄セルヴィアを援ぐるを拒みたることは、既に前節に記したる所なるが、其後其親獨の傾向は益々顯著となり、一九一六年五月ブルガリア軍が希臘東北境の若干要塞を占領するを默許せり。翌六月英佛聯合艦隊は其の報復として希臘沿岸封鎖を斷行せり。次で八月二十七日ルーマニア蹶起の報は、希臘の協商派に大刺戟を與へ、八月三十日サラニカに革命運動起り、国防委員なる者設けられ、ヴェネロスは之に迎へられて假政府を造り(十月)、エーゲ海諸嶋之に加擔し、希臘内部は二分するの奇觀を呈せり。然もコンスタチンは猶態度を改めんとせず。十二月一日アゼンスの入口なるピレウス港に於て、少數の英佛混成陸戦隊上陸の際、王黨派の兵士が不意の襲撃を加へたる事件あり。協商派列強は大に怒つてサラニカ政府を事實上の政府として承認し、且希臘封鎖を實行したり。猶一步を進めてコンスタンチンに向ひ最後の手段を取る事となり、佛國下院議員ジョンナーは其の重大使命を托せられ、「保護列強のハイ・コミッションナー」としてアゼンスに赴き、英佛露三保護國の名を以て、時の首相ザイミスに最後通牒を送り、王コンスタンチンは憲法を破れりとの理由の下に、其の退位並に現皇太子以外のものより後繼者を定むべきことを要求し、其の回答には二十四

コンスタンチン王の退位強制

希臘漸く参戦す

時間の期限を附したり(一九一七年六月十一日)。王は翌日御前會議の後之に同意し(十二日)、王位を第二皇子アレキサンドルに譲り、家族と共に伊太利經由瑞西に去れり。同時にヴェネロスはアゼンスに歸りて新内閣を組織したり。斯くて希臘は六月三十日(一九一七年)獨逸兩政府に向つて外交斷絶を告げ、愈協商派の味方として参戦することとなれり。

〔六〕

米國の態度

最後に北米合衆國は永く中立を守りしも、獨逸の無制限潜航艇戰の關係より、一九一七年二月三日獨逸との國交を絶ち、同四月六日對獨宣戰を爲せり。始め英國は一九一四年十一月二日北海全部を交戦區域と爲すことを布告し、獨逸封鎖を益々嚴密に行ふこととなりしが、獨逸は尋常の海戰にては到底英と雌雄を争ふの力なきに依り、潜航艇戰に依つて英の通商を妨げ、其の生活の基礎を破壊せんと欲し、一九一五年二月四日の宣言を以て、二週間後の十八日より英國近海全部を交戦區域と見做すべきことを發表したり。是れ一片の宣言に依つて英島帝國全部を封鎖の状態に置き、以て交戦國の權利を行使せんとするなり。之より慘酷なる商船撃沈の頻出を見るに至りたる其中にも、一九一五年五月七日英國商船ルシタニア號は、愛蘭沖に於て無警告のまゝ獨逸潜航艇の犠牲となり、死者一千二百名其中には百二十四名の米人を含みたり。此事件は米國輿論の大激昂を惹起し、平和主義のウィルソ大統領及ブライアン國務卿も(六月以後はランシ)、嚴重なる對獨抗議を爲すこととなりたるも、實際には效果なくして、類似の事件は依然繰返されたり。

ルシタニア

獨逸の潜航艇戰



後一九一六年三月二十四日、英海峡渡航の佛國商船スセックス號の無警告撃沈あり、米人數名亦其の犠牲となりしが、米國政府は之に就ての對獨抗議に於て、獨逸政府若し斯かる暴舉を中止せざるに於ては、「米國政府は獨逸帝國と全然外交關係を絶つの外なかるべし」と斷言し、最後通牒の大警告を爲せり(四月十八日)。獨逸は之に答へて、「逃亡若くは抵抗を企てざる限り、無警告にて、又人命を救助せずして、撃沈することなかるべし」と、一應同意を表しながら、然し敵國が國際法違反の戰時行動を勝手に繼續するを得るときは、獨逸亦有効なる武器の使用を制限するを得ず云々とて、一種の條件を附したり(五月四日)。米國は勿論斯る條件を許すべきに非ず。直に之を反駁して、「斯かる事に於ける責任は單一にして、連合的には非ず、絶對にして相關的には非ず」と主張したるも(五月八日)、之には獨逸政府は何等の回答を與へず、遂に不得要領に終れり。米國の不满想ふべきなり。(一九一六年十一月七日、ウイ)。  
(ルソンは大統領に再選せらる)

## 無制限潜航艇戦

然るに一九一七年一月三十一日に至り、獨逸は更に無制限潜航艇戦の實行を列國に通知し、二月一日以後、英佛伊の周圍の海面並に東部地中海に於て、此等の國と來往する一切の船舶は、中立たると否とを問はず、總て撃沈せらるべしと宣言したり。從來の戦法を以て手緩しと爲せる獨逸海軍首脳部の強硬説は、遂に勝利を占めたるなり。然れども之がため米國の面目は全然蹂躪せられたり。流石のウイルソンも最早忍び難しと爲し、二月三日議會に於て獨逸との外交斷絶を聲明せり。即日在伯林の米大使ジュラードは引揚を命ぜられ、又在米の獨大使ベルンストルフは退去を求められたり。然もウ

## 米獨外交斷絶

イルソンは此日の演説中に於て、猶多少の未練を残し、「予は獨逸當局者が其の吾人に警告せる事柄を實際に實行するの意思なりとは信ずる能はず」と言ひ、「米國の船舶及米國人の生命が實際に犠牲となりたる場合に於て」同胞保護に必要な手段を取るの權能を與へられんことを求むべしと附言したり。是れ外交斷絶は開戦を意味せざることを明にせるなり。然るに其後間もなくして、三隻の商船撃沈せられ、米人の犠牲となりたるものありたれば、ウイルソンは二月二十六日、議會に向つて武装中立を提唱し、商船武装の權能を與へんことを求めたるに、代議院は十四票に對する四百三票を以て之を可決したるも、元老院にては十一名の反對ありたるため、議事規則上不成立となれり。

是に於てウイルソンは輿論を動かして反對派の反省を促さんと欲し、二月二十八日(一九一七年)獨逸の驚くべき對米陰謀を摘發せしめたり。即ち獨逸外相チンメルマンが在メキシコ市の獨逸公使に宛てたる密電の發表にして、もとは勿論暗號なりしものなり。それに據れば、チンメルマンは一九一七年一月十九日附にて、メキシコとの同盟の提議を爲し、米國が中立より脱したる時メキシコは米國に開戦すべく、其の代り獨逸はメキシコに財政的援助を與ふべきことを申込みたるなり。且又メキシコが日本と獨逸との間に周旋し、日本をしてメキシコ及獨逸と同盟を結ばしむるの案も勸説せられたり。此の手紙の發表が米國民をして非常に激昂せしめたるは言ふ迄もなし。其の第一の結果として、元老院の多數派は議事規則を改正して少數派の反對を蹴破し、ウイルソンは三月十二日大統領令を以て、船主に對し武装を許可することとなれり。

## 獨逸の對米陰謀摘發せらる

ウイルソンの開戦  
教書

偶露西亞に於ては、三月十二日第一次革命あり、帝政の顛覆となりしが、米國政府は之を民主主義の勝利として大に歓迎し、三月二十二日他國に率先して新政府に承認を與へたり。而して壓制を以て鳴る露西亞帝政の顛覆は、協商派に對する米人の同情増進のため、好影響を與へたるが如し。兎に角永く躊躇せしウイルソン大統領も、愈最後の決心を爲し、四月二日議會に於て對獨逸の已むを得ざることを宣言したり。此時の彼れの教書は其の理想主義を大に宣揚し、世界のデモクラシーの爲に戦はんとするものなることを強調し、内外の人心に多大の感動を與へたり。又彼は教書中に於て、獨逸の政府と國民とを區別し、「吾々は獨逸國民と争ふものに非ず」と言ひ、人民に謀ることなくして專制的に暴戦を始めたる政府其者を敵とすることを明にし、宛も獨逸國民を專制政府の手より救はんとするが如き態度を取れり。是れ一面に於ては、米國內に於ける獨逸系の多數の市民の反對を和げ、同時に獨逸に於ける自由派及民主派に獎勵を與ふるものなり。猶教書中重要なりと思はるゝ數節を左に摘記すべし。

其の内容の數節

ウイルソンは先づ獨逸の無制限潛航艇戰を攻撃して曰く、

「通商に對する現在の獨逸の潛航艇戰は人類に對する戰爭なり、總ての國民に對する戰爭なり……其の挑戰は全人類に對するものなり」。

是れ全人類の爲に斷起するの意氣を示せるなり。次でウイルソンは武装中立の實行上不便にして且無效果なることを説いて本題に入り、曰く、

「予は議會が獨逸政府の最近の行動は事實に於て米國政府及人民に對する戰爭に外ならざることを宣言し、斯く投げ附けられたる交戦者の地位を正式に受諾し、(交戦上必要な)即時の處置を取らんことを望む」。

次に其の目的とする所に關して曰く、

「吾々の目的は世界の生活に於て、利己的獨裁的權力を排して、平和及正義の原則を擁護し、且又世界の眞に自由且自治的なる諸國民の間に、今後此等の原則の遵守を保障するに足る如き意思及行動の協調を樹立するに在り」。

又曰く、

「世界はデモクラシーの爲に安全となされざる可らず。其の平和は政治的自由の試練濟みの基礎の上に樹立せられざる可らず。吾々は何等利己的目的を有するものに非ず。吾々は征服を希はず、領土を希はず。吾々は吾々自身の爲に償金を求めず。又吾々の提供すべき犠牲に對して何等物質的の辨償を求めず。吾々は唯人類の權利の一チャンピオンたるのみ。吾々は此等の權利が諸國民の信實と自由との爲し得る限りに於て確實と爲さるゝ場合には満足すべきなり」。

更に終りに於て曰く、

「此の偉大なる平和の國民を驅つて、戰爭に投ずることは、文明其者も危地に瀕せる如く思はるゝ此の最も怖るべく且最も悲惨なる戰爭に投ずることは、實に恐ろしき事なり。然し權利は平和より

も貴し。吾々は吾々の良心の常に最も愛惜し來りたる者の爲に戦はざる可らず、——即ちデモクシ  
 一の爲に、壓伏せられたる者が自分等の政治に發言を得んとする其權利の爲に、小國民の權利と自  
 由との爲に、又自由なる國民の協調コソサットに依つて道義の世界的支配を樹立し、以て一切の國民に平和と  
 正義とを齎し、世界其者をして遂に自由なるを得せしめんが爲に、吾々は戦はざる可らず。

右の「自由なる國民の協調」云々は、言ふ迄もなく國際聯盟の考案を暗示せるなり。又「吾々は征  
 服を希はず、領土を希はず、償金を求めず」云々と言へるは、後に至り露獨共に主張せし「無併合無  
 償金」主義の起源を爲せるものと認め得らるゝが如し。

ウイルソンの開戦教書朗讀より二日を経て、上院は四月四日、下院は其の翌五日、各開戦を可決し  
 たれば、ウイルソンは愈四月六日を以て對獨宣戦を布告したり。(塙は四月八日米に對して外交斷絶  
 を通告せるも、米の對塙宣戦は一九一七年十二月七日に爲されたり)。

米國の參戦は大戦破裂以來の大事件たり。米國內には傳統的の中立論者甚だ多き其上に、獨塙等の  
 敵國に生れたる市民亦甚だ多く、現に一九一七年六月國勢調査局の計算せる所に依れば、獨逸、塙地  
 利、土耳其、及ブルガリアに生れて移住し來れる者約五百萬に達したり。其他獨逸系の無數の市民を  
 有するは言ふ迄もなし。さればウイルソンは此の複雑なる國民を率ゐて戰場に向はしむるまでには、  
 餘程の苦心を要したるが如し。然も一たび宣戦の斷行となるや、米國は驚くべき熱心と氣力を以て  
 又驚くべき大規模と敏速とを以て、戦備を整へ、勝利に奮進し、其の第一遠征隊が六月二十五日佛蘭

## 對獨宣戦

## 獨逸の一大失策

西に到着したるを始とし、續々大兵を歐洲に送り、又其の無限の資源及富力を傾けて聯合諸國を援け  
 以て戦局の上に決定的の大影響を與へたり。(米國の參戦後南米諸國も獨逸と外交を絶ち又は宣戦するに至  
 せり。又シヤムは同七月二十二日に、又、  
 支那は同八月十四日に、獨塙に宣戦せり)

獨逸が米國を驅つて敵の陣營に走らしめたるは、其の一大失策と謂はざるを得ざるべし。然し獨逸  
 は米の參戦を豫期せざりしに非ず。之を豫期しつゝも無制限潜航艇戦の効果を過信し、數月にして目  
 的を達し得るか如くに考へたるなり。之より先き獨逸は前年(一九一六年)十二月十二日、米國並に  
 羅馬法王に向つて平和商議を開くの意あることを宣言し、居仲斡旋を求めたるに、協商側諸國の態度  
 強硬なるため、不成功に終り、獨逸は遂に最後の手段として右の決斷に出で、然も之に依つて英を窮  
 地に陥れ、數月にして之を屈服せしめ得べしと期待したり。當時の獨逸内部の事情に付、ルーデンド  
 ルフ將軍は其の備忘録中に左の如く記せり。

無制限潜航艇戦を行ふときは、米國の參戦を見るに至るべく、參謀本部にて其の影響を研究の末  
 「これは協商派に取り、其の參戦後一年の中に五六師團の武装兵力の増加となるべし」と思はれた  
 り。「それより後、若しも潜航艇戦失敗せば、敵の兵力に重大なる増加を來すべし」……「予は合  
 衆國に於ける軍需品生産の増加に關しては、大して懸念せざりき。彼等は既に協商派の爲に全力を  
 舉げて製造しつゝありたり」。

「無制限潜航艇戦の熱心なる主張者たる海軍軍令部長(ホルツェンドルフ提督)は、六ヶ月内に決

當時の事情とルー  
 デンドルフの記事

定的結果を擧げ得べきことを信じたり。海上運送區域の喪失と海外輸入の減少とは、英國に於て經濟上の困難を生じ、遂に戦争繼續を不可能とならしむべし。海軍軍令部長は此意見を立つるに於て單に自己の専門的判斷のみに依りたるに非ず。有名なる獨逸經濟學者の意見も亦之を支持したり。

此問題に就ての最後の決定は、一月九日(一九一七年)の御前會議に於て爲されしが、其時「海軍軍令部長は上記の意見を述べ、潜航艇戦は數月内に決定的なるべしと言ひ、其の採用を力説したり。元帥(ヒンデンブルグ)は戦況に關する吾々の所見を報告し、此案を採用すべしとの意見を述べたり」。宰相ベートマン・ホルウエヒは、米國は參戰するならんと思ふ旨を述べたり。「彼は吾々の平和提議は失敗したりと認め、平和を得るに就て他に何等の可能の事無しと爲したり」。「彼は單獨媾和の希望を有せざりき。彼は後の露西亞の場合の如く敵國中の一の崩壞に依る我立場の改善を豫想せざりき」。彼は戦局の状況に就ては、吾々と同一意見を抱き最後に無條件潜航艇戦の可否如何に就ては、極めて不徹底にして、「若し軍事當局に於て之を肝要なりと爲さば、予は之に反對する地位に在らず。……成功の望ありとせば、吾々は決行せざるを得ず」と言へり。斯くて皇帝は二月一日に之を開始すべきことを命ぜられたり云々。(ルーテンドルフ著「予の戰時備忘録」下卷英譯三一四頁以下)

海軍當局の六ヶ月奏功説に就ては、ルーテンドルフ自身は多少疑を抱きたるが如くなるも、尙「少くも十二ヶ月内には決定的効果を擧ぐべきことを期待するを安全と考へたり」と言へり。此想定すらも全然事實に依つて裏切られ、協商派は却て米國參戰の爲に勇氣を増し、米國は意外に早く大兵を歐洲

に送り、獨逸は結局悲運に向つて落ち行くの外なかりしなり。(獨逸海軍の建設者たるナルビッツは、夙

に徹底的の潜航艇戦を主張し、宰相ベートマンが米國に對して種々の氣兼ね爲すに平ならず、遂に其意見の行はれざるを怒つて、一九一六年三月十七日海相の任を去り、カベル提督之に代れり。其三月の二十四日スセツクス撃沈事件あり、次で五月四日の對米通牒となり、其中に獨逸は無警告撃沈を行はざるべき事を原則として容認したるが如し。ナルビッツは此通牒に就て深き不満を抱き、其の備忘録中に「スセツクス通牒は戦争の決定的分岐點にして、我が降服の始めなり」と言へり。又一九一七年一月の無制限撃沈の宣言に付、彼は時機晚きに失したりと爲し、一九一六年の春には、獨逸の絶對的敗北を防ぎたるならんと言ひ、失敗の罪を、時機問題に歸せり。ナルビッツ著「予の豫忘録」第二卷第十九章)

## 第十四章 世界大戦（其三）

### （列強間の獲物分配密約並に露西亞の革命）

（一九一五年——一九一八年）

- 〔一〕 英佛露三國間の獲物分配密約。第一、コンスタンチノープル及海峽並に波斯に關するもの。第二、亞細亞土耳其に關するもの。
- 〔二〕 佛露間の密約。アルサス・ローレーン及ライン地方に關するもの。露國西部境界に於ての代償。山東及南洋諸島に就ての日本への保障。
- 〔三〕 大戰其後の形勢。ロイド・ジョージの「ウオーア・キャビネット」。クレマンソーの登場。戰場は獨逸優勢。露西亞の革命。第二次革命。過激派政府の平和提議。
- 〔四〕 露と獨逸との休戦。過激派政府の平和六原則。獨逸の同意と留保。ブレスト・リトフスク平和條約。露西亞に取り極めて屈辱的。悲惨なるルーマニアの運命。

#### 〔一〕

戰爭の半面には外交的折衝の息むことなきを常とす。英佛露三國は全力を擧げて共同の敵と戦ふ其傍に於て、靜かに戦後處分の協議を爲し、獲物分配に就ての準備的秘密協定を結べり。彼等は一九一五年四月二十六日の伊太利との倫敦密約、並に一九一六年八月十七日のルーマニアとのブカレスト密

英佛露三國間の獲物分配密約

約に依り、此等二國に對する戰勝後の利益分配に就て保障を與へたることは、既に前章第三節及第五節に記したる所なり。然れども彼等列強自身亦相互の間に於て同種の密約を結び、以て他日の平和會議に備へたり。

英佛露三國間の密約は、コンスタンチノール及海峽並に波斯に關するものと、亞細亞土耳其に關するものとの二種あり。前者は一九一五年三月中に成立したるものにして、露國側より先づ申出で、英佛と意見交換の末協定を見たり。其の經過及内容に付き露國外務省に保存せられたる要領覺書に記する所左の如し。

「一九一五年二月十九日(三月四日)外務大官(サゾノフ)は英佛大使に覺書を手交し、其中に現戰爭の結果として左記地域を露西亞に合するの希望を開陳したり。即ち、

コンスタンチノール市。ボスフォラス海峽、マルモラ海、及ダルダネルス海峽の西海岸。エノス・ミヂア線迄の南部スレーズ州。ボスフォラス海峽、サカリア河(黒海に注ぐ)、及イスミッド灣(マルモア海東岸の深き灣)の間の小亞細亞海岸。マルモラ海の諸嶋並にイムプロス及テネドスの二島(エゲ海ダルダネルス入口の左右に在り)。但し上記の諸地に於ける英佛の特殊權利は侵害せられざるものとす。(此案に海峽西岸の歐部土耳其は凡て露領となり、唯アドリアノール及キルクキリセ附近の地を残すのみ。此等は當時猶中立のブルガリアを誘ふ爲のものとして保留せられたるならん。又小亞細亞に於ては、スクタリ半嶋全部を取ることとなる。)

右の吾々の希望に對し、英佛二政府は共に同意を表したり。但し戰爭が勝利に終り、又土耳其帝

第一、コンスタンチノール及海峽並に波斯に關するもの

國並に他の地方に於ての英佛二政府の要求が満たさるゝことを條件とするものとす。

土耳其關係に於て、英佛の要求は左の如し。

- (一) コンスタンチノールは自由港たるべく、又各國商船に對し海峽自由通航を認むる事。
- (二) 英佛露三國間に追て協定せらるべき亞細亞土耳其に於ける英佛の權利を承認する事。
- (三) 回教の聖地を保護し、又アラビアを回教の獨立政權の下に置く事。

別に又(土耳其關係以外に於て)、一九〇七年の英露協約に依り定められたる波斯の中立地帯を英國の勢力範圍内に含ましむる事。

露西亞政府は大體に於て、此等の要求を満足すべきものとして承認し、若干の留保を爲したり云々(シモール・ヨツクス編)「秘密條約」一九頁以下)

露國外相サゾノフは在倫敦露國大使宛三月二十日附(一九一五年)の書翰に於て、海峽及コンスタンチノールに關し、英國政府が露國の希望に同意したるに對して、グレー外相に謝意を述べべきことを命じ、又コンスタンチノール自由港、海峽自由通航、回教獨立政權、及波斯の英國勢力範圍に關する英國側の要求に同意することを確認したる後、英露協約に基く波斯の露國勢力範圍に付、其の境界線の多少の整理を求むる外に、

「露西亞帝國政府は其の勢力範圍に於て、將來十分なる行動の自由の承認せられんことを期待す」

第二、亞細亞土耳其に關するもの

と新要求を書き添へたり。英國は強いて異議を唱へず、此の最後の點に就ても了解の成立を見た。

次に英佛要求中の第二項に記せし亞細亞土耳其に關する英佛露協定は、一九一六年の春に至り成立せり。露國外務省に保存せられたる覺書に曰く、

「一九一六年の春、倫敦及ベトログラードに於て行はれたる交渉の結果として、英佛露政府は亞細亞土耳其に於ける各自の將來の勢力範圍並に獲得領土の境界に關し、並に又アラビア國若くはアラビア國聯合を建設することに關し、一の協定に達したり」と。

而して右協定の綱目として覺書中に記する所は、大要左の如し。

- (一) 露西亞はエルゼルム、トレビソンド、ヴァン、ビトリスの諸州及クルヂスタンの南部地域を獲る事。
  - (二) 佛蘭西はシリアの海岸地方、アダナ縣、及西部クルヂスタンを獲る事。
  - (三) 英國は南部メソポタミア（バグダッドを含む）、及シリアのハイフ、及アッカ二港を獲る事。
  - (四) 英佛間の協定に依り、英佛二國の領土間の地帯は、アラブ國聯合又は一箇の獨立アラブ國を建設する事。而して此地帯に於ける兩國の勢力範圍は同時に之を定むる事。
  - (五) アレキサンドレッタは自由港とす。
- 又バレスタインは聖地と共に之を土耳其領より引離し、追て英佛露三國に依つて協定せらるべ

き特別制度の下に之を置く事。（此密約は英國委員サイクス、佛國委員ピコの兩人主とし、て任に當りたるため、サイクス・ピコ協定とも稱せらる）  
以上は東方即ち土耳其領又は波斯に關する英佛露三國間の密約なり。更に又歐羅巴部に關する別個の露佛密約あり。次節に於て之を説明すべし。

〔二〕

佛露間の密約

佛蘭西は其の最大の關心事項たるアルサス・ローレーン及ライン地方の問題に關し、豫め自己の要求を確立して他日に備へんと欲し、露西亞と密約を結べり。其の成立は一九一七年二月十四日なり。即ち同日附を以て露國外相ボクロウスキーより在露京佛國大使に與へたる覺書左の如し。

「閣下は本日附公文を以て、佛國政府は獨逸に提示すべき媾和條件中に、領土的性質の左記要求及保障を含ましむるの意向なる旨を、帝國政府に通知せられたり。即ち、

- (一) アルサス・ローレーンを佛國に回復する事。
- (二) 右地域境界は少くとも舊ローレーン公國の限界に及ぼし、戰略上の必要を滿たし、且ローレーンの全鐵坑區及ザール河流域の全石炭坑區を含ましむる事。
- (三) ライン左岸の殘餘の地にして現在獨逸帝國の一部を成すものは、之を全然獨逸より引離し、其の政治的及經濟的從屬より脱せしむる事。
- (四) ライン左岸に於ける佛國領土外の地域は、之を自治的中立國と爲すこととし、敵國が媾和條約の總ての條件及保障を完全に實行するまで、佛軍之を占領する事。

アルサス・ローレーン及ライン地方に關するもの

露國西部境界に於  
ての代償

閣下は佛國政府が右の計畫を遂行するに對し、帝國政府の支持を得んことを望む旨を述べられたり。予は茲に皇帝陛下の命に依り、帝國政府の名に於て、共和國政府は上記計畫の遂行に對し、帝國政府の支持を期待し得ることを閣下に通知するものなり」。

猶露西亞は右諒解に對する代償として左の保障を佛國より得たり。一九二七年三月十一日、在巴里露國大使イスヴォルスキーより露國外相ボクロウスキーに報告せられたるものなり。曰く、

「佛蘭西政府は露西亞が其の西部境界を設定するに於て完全なる自由を有することを承認す」。(モール・ユツクス編「秘密條約」七二頁以下参照)

然るに右報告の翌日たる三月十二日露京に於ては革命破裂し、次で十一月七日第二次の過激派革命あり。而して過激派政府は帝國主義的の秘密外交の打破を標榜し、帝政時代の此等秘密條約を發表し、無條件に之を廢棄する旨を宣言したり。然し英佛は其の關係事項に於て、大體上記協定の趣旨を以て講和會議に對する方針としたり。

最後に日本は山東及南洋諸島の處分に關する其の要求に就て、聯合諸國より保障を取り、以て講和會議に備へたり。「膠州灣租借地全部を支那國に還附するの目的を以て」日本に交附せよとは、日本の對獨通牒に明記せられたる所なるも、日本は勿論無條件にて之を還附し得るものに非ず。されば一應先づ獨逸より其の權利全部を日本に讓渡せしむるを要す。一九一五年(大正四年)五月二十五日の日支條約に於て、支那をして右に關する日獨協定を承認すべきことを約せしめたるは、即ち其の準備

山東及南洋諸島に  
就ての日本への保  
障

なりしなり。然れども其後に至り更に列強の諒解を求め置くことを以て安全と考へられたり。又日本は參戰後其の海軍を南洋に出動せしめ、獨逸領諸嶋を占領せしが、其の赤道以北のものに就ては、犠牲の代償として飽迄之を保有するの意思あり。此點に就ても、豫め列強の承認を受くるを得策とすべし。斯くて日本は英國其他の諸國に交渉する所あり。其の結果在東京の英國大使グリーンは、一九一七年二月十六日附本野外相宛の公文を以て、左の如く保障を與へたり。

英國政府は平和會議に於て、山東に於ける獨逸の權利並に赤道以北の諸嶋の處分に付、日本の要求を支持するに同意す。但し赤道以南の諸嶋に關する英國の要求を日本が支持すべきことを期待す云々。

次で露國大使は二月二十日に、又佛國大使は三月上旬に、各々同様の保障を與へ、後伊太利も之に加はりたり。巴里平和會議に於て、山東問題は支那の反對運動のため大なる行惱みを來し、米國の如きも強硬に反對したるも、遂に日本の主張の貫徹を見たるは、主として此の秘密協定の力なりしなり。

[三]

吾人は更に轉じて大戦其後の形勢を語らざる可らず。之より先き英國は戦争の長期に亘るべきを覺悟し、非常なる大決心を以て之に當りたり。一九一五年五月二十五日、アスキス・ボーナーロー聯合内閣成り、舉國一致の陣容愈整へられたり。次で十月二十八日の閣議に於て徴兵制採用の議を決し、

大戦其後の形勢



翌一九一六年五月二十五日、愈徴兵令を發布し、十八歳乃至四十歳の壯丁を軍務に服せしむることゝしたり。志願兵制度を以て主義とする英國人としては、實に最後の覺悟を爲したるものと謂ふを得べし。一九一六年四月下旬、アイルランドに於てシン・フェーンの叛亂ありたるも、固より大局を動かす得べきに非ず。更に又同年十二月五日、緩漫の謗ありたるアスキス退き、熱腸鐵意のロイド・ジョージ新に内閣を組織せしが、彼は英國憲政の新例を開きて、内閣内に別に五名の有力者より成る「對戰内閣」(ウオーア・キャビネット)なるものを組織し、戦争遂行上の國務を果敢敏活に處理することと爲せり。

又佛蘭西に於ては、一九一七年十一月十七日、「虎」と呼ばるゝ老クレマンソー新に首相となり、然ゆるが如き闘志を以て國難に當ることゝなりたるは、是れ亦適材の登場と謂ふを得べし。

然れども前章末に記せし米國參戰の當時即ち一九一七年の春に於ける歐洲戰場の形勢は、寧ろ獨逸の優勢を示したり。西部戦線に於て、英軍は飽迄もイーブルを死守し、佛軍は頑強に敵のヴェルダン襲撃を撃退し、其の壯烈實に鬼神を泣かしむるに足るものありたりと雖も、是れ唯だ敵の侵入を防ぐに過ぎず。獨逸軍は整理せられたる所謂ヒンデンブルグ線に據りて不落の陣地を布き、聯合軍は一步だも獨逸領内に踏み入るを得ず。而して東部に於ては、ポーランド、セルヴィア、及ルーマニアは、完全に獨逸軍の占領する所となり、南方伊太利軍も亦甚だ振はず。海上に於ては、獨逸は開戦當初より英國艦隊との正面衝突を避くるに努め、専ら水雷襲撃又は潜航艇戰の策に出でたり。一九一六年五

ロイド・ジョージ  
の「ウオーア・キャ  
ビネット」

クレマンソーの登  
場

戰場は獨逸優勢

月三十一日のユットランド海戰は稀有の大海戰なりしも、双方共に多くの損害を蒙り、其の結果は不決定的なりき。英國は獨逸を遠巻きに封鎖して其の疲弊衰弱を促し、獨逸も結局英を屈せしめざる限り勝利の期し難きを悟るに至りたるも、猶最後の手段たる無制限潜航艇戰に多大の希望を屬したり。而して一九一七年三月の露西亞の革命が聯合側の對獨攻撃力を大に弱むることとなりたるは論を俟たず。

露西亞は多年の惡政と腐敗とのため、其の内部には深く重大なる禍根を藏したり。妖僧ラスプーチンが皇后の寵信を得て甚だ有害なる勢力を振ひ、遂に貴族陰謀團の爲に暗殺せられたる事件(一九一六年十二月)の如きは、實に代表的の一挿話たり。されば戰場に於ける形勢甚だ振ずして、敗退の悲報頻りに傳へらるゝに従ひ、一般の人心自ら動搖を來すと共に、變亂の破裂を促すに至りたるは、寧ろ自然の成行と謂はざる可らず。破裂の動機は糧食問題に在りたり。一九一七年三月十二日勞働者と兵卒とは、首府ペトログラード(一九一四年九月二日舊名ペテル)に於て革命を起し、極めて容易に成功を收め、皇帝ニコラス二世は三月十五日位を退き「愛子と別れ得ざるを以て一切の權能を我が弟のミシェル・アレキサンドロヴィチ大侯に譲り、其の露國帝位に即くを祝福す」と宣言したり。然れどもアレキサンドロヴィチは帝位に即くことを辭退し、暫く「最高の權能を取る」べしと聲明して執政となり、ルヴォフ公を首相とする新内閣組織せられたるも、實權は最初のソヴェートたる勞兵委員會に依つて握られ、法相となれる社會黨員ケレンスキーは當時の中心人物となれり。後ニコラス皇帝は皇

露西亞の革命

## 第二次革命

后及子女と共にシベリアの僻遠の地エカテリンブルグに移され、慘殺の悲運に遭へり(一九一八年七月十六日)。而して革命政府は始め聯合國との關係を維持し、戦争を繼續するの方針を取り、聯合國亦革命政府に同情を寄せて、其の交戦上に新活氣を示さんことを期待したり。然るに革命の激浪都鄙に傳はり、社會黨の勢力増加するに従ひ、人皆自然に戰意を失ひ、平和説は益々有力となれり。七月に至り、ルヴォフ内閣は土地問題等に關連して難局に陥り、瓦解を來し、ケレンスキー代つて首相となりたるも、彼れ亦十一月七日の第二次革命に於て失脚し、過激派レーニンの天下となると同時に、愈即時の休戦並に一般的平和交渉に向つて進むこととなれり。

## 過激派政府の平和提議

即ち十一月八日(一九一七年)全露勞兵農代表會議は新に全露共和國政府を造ると共に、外交方針に就て重大なる決議を爲し「正當にして民主的なる平和」を要求し、新政府の方針とする所を明にせしが、新外交部長トロツキーは右決議に基いて、十一月二十二日在露京の列國代表者に公文を送り、即時の休戦を提議すると共に、

「國民の獨立の原則、並に自己發展の性質を自ら決定するの各國民の權利(民族自決權)の原則を基礎とする無併合無償金<sup>インデムニチ</sup>の民主的平和の爲の提議」

を爲し、直に其の商議を開かんことを求めたり。猶前記決議中には、秘密外交の廢止、帝政時代の秘密條約の發表、並に此等條約を無條件に廢棄する旨を宣言せしが、トロツキーは右公文送附と同時に一切の秘密條約を發表し、大に世人を驚かしたり。

## 【四】

トロツキーの平和提議に對し、聯合諸國政府は之を默殺し去り、何等の回答をも與へず。露京駐在の列國武官は却て露國軍事當局に向つて、單獨不媾和を約せる倫敦宣言違反を難詰したり。然し獨逸側は無論喜んで此の提議に應じ、十二月三日よりブレスト・リトウスクに於て先づ休戦を議し、十二月十五日休戦條約の調印となれり。次で同所に於て同月二十二日より媾和會議を開き、獨逸外相キールマン、澳國外相チュルニン、露國側よりはヨッフエ等出席し、土耳其及ブルガリア代表も参加したり。會議の劈頭に於て、ヨッフエは一般平和の原則に關する意見書を朗讀し、左記六項を提示したり。

- (一) 戰爭中に征服せられたる地域の強制併合を爲さず、速に占領軍を撤退する事。
  - (二) 戰爭中に政治的獨立を失へる民族を完全に回復する事。
  - (三) 戰爭前に獨立を有せざりし民族をして、國民投票に依り、何れの國に歸屬するか又は獨立するかを自由に自決せしむる事。
  - (四) 雑多の民族の居住する地域に於ては、少數民族の權利を保障する事。
  - (五) 無償金たるべき事。
  - (六) 植民地問題は上記第一項乃至第四項の原則に従ふて之を解決する事。
- 右は要するに無併合無償金及民族自決を以て要旨と爲すものなり。ブルガリアの如きは新併合の野

## 露と獨逸との休戦

## 過激派政府の平和原則

## 獨逸の同意と留保

心に燃えつゝあるが故に、無併合主義適用上の除外を求めんとしたり。又獨逸の内部に於ても軍人派の勢力甚だ強く、彼等は寧ろ協商派諸國が此の六原則に於ての一般平和に同意して、無收獲の結果とならんことを恐れたり。然し最も野心なく且最も嫌和の急を感じる境相チェルニンは、キョールマンと提携して味方の内部を纏むるに努力し、十二月二十五日露國代表に對する回答に於て同意を表したり。但し二個の重要な留保を附したり。左の如し。

(一) 戦争に關係せる總ての國が、相當の時期内に於て、例外なく又留保なく、同時に各國を拘束するの條件に従ふを要する事。

(二) 露國提案の第三項即ち未だ獨立を有せざりし民族の自決の問題は、四同盟國の所見を以てすれば、國家間の問題とせらるべきに非ずして、寧ろ各國に於て獨立的に其の人民と憲法的方法に依り解決すべきものなるべし。(デンニス著「ソヴェート露西亞」の外交政策「二九頁以下参照」)

然し兎に角大體に於てヨッフエの原則は承認せられたるに依り、引續き交渉を繼續すると同時に、聯合側諸國に向ひ、一月四日(一九一八年)までに一般媾和に關し回答を求むることゝしたり。聯合側は何等の回答を與へざりしも、英國首相ロイド・ジョージは、一月五日戦争目的に關する重要な演説を爲し、米國大統領は一月八日有名なる十四箇條の綱領を發表したること、後に説くが如し。(次章第二節を見よ。)

聯合側の無回答は好口實を獨逸に與へたり。彼等は前記留保第一項に依り露西亞に對する同意は無

プレスト・リトウ  
スク平和條約

效となれりと揚言し、露國側を大なる窮地に陥らしめたり。且當時獨逸はプレスト・リトウスクに於て、ウクライナ假政府の代表を巧に操縦し、之を露西亞より引離して、媾和の交渉を進め、露西亞をして益々不利の立場に立たしめたり。(ウクライナとの和約は二月九日調印せらる)。而して會議論争の中心問題は民族自決主義の適用に在りたり。蓋し獨逸は主義に於て之を承認せるも、實際には民族自決の假面の下に併合の野心を遂げんとせるなり。一月月上旬以來會議に出席せる露國外交部長トロツキは、勿論強硬に獨逸の此野心に反對したり。斯かる間に過激派政府は宣傳戰に依つて各國に革命的紛擾を誘發するの方策を取り、其中獨逸軍隊に對して叛亂を起さしめんとしたるに、獨逸は大に怒つて休戰條約の破棄を唱へ、二月十八日戦闘を再開し、深く内地に向つて侵入し、無人の境を行くが如くに其の占領を進めたり。過激派政府は遂に屈服し、殆ど獨逸の號令の儘に平和條約に調印せり。是れ即ち三月三日(一九一八年)のプレスト・リトウスク平和條約なり。條約は九個の文書より成るも、其中政治條約の要項を擧ぐれば左の如し。

(一) 締盟國は互に政府又は國家及其の存在に危害を及ぼす一切の煽動及挑發を爲さざる事。

(二) 露西亞はポーランド、リツアニア、及クールランドに對する主權を放棄す。又露西亞は此等地域の内事に干渉せず、其の將來の處分は獨逸政府が住民と合意の上之を決定するに一任すべし(第三條)。

(三) 獨逸は一般平和が締結せられ露國の復員完全に實行せられたる時に、前項所記の各地域より

撤兵すべし。（始め露西亞は和約成立後直に）  
（撤兵せんことを要求し居たり）

露西亞軍隊はアルダハン、カルス、及バツムより遅滞なく撤兵すべし。又露西亞は此等地域の新組織に干渉せず、其の住民が附近の國特に土耳其と合意の上改造を行ふに一任すべし。

（アルダハン、カルス、及バツムは、何れも一八七八年の  
 伯林條約に依り、露西亞が土耳其より割取したる所なり）

（四）露西亞はウクライナ共和國と直に平和を講じ、又此國と中歐四同盟國との平和條約を承認すべし。又露西亞軍隊は直にウクライナより撤退すべし。

又露西亞軍隊はエストニア及リヴォニアより遅滞なく撤退すべし。此等二地域の安全が其の國民的制度に依つて保障せられ、又其の秩序の恢復せらるゝ迄、獨逸の警察隊之を占領すべし。

又露西亞軍隊はフィンランド及アイルランド群嶋より直に撤退すべし（第六條）。（テムバール  
 平和會議史」第三）  
（一編「巴里  
 卷四二頁以下参照）

此のプレスト・リトウスク條約は、露西亞に取り屈辱的のものたるは明々白々なり。過激派政府は宣傳戰に依つて頻りに獨逸諸國の大衆に呼びかけ、革命的動搖を挑起し、以て會議の折衝を有利に導かんと欲したるも、其の效無く、又或時は會議の場所をストックホルムに移し、以て有利なる展開を謀らんとしたるも、獨逸側の拒絶する所となり、結局悲惨なる敗北に終りたり。されば露國內に於て非難の聲高く、トロツキーの如きも三月八日外交部長の任を辭して、チチェリンに其地位を譲り、彼れ自身は軍務に移りて専ら赤衛軍の編成に従事することゝなれり。モスコのソヴェート大會が激烈

露西亞に取り極めて屈辱的

悲惨なるルーマニアの運命

なる討論の末、三月十六日此條約の批准を可決したるは、主としてレーニンの力に依りたり。レーニンは革命露西亞を救ふが爲には已むを得ずとの議論を以て、反對派を抑へたるなり。

露西亞の單獨媾和は聯合諸國に對し重大なる影響を與へたるも、就中、之がため最も悲惨なる境遇に陥りたるはルーマニアなり。ルーマニア政府は一九一六年の冬以來、モルダヴィアの一隅に於て僅に餘喘を保つに過ぎざりしが、獨逸側と露との平和恢復を見たる以上は、其の地位最早全然絶望的となれるなり。即ち一九一八年五月七日ブカレスト條約にて獨逸土及ブルガリアと和を講じ、史上殆ど無類とも稱すべき苛酷の條件に屈從せり。一九一三年のブカレスト條約にて獲られたる南部ドブルジャをブルガリアに還附し、カルバシアンに於て獨逸國に土地を割く上に、軍事的に、政治的に、財政的に、峻嚴極まる條件を課せられ、始て獨逸の奴隸國たるが如き姿となれり。（テムバール編「巴里平和會議史」第三卷四四頁以下）  
（和會議史」第三卷四四頁以下）

而して獨逸は露西亞との媾和成立後、直に其兵を東方より西部戦線に移し、三月二十一日より猛烈なる攻勢に出で、以後夏に亘りて最後の大決戦を試みたるも成功せず、却て聯合軍の逆襲の大攻撃となり、遂に獨逸の崩壊を來し、形勢は一轉して愈平和回復に向はんとす。

## 第十五章 世界大戦（其四）

### （休 戦）

（一九一七年—一九一八年）

- 〔一〕 平和の機運漸く動く。獨逸の平和提唱。聯合側の拒絶。奥國新帝カールの對佛平和交渉。秘密仲介者シツクスト公。カール皇帝の親翰。伊太利の故障の爲に失敗。アルマン・レヴェルテラ會見。當時の奥の窮狀とチエルニンの悲痛なる意見書。メートマン辭職。獨逸帝國議會の平和決議。
- 〔二〕 聯合側の戦争目的即ち平和條件の發表。ロイド・ジョージの演説。ウイ爾ソン大統領の「十四箇條」。
- 〔三〕 愈大戰の終幕。西部戦線に於ける獨逸の大攻勢。フオツシュ總司令官となる。聯合軍の逆襲の大攻勢。スバの御前會議。奥益々窮す。ブルガリア先づ屈伏休戦。獨逸の狼狽。獨逸新宰相マックス公ウイルソンに媾和を申込む。ウイルソンの峻嚴なる應酬。
- 〔四〕 「海洋の自由」と英米の衝突。ロイド・ジョージの強硬なる反對。重大なる留保。ウイルソンの對獨回答。奥地利休戦。土耳其亦休戦。對逸休戦條件。休戦條約の調印。獨逸の革命とウイヘルム二世の退位。

### 〔一〕

平和の機運は一九一六年の暮頃より動き始めたりと言ひ得らるゝが如し。同年十二月十二日獨逸政府は米國大統領並に羅馬法王への公文を以て、平和回復運動の第一歩を踏み出したる外に、奥國皇帝カールの義弟シツクスト公を仲介としての對佛平和秘密交渉は同十二月五日より始まりたればなり。

平和の機運漸く動

獨逸の平和提唱

吾人は先づ獨逸側のものより説明を始むべし。當時戦場の形勢は獨逸の優勢を示し、ルーデンドルフを中心とする軍人派は飽迄必勝を期して、其の勢當る可らざるものありたるも、心ある者は、持久戦徒らに永きに亘るの不利を感じたるに相違なし。兎に角宰相ベートマン・ホルウエヒは、一九一六年十二月十二日、當時猶ほ中立の米國に向つて「四同盟國は今日にても平和商議に入らんことを提唱す」と言ひ、英佛等聯合諸國政府に此趣意を傳達せんことを求めたり。但し其文中には、開戦以來著大なる成功を収めたることを誇り、更に「新成功の希望」を有すと言ひ、又「四同盟國が武器を執るの已むを得ざるに至りたるは、其の存立の防衛並に國民發展の自由の爲なり」又は「彼等に強制せられたる鬭争云々」と稱したり。同日付法王への文書中にも「獨逸は防禦戦を行ひつゝあり」と言へり。されば聯合側に於ては寧ろ大に不満を感じ、十二月三十日の回答に於て、第一に戦争の責任を聯合側に轉嫁せんとするの不當を責め、次に勝利を揚言せる點に付「表面的なる一時の形勢に過ぎずして、交戦國の實力を示すに非ず」と言ひ、具體的條件を示さずして單に商議を開かんと言ふは「平和の申込に非ず」として「空虚にして誠意なき提議を考慮することを拒絶す」と斷言せり。獨逸は其平和提議の失敗後、無制限潜航艇戦の最後手段を取るに決し、翌一九一七年二月一日より之を實行したるは前に記したるが如し。

聯合側の拒絶

然れども一九一七年の春に入るや、獨逸内部の窮状は漸く抑へ難くなり、糧食缺乏に基因する騒擾をすら見るに至れり。三月十二日の露西亞の革命は作戦上獨逸側に有利に見えしも、其の危険なる影

奥國新帝カールの  
對佛平和交渉

響は自ら避け難きものあり。且二月三日米國は獨逸と外交關係を絶ち、次で四月六日には其の參戰となり、益々前途を暗黒ならしめたり。此間に立ち最も不安と憂慮とを感じたるは奥國皇帝なり。之より先き奥國老帝フランツ・ヨーゼフは、一九一六年十一月二十一日深き憂愁の内に死し、カール代つて即位せしが、新帝は「ホーエンツォレルン家に對しては何等の愛を有せず」現に「其の即位を妨ぐるの陰謀はパンゼルマニズムの有力者に依つて誓言せられたり」。新帝は獨逸の爲に犠牲となるの不得策なるを痛感し、即位と同時に早く媾和に向つて進まんと欲し、佛蘭西と秘密交渉を試みるに決し、其の仲介者としてシックスト公を選べり。

秘密仲介者シックス  
ト公

シックスト公はバルマ侯（故人）を父とし、奥國新皇后チタは其の實妹にして、即ちカール皇帝とは義兄弟の間柄なり。ブルボンの一人として佛蘭西に縁故深く、開戦後直にカールの諒解を得て佛蘭西に赴き、目下其の弟ザーヴィエと共に白耳義軍に投じ奮闘しつゝあり。奥佛間の秘密仲介者としては實に無二の適任者なり。依つてカール皇帝は公の母に依頼して先づ連絡を開始せしめたり。バルマ侯爵夫人は一九一六年十二月五日の手紙を第一として、熱心に面會をシックストに求め、且別に白耳義皇后宛の手紙に於て、皇后及皇帝がシックストに説いて母の希望に應ぜしめんことを懇請せり。斯くて翌一九一七年一月下旬、瑞西に於ける母子の會見となり（其際侯爵夫人は奥國皇后の手紙をシックストに手交せり。其手紙にはカール皇帝の添書附せら）次でシックスト公は佛國政府の諒解を得て、カール皇帝の密使と瑞西にて度々會見し、又維也納に近きラクセンブルグ離宮に再度密行して奥國皇帝と直接に會見し、媾和條件の大綱（アルサ

レインに對する佛國要求の承認、)を明記せる公宛の親翰(一九一七年三月二十四日附)をも得、協議並に白耳義及セルツイアの復舊等は愈々具體的に進行したり。其間公は佛國大統領ポアンカレと數回の會見を爲し、右親翰は大統領に提示せられ、佛國首相兼外相のリボーも此の密議に與かり、英國首相ロイド・ジョージも協議を受け、之に賛成し、塙佛英首腦者間に於ては、順調に大體の意見の一致を見ることを得たり。塙國側に於て、外相チエルニン(此年十二月二十三日ア)も勿論此事に關與したり。交渉の要旨は獨逸より離れて佛英と單獨媾和を爲すに在りたるなり。

然れども此交渉は最後に伊太利の態度の爲に失敗に終れり。塙國皇帝は伊太利に秘密を漏らすことを以て危険なりと爲し、唯佛英との交渉に止めんと欲したるも、ロイド・ジョージは伊太利の賛同を要すと主張し、遂に四月十九日南佛サヴァアのサン・ジャン・ド・モーリエヌに於けるロイド・ジョージ、リボー及ソンニノ(伊國外相)三人の會見となれり。ソンニノは果してトレンチノ及ダルマチア等に就て塙の約束を得んことを求め、遂に交渉をして暗礁に乗り上げしめたり。佛國政府は之にて此交渉に見切りを附け、四月二十二日シツクスト公に向ひ、塙帝の申出に應じ難き旨を回答せり。偶此の四月十二日瑞西ベルンに於て、伊太利參謀本部の代表者密に塙國側の人と會見して、トレンチノ割讓の條件にて塙と和せんことを申込みたる事實あり。依つて塙帝は五月九日附シツクスト公宛親翰に於て伊の態度の緩和せることを記し、別にチエルニンの手記に成る塙國意見の在る所を記せる覺書を附したり。シツクスト公は此の二文書を佛英に示して、更に考慮せんことを求めたるも回答なく、結局塙帝の交渉は失敗に終れり。

アルマン・レヴェルテラ會見

局塙帝の交渉は失敗に終れり。

別に又八月七日(一九一七年)佛國陸軍少佐アルマン、瑞西に於て塙國退職外交官レヴェルテラと會見し、次で八月下旬更に再度の會見を爲し、廣範圍に亘る條件を提示して、塙獨との媾和を圖らんとしたる事實あり。英佛二政府一致の上にて爲されたるものにして、ソンニノも同意し居たるに相違なし。但しチエルニンは、之を獨逸に取次ぐ能はずと稱して拒絶したり。然も翌一九一八年一月の始め、レヴェルテラはチエルニンの旨を含んで再び瑞西に來り、アルマンと會見し、塙國外相は佛國新外相ビション(前年十一月中旬政變あり、クレマンソー)と秘密に協議したき意向を有することを告げたるもアルマンはルーデンドルフが獨逸を支配し、併合主義の公々然唱へられつゝ今日、最早無益なるべしと言ひ、結局不得要領に終れり。(一九一八年三月二十一日獨逸新攻勢の始まりたる翌四月の二日、チエルニは維也納市會に於ける演説中、クレマンソーは西部戰線攻勢の始まる少し前に或人を送つて予に商議開始の意あるや否やを尋ねしめたり。予は之に諾意を表したるも、佛蘭西はアルサス・ローレーンに對する野心を棄てざるにより其儘立消となりたり云々と述べたるに、クレマンソーは之を以て事實を托ぐるものと爲し、チエルニンは虚言者なりと叫び、雙方論駁を繰返したる末、クレマンソーは遂に一九一七年三月二十四日の塙帝の親翰を發表し、止めを刺せり。之がためチエルニンは四月十三日辭表を提出し十八日ブリーアンの就任となれり。シツクスト公を中心とする當時の秘密。)交渉に就ては、マンテューヤー編「塙地利の平和提議」參照。

一九一七年の春頃に於て、塙地利が如何に窮地に陥り、如何に不安を感じつゝありたるかは、同年四月十二日チエルニンがカール皇帝に呈したる一般情勢に關する悲痛なる意見書、最も明白に之を證明して餘蘊あるなし。此意見書はチエルニンの意見に依りて、塙帝より獨帝に轉送し、其の注意を促すの資料とせられたるものなり。左に其の數節を摘記すべし。

當時の塙の窮狀とチエルニンの悲痛なる意見書

「我が武力が盡きつゝあることは明白なり」、猶數箇月は支へ得られんも「然し次の冬の戦争は絶對に問題外なるべし、換言すれば、夏の終り頃にか若くは秋には、何事を犠牲とするも、戦争を中止せざる可らず。」「敵が我が力の減退の事實を悟らざる中に、平和商議を始むること、最も肝要なるべし」……最も注目すべき事は「全歐の水平線上に起りつゝある革命の危険なり」……「予は獨逸も亦吾々と同様に其力の限度に達したることを確信す。而して伯林に於ける責任ある領袖政治家は之を否定せんとせず」……

「亞米利加の宣戦は形勢を非常に重大とならしめたり」……「獨逸は潜航艇戦に大なる希望を屬するも、予思ふに斯かる希望は當になるものに非ず」……「ホルツェルドフ提督(獨逸海軍軍令部長)は此前維也納に來りたる時、無制限潜航艇戦は六箇月内に英國を屈服せしむべしと斷言し」たるも、今や其の開始以來二箇月半を経過せるに「英の没落は思ひも寄らざるが如し」……「陛下は予に命ぜらるゝに、獨逸帝國の政治家に向ひ、我が力の盡きたること、並に夏の終りの後には獨逸は最早吾々を當にす可らざることを告げんことを以てせられたり。予は此等の命令を實行したり。而して獨逸政治家の語る所に依つて案するに、獨逸亦次の冬の戦争を不可能とすること疑を容れざるが如し」(チエルニン「世界戦争に於て」一四六頁以下参照)。

此報告書に對し、獨逸宰相ベートマンは五月十一日回答を草し、獨帝より之を堯帝に送りしが、其中には樂觀的の意見を述べたり。然れども獨逸軍人派はベートマンを以て、餘りに堯國派に傾くもの

ベートマン辭職

獨逸帝國議會の平和決議

と爲して之を排斥し、七月十三日辭表提出の已むを得ざるに至らしめたり。而してルーデンドルフの傀儡に過ぎざるミカエリス新宰相となれり。然れども獨逸帝國議會は七月十九日(一九一七年)百十六票に對する二百十四票の多數を以て、頗る注目すべき決議を爲せり。曰く、

「獨逸帝國議會は諒解(或は妥協)の平和及諸國民の永久的和解を要求す。領土の強制的獲得並に政治的經濟的若くは財政的壓伏は斯かる平和と不兩立なり。……又海洋の自由は保障せられざる可らず云々」。

從來主張せられたる「戦勝の平和」を棄て、「諒解の平和」を唱へ、且無併合無償金の趣旨を宣言せるは、以て獨逸政界一般の空氣の變化を察知すべきなり。

## 〔二〕

一九一七年十一月露西亞に第二次革命あり、新成の過激派政府は直に一般平和を提唱し、無併合無償金及民族自決を以て其の大主義と爲し、獨逸側と折衝の末、一九一八年三月のブレスト・リトウスク平和條約となりたることは、既に前章に述べたる所なり。此事實が平和の機運を進むるに於ての大なる力となるは、言ふ迄もなし。而して聯合諸國は過激派政府の提唱には應ぜざりしも、其の代表者とも見做すべき英米二國は、一九一八年一月、ロイド・ジョージ及ウィルソンの口を通じて、戦争の目的を發表し、平和の爲には如何なる條件を必要とするかを明にせり。是れ要するに平和回復の爲の準備工作に外ならざるなり。

聯合側の戦争目的  
即ち平和條件の發  
表



ロイド・ジョージ  
の演説

英國は其の關係の範圍甚だ廣く、従つて利害頗る複雑なるため、其の目的とする所も説明に容易ならず、從來英國政治家の所説も頗る明瞭を缺きたり。然れども今や明確なる方針の公表を必要とするに至りたるを以て、首相ロイド・ジョージは慎重に労働黨の代表者と熟議を遂げ、閣外の有力者たるグレー及アスキスの外、自治植民地の主要代表者とも協議を重ねたる上、一月五日(一九一八年)議會に於て其の意見を發表したり。彼は先づ「予は單に政府の心を語るには非ずして、國民並に全體としての帝國の所信を語るものなり」と言ひ、次に戰爭目的とせざるものより語り始むべしとて、曰く「吾々は決して獨逸國民の分裂又は獨逸國家の崩壊を目的とするものに非ず」……「又吾々は埃國を破壊し、又は土耳其をして其の首府若くは小亞細亞及スレスの豊沃にして名聲高き地を失はしめんとするものに非ず」……獨逸の武斷的獨裁制度は危険なる時代錯誤とは思ふも「吾々は單に獨逸の帝國的制度を變更又は破壊せん爲に戰爭を始めたるに非ず」、是は要するに「獨逸國民の決すべき問題なり」。

更にロイド・ジョージは、新歐洲の始末を爲すに就ては「被支配者の同意に依る支配」を以て領土處分の基礎と爲さざる可らずと言ひ、具體的の項目に移り、曰く、

白耳義の復舊、並に其の市邑及地方の蒙りたる損害に對する賠償。<sup>レベリン</sup>「一八七一年獨逸が佛蘭西に課したる如き戰爭償金の要求には非ず」。又セルヴィア、モンテネグロ、並に佛蘭西伊太利及ルーマニアの被占領地の復舊。次にアルサス・ローレーンに關しては、「住民の希望を無視して」爲さ

れたる「一八七一年の大非違の再吟味」を爲し、歐洲平和の禍根を取除く事。

露西亞に就ては、現支配者の爲す所を傍觀するの外なく、要するに「露西亞は唯其の國民自身に依つて救はるゝを得べきのみ」。

然し「獨立のポーランドは西部歐洲の安定のため緊急の必要たり」。又「埃國國の分裂は我戰爭目的の一部を爲すに非ざること、ウイリソン大統領と同意見なるも、眞の民主的原則に於ける純粹の自治が、永く之を願望せる埃國諸民族に與へらるゝに非ざれば、不安の原因を除去するの望なかるべし」。同一理由に依り、同民族との合同を希望する「伊太利の正當なる要求を満足せしむる事」も必要なるべし。又ルーマニア人の正當なる願望に對しても、「正義の爲されんことを求むべし」。

歐洲以外に於ても同一原則を適用するものとし、土耳其帝國はコンスタンチノープルを首府とし維持せらるゝとするも、「アラビア、アルメニア、メソポタミア、シリア、及バレスタインは、吾人の見る所を以てすれば、別々の國民的地<sup>ナショナル・コンディション</sup>位を承認せらるゝの資格あるものと思考せらる。各箇の場合に於て、其の承認の形式如何は茲に論議するを要せざるべく、兎も角上記諸地を其の前主權に復歸することは不可能なるべし」。

獨逸の植民地に就ては「予は繰返へし會議の處理に附せらるべきことを宣言したり。其會議の決定は同植民地の土着住民の願望及利益を第一に考慮すべきものなり」。要は「外國資本家又は政府

の利益の爲に搾取せらるゝを防ぐにあり」。土人は其の願望並に利益を代表し得る首領及會議の下に、種々の種族的組織を有す。「故に民族自決の一般原則は、歐洲の被占領地域の場合と同様に之に適用せらるを得」……

「最後に國際法違反に依つて爲されたる損害に對する賠償を要す」……又將來に於ける「國際紛争解決の手段として戦争に代るべき或國際組織」を設くるを要すべし。「戦争は野蠻の遺物なり、個人間の紛争解決の手段として法が暴力に代りたると同様に、國際紛争の處理に於ても、法は結局戦争に代るべき筈のものなりと信するなり」。而して永久平和の爲の條件としては、

「第一に條約の神聖を確立せざる可らず。第二に領土處分は自決權若くは被支配者の同意を基礎として爲されざる可らず。最後に或國際組織の建設に依り、軍備の負擔を制限し戦争の可能性を減縮せんことを期せざる可らず」。（「或國際組織」とはウイルソン）  
（の國際聯盟案を意味するなり）

ウイルソン大統領の十四箇條

次にロイド・ジョージの演説より三日の後、即ち一九一八年一月八日、米國大統領ウイルソンは其の教書に於て、所謂十四箇條の綱領を發表したり。戦争目的に關する政治家の演説中、最も重大なる影響を與へたるものなり。前文等は省略することとし、直に十四箇條の要旨を左に掲ぐべし。

- (一) 「公開的に達せられたる公開的の平和協定」(秘密外交の排斥)。
- (二) 「平時と戦時とを問はず、領海外の海洋に於ける航海の絶對的自由」(所謂海洋の自由)。
- (三) 平和に同意し其の維持に参加する國民間に於て、出來得るだけ一切の經濟的障壁を撤去し

貿易條件の平等を確立する事。

- (四) 國内の安全と兩立する最低度まで軍備を縮少するに就ての適當なる保障。
- (五) 植民地に關する要求は、關係政府の正當なる要求と同じく人民の利益を考慮に入れ、主權の問題を決定する事。
- (六) 露西亞全領土の撤兵。
- (七) 白耳義は撤兵復舊せられ、且其の主權に制限を加へざる事。
- (八) 佛蘭西の全領土は自由とせられ、被侵入の部分は復舊せらるべく、又「アルサス・ローレーンの件に於て、一八七一年普魯西が佛蘭西に加へたる非違は是正せらるべき事」。
- (九) 伊太利境界の再整理は明白に承認せらるべき民族線に依りて爲さるべき事。
- (十) 「埃匈國の人民は自治的發達の最も自由なる機會を與へらるべし。同國の列國間に於ける地位は擁護せられ且保障せられんことを望む」。
- (十一) ルーマニア、セルヴィア、及モンテネグロは撤兵せられ、占領地は復舊せられ、セルヴィアは海への自由なる近接を與へらるべし。又バルカン諸國相互間の關係は後に決定せらるべく其の諸國の政治的及經濟的の獨立並に領土保全の國際的保障を設定する事。
- (十二) 現在の土耳其帝國の土耳其人の部分は確實なる主權を保障せらるべきも、土耳其人の支配下にある他の民族は「自治的發達の機會」を保障せらるべし。又ダーダネルスは永久に開放せ

らるべし。

（十三）獨立のポーランド國を設くる事。其の地域は明確にポーランド人の住居する地方を含むこととし、之に海への自由に且確實なる近接を保障し、又其の政治的及經濟的の獨立並に領土保全を國際的協約に依つて保障する事。

（十四）等しく大小の國家に政治的獨立及領土保全の相互保障を與ふる目的のため、特別の協約の下に一般的國際聯合<sup>フシエーション</sup>を組織する事。

〔三〕

今や吾人は愈大戰の終幕に達したり。ロイド・ジョージ及ウイルソンが平和條件に關する意見を發表してより約二箇月の後、即ち三月三日（一九一八年）ブレスト・リトウスク平和條約の調印あり、獨逸は之を幸として直に其兵を東方より西部戦線に移し、最後の決戦を試みることとなれり。始め獨逸は無制限潜航艇戰に多大の希望を屬したるも、開始後一年を経て猶効果を收めず、國內物資食糧の缺乏並に所謂マン・パワーの極度の減退は獨逸をして非常なる窮境に立たしめたり。一方に於て聯合側は米國より物資の大補給を受け、マン・パワーに於ても補充の見込あり。米國陸軍の佛國出征數は、一九一七年末に於て十二萬九千人、一九一八年十一月の休戰當時には二百萬四千人に達し居たりしが、兎に角時を経るに從ひて、來援米兵の増加すべきは明確なり。故に獨逸としては露西亞との媾和を機會に、成るべく速に西部に於て決戦を試みんと欲し、軍部自身は大なる期待を有したるが如し。

西部戦線に於ける  
獨逸の大攻勢

斯くて西部戦線に於ける獨逸の新攻勢は三月二十一日を以て開始されたり。當時獨逸は百九十二師團を此方面に集中し、聯合側は百六十九師團を有したり。獨逸の攻勢は三月より七月中旬に亘りて、所々に行はれ、實に猛烈を極めたり。聯合軍は中央部に於て、一時續々陣地を失ひ、連日退却を餘儀なくせられ、獨軍の先鋒は、一時マルン河に達するに至れり。（此攻撃中獨逸は約六十五呎の巨砲を以て七十五哩の距離より巴里を砲撃し、佛人の心膽を寒か）

フオツシュ總司令  
官となる

聯合側に於ては、三月二十六日クレマンソーの意見に基きて、佛國のフオツシュ元帥を聯合軍總司令官となせり。從來聯合軍行動の統一に缺陷あり。今や危急の場合に迫りたるに依り、英も同意して此任命となりたるなり。此事は聯合軍勝利の重要な原因となりたるが如し。兎に角聯合軍はフオツシュの作戰計畫に依り、暫く隱忍自重したる後、七月十八日より大攻勢に轉じ、既に力盡きたるの觀ある獨軍をして敗退の已むを得ざるに至らしめ、形勢の急轉を來せり。但し獨軍は隊伍を亂すことなぐ、能く防戦しつゝ退き、從つて此の追撃戰は十月に及びたるも、其中八月八日ソンム・オアズ兩河間の戦に於ける獨逸第二軍の敗北は、流石のルーデンドルフをしてすら勝利の望を失はしめたり。彼れ曰く「此戰爭の歴史に於て、八月八日は獨軍に取り暗黒の日なり」と。又曰く「八月八日は我が戰鬪力の崩壊を決定したり」と。

スバの御前會議

されば八月十三日獨逸大本營所在のスバに於て、ルーデンドルフは宰相ヘルトリング（一九一七年十月三十一日ミカエリス）、外相ヒンツェ及ヒンデンブルグ元帥と相會して、善後策を協議し「攻勢に依つて敵をし

和を求めしむることは最早不可能なり」と言ひ、「戦争の終結は外交に依つて爲されざる可らず」と述べたり。翌十四日引續きて御前會議あり。評議の末「獨帝は成るべく和蘭女王の仲介に依り平和商議を開くことをヒンツェに命じたり」（ルーデンドルフ備忘録英譯 第二卷六八六頁以下参照）

同時に奥國皇帝及外相ブリーアンもスバに來りて、八月十四及十五の兩日獨逸側の人々と協議したり。奥は一層痛切に媾和の急を感ぜざるなり。然れども奥は直接に交戦國に向つて和議を申込みんとし獨逸は中立國の仲介に依らんとし、敏速の進行を見るを得ざりしが、奥は遂に耐へ得ずして、九月十五日單獨にて交戦列國に向ひ、平和の提議を爲し、中立國の或地に代表者會合し、平和締結の爲の基礎的原則に付、自由なる意見交換を爲さんことを求めたり。然し米國大統領ウィルソンは直に之を拒絶し、意見は既に發表しあるが故に、今更會議の必要を認めずと言へり。又英佛も冷淡に附し去りたり。

斯かる間に獨逸側壊滅の第一撃は、ブルガリアの降服に依つて與へられたり。マセドニアの聯合軍は、九月十五日先づモナスチールの東方に於て攻撃を開始し、數日の中にブルガリア軍を各所に敗りたり。獨逸來援の望み絶えたるブルガリアは遂に屈伏の外なく、九月二十九日休戦條約に調印せり。バルカンに始まりたる世界大戦は、又バルカンに於て終結の序幕を開きたるなり。ブルガリア王フェルディナンドは責を引いて退き、其子ボリスに位を譲れり（十月三日）。

之より形勢は急轉直下の勢を以て進めり。九月二十九日獨逸首脳部に於ては、直接にウィルソン大

ブルガリア先づ屈伏休戦

獨逸の狼狽

統領に向ひ、夫の「十四箇條」を商議の基礎として平和の爲に斡旋せんことを求むるに決したり。此交渉の任には何人が當るべきや。伯林の政界は既に大動搖を起し、宰相ヘルトリングは九月三十日辭表を提出せり。然もヒンデンブルグ及ルーデンドルフは、軍の内部の情勢日に悪化し、潰亂に陥るの危険甚だ大なるを思ひ、即刻平和を求めよと迫りつゝあり。十月一日午後一時ルーデンドルフは、大本營附政府代表者に告げて曰く「平和の請求が直に發せられんことを切に望む旨を政府に通知せよ。今日兵士は其の地位を維持するも、明日何事が起るかば豫知し難し」と。其の三十分後に至り、ヒンデンブルグは自ら副宰相バイエルに打電して曰く「政府の組織疑はしとせば、今夜外國政府への我宣言を發送するを要すべし」と。彼等の狼狽の狀想ふべきなり。

十月二日此の難局に於ける媾和宰相として、自由派の間に人望あるバーデンのマックス公就任し、多數の社會黨員入閣せり。公は十月五日瑞西政府を経て公文をウィルソン大統領に送り、正式に媾和の申込を爲せり。曰く、

獨逸政府は米國大統領が平和回復の爲に勞を取り、此事を交戦諸國に通知せんことを望む。獨逸政府は米國大統領の一九一八年一月八日の教書（「十四箇條」）並に其後發表の意見特に九月二十七日の演説に示されたるプログラムを承諾す。直に陸海軍の休戦を爲さんことを望む。（九月二十七日ニューヨルクに於て爲されたるものにして、其中にウィルソンは國際聯盟に關する意見を述べ、平和の爲に必要なりとして下の五箇條を擧げたり。）（一）公平なる正義、（二）如何なる國も特別の利益を圖らざること、（三）國際聯盟の中に於て、聯盟や同盟や特別協定等存す可らざること、（四）聯盟内に特別の利己的經濟連合ある可らざること、（五）一切の國際協定及條約は公開せらるべきこと

獨逸新宰相マックス公ウィルソンに媾和を申込み

獨逸の申込に對するウイルソンの應酬は峻厳を極め、文書の往復四回に及びたり。ウイルソンは休戦提議を聯合諸國に取次ぐに當り、先づ先決的に明白となすを要するものありとて、嚴重なる折衝を重ねたるなり。主要の點左の如し。

- (一) 獨逸が先づ占領地より撤兵せんことを求めて、之に同意せしめたり。
- (二) 獨逸軍が不法非人道的なる行動を中止せざる限り、休戦を考慮する能はずと唱へ、獨逸をして旅客船撃沈停止の命令を發せしめたり。
- (三) 休戦條件は聯合側軍事當局の意見に依りて定めらるべきも、米國としては其條件は米軍及聯合軍の優越なる現地位を絶対に保障し、獨逸の敵對再開を不可能とならしむるが如きものなるを要することを明白に指示したり。

(四) 「宰相は今日迄戰爭を指導したる帝國政權を代表するものなりや」と反問し、從來の獨裁的武斷的政府を對手と爲すを好まざることを明示したるに、獨逸は之に答へて、獨逸新政府は議會大多數の支持を有すること、宰相は獨逸政府並に獨逸人民を代表するものなること、新政府は第一に憲法改正を議會に提出して、和戰の決定に議會の同意を要すること、爲さんとせることを辯明したり。されどウイルソンは更に追究して(十月二十三日)、「帝國の政策を支配する普魯西王の権力は依然たり……世界の諸國民は今日迄獨逸政策の主人たりし人々の言を信する能はず」……若し武斷的獨裁者を對手とせざるを得ずとせば、寧ろ「平和商議よりも降服を

要求せざるを得ず」と斷言したり。之に對しても獨逸は政治組織の大に變化したることを温順に陳辯したり(十月二十七日)。(此時の獨米間の往復文書に就ては、デイツに陳辯したり(十月二十七日)。(キントン編「平和提議及戰爭目的」參照))

〔四〕

斯くてウイルソンは愈其の「十四箇條」を基礎とする獨逸の平和提議を聯合諸國に取次ぎ、其の諾否を問ふこと、なりしが、茲に圖らずも英米間に大議論を生じたるは「海洋の自由」の問題なり。ウイルソンの「十四箇條」に就ては、從來深く研究せらるゝ所なかりしも、今之を講和の基礎と爲すと云ふ以上、眞剣に之を検討せざる可らず。而して英國としては、第二項の「海洋の自由」は其の制海權に大影響を及ぼすものとして、強硬に反對せざるを得ざりしなり。

十月二十九日巴里外務省に於て、クレマンソー、ロイド・ジョージ、バルフォーア、及ソンニノ等の英佛伊代表者は、米のハウスと共に會議を開き、ウイルソンの通知に對する回答を議す。劈頭第一にクレマンソーもロイド・ジョージも、ウイルソンの「十四箇條」に就ては協議を受けたることなきが故に、之に拘束せらるゝものに非ずと率直に言明し、次で改めて一々の箇條の審議に入り、第二項に至りて大爆發を爲せり。ロイド・ジョージ曰く、獨逸の屈伏は封鎖の力に負ふ所甚だ大なり。國際聯盟成立後に於ては「海洋の自由」を議するを得んも、今日之を條件として休戦を爲すことは不可能なりと。クレマンソー及ソンニノは之に賛意を表せり。是に於てハウスは威嚇的態度を取り、米國は英佛等と別れて獨逸と單獨媾和を爲さざるを得ざるに至るやも圖り難きことを述べたるに、ロイド・

ジョージは毫も屈せず、

「若し米國にして單獨媾和を爲すものとせば、吾人深く之を遺憾とするも、然し唯戦闘を繼續せんのみ」。

と言ひ放ちたり。此時クレマンソーは「然り」の一語を挿みて同感の意を表したり。尙ロイド・ジョージはウイルソンの「十四箇條」中に、損害に對する賠償を無言に附せることを指摘し、其の以外には異議なしと言へり。戦費に對する償金（インデムニティー）は求めずとするも、損害に對する賠償（レバレーション）は必要なりとは豫てより主張せられし所なり。斯くて非常なる緊張裡に約一週間を過ぎし、結局英案に基きて對米回答中に「海洋の自由」に關する留保を附し、且賠償を要することを明示することゝなれり。曰く、

第二項の通常「海洋の自由」と稱せらるゝものは、種々の解釋を生じ易く、中には同意し難きものもあるが故に、之に就ては平和會議に際し完全なる自由を留保す。

又米國大統領の言へる占領地の撤兵及復舊は、陸海空一切に於ける損害の辨償（コメンセーション）を含むものと諒解す。

ウイルソンは其の「海洋の自由」の主張が有耶無耶に附せらるゝを憤慨したること勿論なるも、已むなくロイド・ジョージ等の意見に同意し、十一月五日右留保附の回答覺書を添へたる公文を獨逸に送り、聯合諸國はフォッシュ元帥を代表者と爲し、獨逸政府の代表者に休戦條件を手交せしむべきこと

ウイルソンの對獨  
回答

重大なる留保

を附言したり。當時獨逸は寸刻を争ふの窮地に在りたるに、ウイルソンとの押問答に長き時日を費やし、且聯合國間の協議のため更に延引となり、最後の應諾の回答迄に滿一箇月を要したり。然も休戦の準備として降服に近き提示を受け、内政干渉をすら蒙り、且肝心の「十四箇條」に就ても重大なる留保を附せられ、其の立場は益々不利となれるなり。

且上記十一月五日の米國公文到着前に、獨逸に於ては既に平和派と主戦派との大衝突起り、内部崩壞の端を開きつゝありたり。ウイルソンが對獨應酬に於て極めて峻嚴なる態度を取り、休戦條件にて獨逸の敵對再開を不可能ならしめんとし、且内部政治組織の變更を主張せる（上記第三及第四參照）に對し、獨逸軍人派は「ウイルソンの回答は無條件降服の要求なり」と叫んで、平和交渉打切を唱へ、マックス政府の方針と反對の態度に出でたり。之がため帝國議會に於て、軍部攻撃の大爆發となり（十月二十五日）、翌日參謀總長ルーデンドルフは皇帝に骸骨を請ひ、十月二十七日愈其任を去れり。是れ正に軍閥の倒壊を意味し、民主的革命的傾向は俄然として勢力を増せり。

一方に於て塙國政府は獨逸の平和提議二日後の十月七日、同じく米に向つて休戦を申込み「十四箇條」を基礎として平和商議に入らんことを求めたり。其時には塙匈帝國は事實上既に崩壞しつゝありたり。チマコ・スロヴァキアは、九月三日米國より交戦團體として承認せられ、又ユーゴスラヴィア及ポーランドの獨立も聯合側の獎勵の下に殆ど既成事實となり居たり。さればウイルソンは十月十八日塙の申込に答へて、此等獨立運動の事實に照らし「十四箇條」第十項に言へる「自治」は最早平和條

埃地利休戦

土耳其亦休戦

件たり得ざることを指摘したり。埃は之を承認し、結局聯合諸國決定の條件に基きて、十一月三日埃伊間に休戦條約を締結せり。又土耳其は十月三十日に休戦を約せり。

國內は分裂し、三同盟國には棄てられたる獨逸は、最早唯運命の前に屈するの外ある可らず。十一月七日エルツベルゲル以下の休戦委員はスバを出發し、八日午前コンピエンヌに近きルトンドに於て聯合軍總司令官の汽車内にてフオッシュと會見す。エルツベルゲル曰く、「休戦締結を目的とする貴下の提議を聞かん爲に來りたり」と。フオッシュ冷然として曰く「予は何等の提議すべきものなし。貴下は休戦を求めらるゝや」。「吾々は休戦を求む」。「好し、聯合諸政府の決定したる條件を貴下に讀み聞かすべし」。斯くて聯合軍最高會議が十一月四日に決定せし休戦條件を提示し、三日内に決答せんことを求めたり。其條件は實に敵對再開を不可能と爲すべき嚴重のものにして、「二三を擧ぐれば左の如し。

- 一、占領地撤退の外に、ライン左岸より撤兵し、聯合軍をして之を占領せしむる事。
- 二、ライン右岸に中立地帯を設くる事。
- 三、大砲五千門、機關銃二萬五千門、塹壕白砲三千門、及戰闘爆撃飛行機一千七百臺を引渡す事。
- 四、機關車五千、貨車十五萬、貨物自動車五千を引渡す事。
- 五、總ての潜航艇を引渡す事。
- 六、裝甲巡洋艦六隻、戰闘艦十隻、輕巡洋艦八隻、及最近式驅逐艦五十隻の武装を解き、之を中立

對獨逸休戦條件

國又は聯合國の港に抑留する事。

七、其他の軍艦は總て獨逸の軍港内に集め、其の武装を解き、聯合國の監督の下に置く事。（休戦期は三十六日間にして更に更新せらるゝを得べし）。

十一月十一日午前五時（一九一八年）獨逸及聯合國間の休戦條約調印せらる。此十一日午前十一時休戦は全線に於て實施せられ、四年四箇月に亘る屍山血河の大慘劇は漸く茲に終結となれり。

右休戦調印前に於て、獨逸の内部崩壊は既に頂點に達し、帝政は倒壊に歸したり。十月二十八日即ちルーデンドルフ辭職の翌日、キールに海軍暴動破裂し、忽ち純粹の革命運動となり、伯林其他各地にも電火の如くに傳はり、社會黨の大活躍となり、露西亞式の勞兵會は政局を支配する實權者となり、遂に十一月九日在スバの皇帝ウイヘルム二世は、マックス公に勸められて退位に決し、同日伯林に於てシャイデマンは、議會の階段上より共和建設を宣言したり。而してエーベルトは假大統領となり、假政府の實權はシャイデマンに依つて握られたり。即ち休戦條約調印の時には、帝國は既に存在せざりしなり。皇帝は家族と共に和蘭に逃れ、ウトレヒトに近きアメロングン宮に配所の月を眺むることゝなれり。

休戦條約の調印

獨逸の革命とウイ  
ルヘルム二世の退  
位

## 第十六章 世界大戦(其五)

### (ヴェルサイユ平和條約)

(一九一九年)

- (一) 巴里平和會議。其の目的。開會の遷延。會議の組織。「十人會」。「四頭會議」。小國の不平とクレマンソー。秘密外交の非難。各國全權の割當。會議の大規模。主要全權。
- (二) 巴里會議の原則。民族自決主義。無併合無償金。米國の立場。ウイルソンと國際聯盟。ウイルソンと共和黨との關係。英國の立場。ロイド・ジョージの意見書。佛國の立場。ライン左岸と佛蘭西。クレマンソーの意見。伊太利の立場。日本の立場。
- (三) 巴里會議に於ける重要問題。(1) 國際聯盟問題。國際聯盟委員會。日本の人種平等案。(2) ライン左岸問題。フォッシュ元帥の意見。英米の反對。妥協的解決。(3) ザール河流域問題。(4) 前獨逸皇帝處分問題。(5) 賠償問題。(6) 獨逸植民地處分問題。(7) ヒュメ問題。(8) 山東問題。
- (四) 獨逸媾和委員來る。調印直前の危機。ヴェルサイユ平和條約調印。條約の内容。國際聯盟規約。對獨逸主要條件。獨逸領土の割讓。人民一般投票に依る移讓。植民地の抛棄。山東租借地の抛棄。ライン左岸武装禁止。ザール河流域。軍備制限。賠償。條約履行の保障。塊地利獨立の保障。英米の對佛援助條約。
- (五) 塊地利との平和條約。ブルガリア及匈俄利との平和條約。土耳其との平和條約。亞細亞土耳其の處分。平和の保障如何。スマッツのヴェルサイユ條約評。不安の諸要素。歐洲のバルカン化。

### (一)

休戰後聯合諸國代表者は巴里に會して媾和條件を議す。即ち巴里平和會議なり。正式には「平和豫



其の目的

備會議」(コンフェランス・デ・プレリミネール・ド・ペー)と稱せらる。平和豫備條約案を議するの意なり。而して會議の場所を巴里と定めたるは、バルファアの提議に因ると云ふ。此の巴里會議は一八一四年より一八一五年に亘れる維也納公會、又は一八五六年の巴里公會等とは異なり、敵味方相集まりて會議を開くには非ず、聯合國の間に於て、敵に提示すべき原案を作成せんとするなり。而して問題の範圍は甚だ廣汎複雑にして、他に關係する所も多しと雖も、第一に對獨平和條件の決定を目的としたり。且當面の對敵問題の解決のみを以て足れりとせず、ウイルソン大統領の熱心なる主張に依り、將來に於ける戰爭再發の防止並に國際平和の維持のため、國際の新組織即ち國際聯盟を創設することに大に重きを置きたるは、特に注意を要する所なり。

想ふに戰爭の慘禍は此大戦に於て實に其極に達したり。試みに二三の數字を擧げんに、獨逸は六千八百萬の人口を以てして、一千三百二十五萬人を動員し、其中死傷七百萬を超え、死者約二百萬に達したり。人口三千八百萬の佛蘭西は、八百萬以上を動員し(其中には阿弗利加兵を含む)、其中死傷約五百萬、死者百五十萬、又英帝國は白人六千萬中より約九百五十萬人を動員し、死傷三百萬を超え、死者約百萬を出したり。露西亞は死者百七十萬と稱せらるゝも實數は更に多かるべく、又奧匈國は約七十萬、伊太利は四十六萬五千、米國は五萬三千を失へり。大體交戰諸國全體に於て、負傷二千萬、死者八百萬に達すと云ふ。其他財物に於ての損害の實に言語に絶するものあるは言ふ迄もなし。斯かる大慘禍の後に於て、國際平和維持の爲の新組織の説が非常に有力となれるは、誠に至當の事と謂は

開會の遷延

ざる可らず。

巴里會議の開會は種々の事情の爲に大に遷延したり。諸種の準備に時を要するは勿論の事とし、第一に全權として自ら出席するに決意せる米國大統領ウイルソンは、十二月十四日に至りて漸く巴里に來着したり。又ロイド・ジョージは十二月に總選舉を行ひたるため、更に延引し、一月十日(一九一九年)新内閣の組織を完了したる上、同十二日漸く巴里に着せり。又會議參列國中にはポーランド、チェッコ・スロヴァキア、及ユーゴスラヴィア等の如く、新に獨立して、國家組織未だ整はざるものもあり、開會の後るゝは寧ろ好都合なりしなり。但し一月中旬には參加二十七箇國の代表者皆集まり、會議の形體は整ふことゝなれり。

一九一九年一月十八日午後三時、クレマンソーを議長として第一回總會開かる。即ち此日を以て會議の正式の開會と見るを得べし。但し總會は一月二十五日の第二回會合に於て、各種委員會設置の件を議したる外、前後を通じて僅に六回開かれたるに過ぎず。且國際聯盟規約を議題としたる場合を除いては、殆ど全く形式的のものなりしなり。

會議の組織

「十人會」

一月十二日英米佛伊四強國首相及外相の非公式會合あり、翌十三日日本代表も之に加はり、斯くて五強國會議を組織することゝなれり。戰時中の最高軍事會議に比すべき此の五強國會議は、一般に「十人會」の名を以て知られ、或は「ビッグ・テン」とも稱せられしが、此「十人會」こそは維也納公會の「八國委員會」(上巻第九章)に相當し、三月中旬迄は正に巴里會議の實體を成し、一切の要

務を處理する中心機關となれり。最初ウイルソンは二十七箇國全體の會議に重きを置かんと欲したるも、クレマンソーは大國間にて主要問題を協定すべきことを主張し、英伊等も之に賛成し、「十人會」となりたるなり。

偶ま三月二十日の「十人會」に於て、ポーランドと獨逸との境界問題を議したるに、其際のロイド・ジョージの意見世間に漏れ、ノースクリップの攻撃論となり、ロイド・ジョージは大に之を怒つて、「十人會」は會議の秘密を保つに不適當なりと稱へ、「四頭會議」<sup>カウシユル・オブ・フォー</sup>を以て之に代ゆることとせり。四頭とはウイルソン、ロイド・ジョージ、クレマンソー、及伊國首相オルランドの四人なり。斯くて五強の「ビッグ・ファイヴ」は「ビッグ・フォー」となれり。「四頭會議」は非公式的會話を以て本色と爲し、自由に率直に意見を交換し、秘密の中に敏速に諸問題を解決するに最も適したるが如し。而して夫の「十人會」の殘存分子より成る五強外相會議は時々開かれたるも（日本は牧野全權出席）、其の重要性を失ひたるは言ふ迄もなし。且又伊太利首相オルランドが、ヒューメ問題に關連して四月二十四日巴里を引揚ぐるや、他の三人は之に頓着せずして會議を進め、諸案件を處理決定せり。要するに英米佛代表の「ビッグ・スリー」こそは終始會議の指導勢力たりしものなり。

勿論小國は大國の専制に對して甚しく不滿を感じたり。彼等は其の關係の事項に就て意見書を提出し、委員會又は首腦者の會議に出席して、其の要求を説明することを許されたるも、決定は凡て大國の手に依つて爲されたり。一月二十五日第二回總會に於て委員會組織の件を議したる時、加奈陀首席

「四頭會議」

小國の不平とクレマンソー

代表ロバート・ボールドンが小國輕視に就て苦情を唱へたるに對し、クレマンソーは率直に述べて曰く、

「數分前英國首相は予に告げて曰く、戰爭終結となりたる其日、主要同盟國の一千二百萬の兵は戰場に於て交戦に従事し居たりと。是れ一の資格なり。吾々は死傷實に數百萬を算す。若し吾々にして國際聯盟の大問題を心に抱くことなかりせば、吾々は利己的に獨り吾々のみにて協議することゝ爲したるやも知れず。誰か之を無理なりと爲すものありや。されど、斯かる事は吾々の希ふ所に非ず。吾々は關係諸國の全體の會合を招集したり。是れ我等の意思を彼等に強ひんが爲には非ず、彼等の欲せざる事を爲さしめんが爲には非ず、唯彼等の協力を求めんが爲なり云々」。

主要同盟國一千二百萬の兵は戰場に於て交戦中なりき云々の一句は、實力即ち權利なることを喝破したるものにして、小國は唯屏息するの外なかりしなり。

秘密外交の非難

又ウイルソン「十四箇條」の第一項に公開外交を掲げ、秘密外交の打破は戦時中を通じて頻りに叫ばれたるにも拘らず、會議の諸問題は大國主腦者の秘密協議に依つて處理せられたれば、之に對する非難も亦甚だ大なりき。就中、世界各國より集まれる多數の新聞記者は、情報の得られ難きに苦んで秘密外交の繰返さるゝことを盛んに攻撃したり。然し利害關係の非常に複雑なる各種の難問を取扱ふに當り、秘密協議は實際に已むを得ざりしなり。

各國全權の割當

會議に於ける各國全權數の割當は、大體其國の勢力に比例するも又諸種の事情も考慮せられたり。

即ち英米佛伊日の五大國は各五名、セルヴィア、白耳義、及ブラジルは各三名。此中ブラジルを白耳義等と同等に取扱ひたるは、大に世人を驚かしたり。又支那、希臘、ルーマニア、ポルチガル、シヤム、ポーランド、チェッコ・スロヴァキア、及ヘヂャズは各二名。他の南米諸國は各一名。又英帝國內の加奈陀、オーストラリア、及南アフリカの三自治植民地並に印度が各二名、ニュー・ジールランドが一名を割當てられたるは、頗る注目し値す。参加二十七箇國の全權總數七十名なるも、其中には英の植民地九名を含み、英帝國全體としては十四名を占めたるなり。

上記七十名の全權以外に於て、各國代表委員の總數は一千〇三十七名の多きに達したり。此數は一九一九年四月一日に於ける佛蘭西事務局の報告にして、實數は之を超えたることならん。此外に無數の「専門家」なるもの各國より集まりたり。維也納公會の當時英國全權カッスルレーは、十四名の代表部員を隨へたる由なるも、巴里會議の英國代表部は殆ど二百名を算し、更に略同數の書記及タイピストを伴ひたり。米國も略之に同じく、小國すらも五十名又は六十名に達したり。而して會議は佛英兩國語を以て公認語と爲し、各種事項の研究調査のため五十八の専門委員會設けられたり。此委員會の結論に付、實際の地方的調査を爲したること二十七回あり。五十八の委員會は開會實に一千六百四十六回、更に其上に立つ外相會議は三十九回、「十人會」は七十二回、「四頭會議」は百四十五回開會せり。亦以て巴里會議の如何に大規模のものなりしかを推想するを得べし。従つて又斯くして作成せられたる平和條約の、如何に複雑に且廣大なるかも、想像するに餘あるべし。クレマンソーの第一の

## 會議の大規模

## 主要全權

補佐役として會議中極めて重要な役割を演じたるタルヂューは、其著「條約に就ての真相」中に、ヴェルサイユ平和條約と過去の大平和條約とを比較し、「之に比すれば概ね兒童の遊戯」と言へるは必ずしも誇張に非ざるなり。

尙巴里會議に於て主要の地位を占めたる五大國の全權委員左の如し。

(北米合衆國) 大統領ウィルソン、國務卿ランシング、元全權大使ホワイト、ハウス、ブリス將軍。

(英吉利) 首相ロイド・ジョージ、外相バルフォア、國璽尙書ボーナー・ロー、無任所大臣バー

ンス、植民大臣ミルナー子爵。

(佛蘭西) 首相兼陸相クレマンソー、外相ピシオン、藏相クロツツ、タルヂュー、大使カムボン(ジ

ール)。

(伊太利) 首相オルランド、外相ソニンノ、上院議員ラッギー、下院議員前首相サランドラ、下院

議員前大臣バルジライ。

(日本) 元首相西園寺公望公爵、元外相牧野伸顯男爵、倫敦駐在大使珍田捨巳子爵、巴里駐在大使

松井慶四郎、羅馬駐在大使伊集院彦吉。

右の外小國全權中に於ては、白耳義外相イーマンス、希臘首相ヴェニゼロス、ルーマニア首相兼外相ブラチアノ、チェッコ・スロヴァキア外相ベネシユ、並にセルヴィアの老政治家にして元首相たるバシチ、及ポーランドの天才音楽家にして愛國者たる首相兼外相バデレウスキー等を以て、主なるも

のと爲すべし。

## 〔二〕

巴里會議の原則  
民族自決主義

維也納公會は正統主義を以て第一の原則と爲したり。巴里會議に於て之に當るものは民族自決主義なりと謂ふを得べし。ウイルソンは一九一八年一月八日の夫の「十四箇條」中に民族自決の主義を明示せしが、更に同年二月十一日の演説中に於て、一層明確に之を宣言せり。曰く

「併合は非なり、軍税は非なり、懲罰的要償は非なり。人民は國際會議又は競争者及反對者間の妥協に依り、一の主權より他の主權に轉々せらるべきものに非ず。國民的欲求は尊敬せられざる可らず。人民は今や彼等自身の同意に依つてのみ支配せられ且統治せられ得るものなり。「自決」は單なる文句には非ず。其れは行動の權威的原則にして、政治家之を無視せんには危険に陥るに至るべし」……

「人民及領土は、宛も動産の如くに、又勝負事に於ての典物の如くに——今日は全く不評判となれる勢力均衡の大勝負事とするも其の典物の如くに——主權より主權に取引せらるべきものに非ず。

凡て此戦争に關係ある土地處分は、關係人民の利益を標準とし其の幸福の爲に爲さるべく、決して競争國家間の要求の單なる調節又は妥協の一部として爲さるべきものに非ず云々」。

聯合諸國はウイルソンの意見に賛同の意を表し、獨逸も平和の申込を爲すに當りウイルソンの「十四箇條」及其他の演説を以て平和の基礎と爲すの條件を附したり。故に民族自決主義が一般に承認せ

られたるの原則なるは明白なり。唯其の適用に當りて多くの困難を生じたるも、兎に角瓦解帝國の善後處分並に各種關係の複雑なる土地の歸屬問題解決は、主として此の原則に依ることとせられたり。而して維也納公會當時の正統主義より民族自決主義となりたるは、正に一世紀間の時代の進歩を示すに相違なきも、各國は必ずしも主義の爲に主義を愛するに非ず。政治上の打算よりして美なる主義を利用せるの跡あるに至りては、古今相似たるものあるを認めざるを得ず。

無併合無償金

次に又無併合無償金の主張あり。民族自決と合せて巴里會議の三大原則と稱するを得べし。ウイルソンは夙に此の三原則を主張し、革命後の露西亞更に之を強調し、既に世界を通じての定論となり居たるなり。而して無併合は民族自決と相關連し、互に表裏を爲す。されば巴里會議に於ては、過去に於ける戦争の場合の如く、戦勝の權利に依る領土併合を語る者なく、事實に於て併合と異ならざるものに於ても、他の種々の名義と口實とを用ひたり。例へば佛蘭西のアルサス・ローレーン獲得は、過去の「非違を是正する」ものとせられ、併合には非ずして「併合解除」(Dis・アネキゼーション)と稱せられたり。又獨逸植民地並に亞細亞土耳其諸地の處分に於ては、國際聯盟の名に於ての委任統治の形式を採用せり。獨逸及土耳其が、其の領土を奪はれたるの事實には、何の異なる所あるべきに非ず。アルサス・ローレーンは特別の事情のものなりとするも、委任統治の名に依る占有の如きは、要するに無併合の標榜に憚りて、美なる粉飾を爲せるに過ぎざるなり。又無償金の原則も表面上は尊重せられたり。戦費辨償論即ち償金論も出でたりと雖も、容認せらるゝに至らず、唯損害賠償は當然の

事とせられ、賠償の名義の下に非常なる大負擔を獨逸に課することゝなれり。

吾人は更に會議に於ける列強の立場に就て、先づ其の大體を説明すべし。第一に米國は他の諸強國の如くに利害關係複雑ならず、寧ろ、相衝突する各國の間に立ちて、諸問題の調整に努むる立場に在りたり。且米國の援助は戰勝の大原因となりたる關係上、ウイルソン大統領は會議に於て最も有力なる地位を占め、現に其の「十四箇條」は平和商議の基礎とせられ、其の聲望は實に隆々たるものありたり。然れどもウイルソンの理想論は、クレマンソー及ロイド・ジョージの現實論と直接に相觸るるに及んで、失敗を餘儀なくせられたるもの少なからず。會議開會前に於て、夫の「海洋の自由」の説が既に有耶無耶とせられ、又賠償に就て留保を附せられたることは、既に先に記したる所なり。且彼は自ら言へるが如く、何等の利益をも求めざりしも、其の最も重きを置く國際聯盟の主張の實現は、彼に取りて大なる重荷となり、一の弱味を作りたるの嫌なしとせず。（ドクトル・ザロンは其著「平和會議」にて歸國するを得ざりき。其處に彼れの弱點と失敗の原因とはありたり。他の強國に對する彼れの態度が、諸君子に予の聯盟規約を與へずんば、諸君子は平和條約を得る能はざるべしと言ふ如くに思はれたるとき、強國は常に條約を無くんば規約無かるべしと答ふるを得たり」と。同書八一頁）

ウイルソンが全世界に向つて「國際聯盟の組織」を正式に提議したるは、一九一六年十二月十八日の對交戰國公文を以て第一とすべし。之に對し聯合諸國は翌一九一七年一月十日の回答に於て「國際聯盟を建設するの計畫に對し衷心より賛同の意を表す」と言へり。當時一般の人々は之を以て單に一個の理想論と爲し、實際には餘り重きを置かざりしが如くなるも、兎に角此時に於て此計畫は既に

確定の案となりたるなり。さればウイルソンは參戰後に於ては益々此考案の實現に熱中し、其の自ら巴里會議に出馬するに至れるも、之を以て最大の目的としたり。従つてクレマンソー等は先づ當面の對獨平和條件を議し、然る後に將來の平和を保障すべき國際新組織の問題に移るの意見なりしも、ウイルソンは之に反對して、遂に第一着に國際聯盟の組織を議し、且之を平和條約の重要部分として其の劈頭に掲ぐることを爲さしめたり。即ち國際聯盟を成立せしめざる以上、平和條約も不成立となるの立場を取れり。是れ歐洲の利己的現實派に鞭つて、彼れ自身の理想案の成立に努めしむる所以に相違なきも、同時に又彼れ自身の本國に於て、國際聯盟加入反對のため、平和條約全體の否認となるに至らしめたるものなり。（國務卿ランシングは巴里會議中種々の點に於てウイルソンと意見を異にし、遂に之を爲し、又國際聯盟規約を平和條約中）と爲し、又國際聯盟規約を平和條約中と含ましむることも反對し居たり。

尙茲に一言して置くべきは、ウイルソンと米國共和黨との關係なり。彼は民主黨に屬するも、反對派の共和黨は戰爭遂行のため彼れの政府を助け、以て舉國一致の實を示したり。されば一九一八年十一月の代議院總選舉に當り、彼は舉國一致の立場を取り、黨派的態度を避く可かりしなり。九月中旬愈選舉戦に入らんとする際、逕信長官パールソンは現に此意味の献策を爲し、其の手筈となり居りたるに、彼の不在中ウイルソンは黨略家に誤られて計畫を變更し、民主黨の勝利の爲の推薦狀を發表することゝしたり。共和黨員が非常に憤慨したるは勿論にして、一般の世人も大に反感を抱き、民主黨は大敗北を取れり。且當時元老院の多數は共和黨に依つて占められたり。其の代表的人物を全權委員

中に加ふるは、他日平和條約の通過を爲に得策なりしならんに、ウイルソンは之をも怠りたり。ウインストン・チャーチルは之を以てウイルソンの「強き黨派心と自惚れと」に依るものと爲し「彼が歐洲に對して盛んに振り注ぎたる夫の美はしき主義と寛大なる感情との十分の一を、一九一八年に米國の反對共和派に適用したらんには、彼は眞に國民の指導者たることを得たるならん」と言へり。蓋し歐洲に向つての理想論の說法と本國にての行爲との矛盾を罵れるなり（チャーチル著「大戦」一三六頁）斯くて平和條約は後に米國元老院の否決する所となりたるも、國際聯盟の父としてのウイルソンの偉大なる功績は、長く人類の記憶に値すべきなり。

## 英國の立場

次に英國の立場は無論米國よりも遙に複雑なるも、猶割合に有利なる地位に在りたり。獨逸の植民地は既に占領せられて其手に在り、又獨逸の海軍は既に徹底的に打破せられ、其の軍艦は殆ど皆引渡濟となり、最早海上權に就て何等の不安を感せず。即ち巴里會議に臨むに當り、英國の目的は大體既に達せられ居たるなり。但し十二月（一九一八年）の總選舉に於て、ロイド・ジョージは獨逸カイゼル處分論並に賠償要求論の最も人氣に投ずるを思ひ、此の二點を強調して大勝利を博したる關係上、巴里會議に於ては、大に之を力爭するを要したり。然れども大體に於てロイド・ジョージは、獨逸に對し寧ろ寛大なる態度を取らんとしたり。蓋し英國としては、大陸に於て過度に獨逸を苦むるの必要なきなり。さればライン左岸及ポーランドの諸問題のため會議が最大難關に迫れる頃、ロイド・ジョージは一日フォンテンブローに煩累を避けて、平和問題に關する大體の意見書を認め（一九一九年三月二十五日）、其中に左の如く論じたり。

## ロイド・ジョージの意見書

「諸國民が全力を擧げて戦ひ、大創痕を蒙りて慘憺たる境遇に在る場合には、其戦争の恐怖を経験したる時代が過ぎ去るまで繼續するの平和を繙縫的に造り上ぐるは困難に非ず。……然れども戦争の何たるやを實際に経験したる人々の過ぎ去りたる時に、新闘争を惹起せざるが如き平和を造るは困難なり。……獨逸より植民地を奪ひ、其軍備を減じて單なる警察力とならしめ、其の海軍を五等國の地位に下らしむるを得んも、然も獨逸にして一九一九年の平和に於て不當に取扱はれたりと感ずるに於ては、結局戰勝者に對して復讐するの手段を發見するに至るべし。……我條件は峻嚴なりとするも、殘酷とも云はれ得るとするも、然も同時に正當にして、之を課せられたる國も心中に於ては、苦情を唱ふる權利なしと感ずる如きものもあり。されど戰勝の時示されたる不正傲慢は、決して忘れられず又容赦せられざるべし。

故に予は獨逸の支配より餘りに多くの獨逸人を奪ふて、之を或る他の國民の支配に移すことには強硬に反對す。世界に於ける最も勇敢に且有力なる民族の一たることを證明したる獨逸國民が、今まで安定の政府を有したることなく、且内部に母國との合同を望む多くの不滿の獨逸人を含む所の幾多の小國に依つて取り圍まるゝことは、將來の戦争の危険之より大なるもの無かるべし。「ポーランド委員會」は二百十萬の獨逸人をポーランドの支配下に置くの案を提議せるも、ポーランド人は獨逸人と宗教を異にし、且今まで安定の自治の能力を示したることなし。故に此提案は早晚東歐

に於ける新戦争を招来するに相違なし。又獨逸人に就て述べたる事は、同じく之をマジアル人も適用するを得べし。……

現在の形勢に於て予の最大の危険と爲すは、獨逸がボルシェヴィズムに投じ、其の資源頭腦及組織力を擧げて、革命的熱狂家の用に供するに至るやも測り難きことなり。此の危険は決して單なる空想には非ず。……

吾々は獨逸の責任ある政府が實行し得ると思はるゝ條件を與へざる可らず。不當若くは過度に重き條件を提出せんには、責任ある政府は之に調印せざるべし。……

故に孰れの點より見るも、戦争の感情を忘れ、宛も公平なる仲裁者の態度を以て、平和解決の作成に努むるを要す。而して此解決は三箇の目的を有せざる可らず。第一には戦争の起原並に戰鬥手段に對する獨逸の責任を考慮し、聯合側に對して公正なるべきこと。第二には責任ある獨逸政府が其の蒙る義務を遂行し得るの自信を以て調印し得る解決なるべきこと。第三には將來の戦争に對する何等の挑發を含まざるの解決にして、又歐洲問題の公平なる解決として穩健なる輿論に是認せられ、從つてボルシェヴィズムに投ずるよりも優れりと思はるゝ如き解決なるべきこと。……

尙予の見る所を以てすれば、吾々自身獨逸と同様に軍備制限を爲すの意あるに非ざる限り、獨逸に永久的軍備制限を課せんとするは無用の業なるべし。……

最後に國際聯盟の權威と實力とが證明せらるゝまでは、英帝國と北米合衆國とが獨逸の新侵略に

## 佛國の立場

對して佛蘭西に保障を與ふるを要すべし。佛蘭西は斯かる保障を求むるの特別の理由を有す云々。此意見書は四頭會議に提出せられしものなるが、之に對しクレマンソーが如何なる反駁を爲せしかは、後段に譲ることとし、兎に角英佛の間に屢次意見の大衝突を見たるは、其の立場の相違上誠に已むを得ず。

佛蘭西は大國中に於て最も大なる災害を蒙り、且最も大なる不安と危険とに曝さるゝが故に、獨逸に對する要求條件も亦最も大に且最も強硬ならざるを得ず。巴里會議に於ける最大の波瀾は實に佛蘭西の要求を中心として捲き起されたるなり。アルサス・ローレーンの回復は既定の問題とも稱すべく何等の困難を見ざりしも、最後まで大紛争の種となりたるはフィン左岸地方の問題なり。又ポーランド問題も重大なる論争を惹起したり。蓋し半世紀間に再度獨逸の侵入を蒙りたる佛蘭西は、ライン河を以て其の安全を保障する新境界と爲さんと欲し、ライン左岸地方の處分に關し、極めて強硬なる意見を有したり。又新獨立のポーランドをして有力なる國家たらしむることは、即ち獨逸を東方より牽制する一大良策なるが故に、其の領土劃定に於て、成るべく、之に有利なる條件を得せしめんとしたり。ロイド・ジョージはポーランド領内に多數の獨逸人を包含せしむるは民族主義に反すと唱へ、屢次大衝突を見たり。又新に獨立せるチェッコ・スロヴァキアに關しても、佛蘭西は同一趣旨よりして之を助くるに努めたり。

## フィン左岸と佛蘭

ライン左岸地方に關し、佛蘭西が如何なる意見を有するかは、既に一九一七年二月の佛露密約中に

示されたる所なり。後に至り露西亞革命政府は一切の秘密條約の廢棄を宣言したるも、佛蘭西としては決して其の主張を動かすべきに非ず。ザール河流域を佛國の繩張内に含ましめ、且其他のライン左岸地域を獨逸より引離して自治の中立國と爲すの考案は、依然佛蘭西の固執する所にして、形式の問題は暫く別とするも、實質上ラインを以て安全保障の線と爲すことは極力其の實現を期せんとしたり。獨逸の無法非道なる侵略の犠牲となり、言語に絶する大慘害を蒙りたる佛蘭西としては、損害賠償を重要視すること勿論なるも、就中、安全保障を以て最大の問題と爲し、之を要求するに於て十分の權利ありと自信したり。

されば前記三月二十五日のロイド・ジョージの寛大論の如きは、到底佛國の承服し得る所に非ず。クレマンソーは二十六日其の交附を受けて寧ろ大なる不満を感じ、ロイド・ジョージは英國が既に十分の利益と安全保障とを得たるに安心し、佛國民及大陸諸國を犠牲として、此の寛大論を爲すものと解したり。即ち彼れ一流の皮肉と無遠慮とを以て之を反駁し、

「獨逸に多少の満足と與ふるの意ありとせば、之を歐洲に於て求むべきに非ず。獨逸が其の世界政策に打撃を受けん限り、斯かる援助は無益なるべし。獨逸の感情を和げん爲には、植民地、船舶、商業發展に於て、満足の與へらるを要す。三月二十六日の意見書は歐洲の土地に於ての満足以外、何者をも考へ居らず、」

と言ひ、獨逸を驅つてボルシェヴィズムに走らしむるの危険云々に就ては、ポーランド及ボヘミアに

クレマンソーの意見

正當なる境界を與へざるときは、却て人心の惡化を促し、ボルシェヴィズムの波及を助長すべしと論じ、更に曰く、

「三月二十六日の意見書に示されたる方法に依るの結果は果して如何。若干の完全にして且確定的なる保障は侵入を知らざる海上國に依つて得らるべし。獨逸植民地の引渡は完全に且確定的なるべし。獨逸軍艦の引渡は完全に且確定的なるべし。獨逸商船の大部分の引渡は完全に且確定的なるべし。外國市場よりの獨逸驅逐は完全にして當分の間は繼續すべし。然るに一方に於て、大陸諸國即ち戰爭の爲に最も慘禍を蒙りたる諸國は、部分的に且一時的の解決を與へらるべし。ポーランド及ボヘミアの爲に提示せらるゝ修正境界は、部分的解決たるべし。佛蘭西の領土保護の爲に提供せらるゝ防禦協定は、一時的解決たるべし。ザールの石炭地域の爲に提議せらるゝ制度は、一時的解決たるべし。即ち吾等は不平等の條件を得るものにして、此事は獨逸と聯合諸國との戦後關係よりも一層重要な聯合諸國相互間の戦後關係に、悪影響を及ぼすの恐あるものなり」。

英米はライン左岸獨立説には絶対に反對したり。又占領説にも頑強に反對したり。而して結局同盟條約に依つて佛に保障を與へ、且十五年間の占領にて妥協することゝなれり。又ザール問題に就ても國際聯盟を利用しての妥協案となれり。此等の経過は次節に於て説明すべし。

次に伊太利は一九一五年四月二十六日の倫敦密約の保障せる利益の獲得を以て、巴里會議に於ける唯一の目的と爲し、所謂「四頭」の一なりとは云へ、他の問題に對しては概して消極的態度を守りた



り。戦争中伊太利軍は概して振はず、特に一九一七年十月二十四日カポレットの大敗あり、英佛の首腦者をして絶えず不安を感じしめたる程なるも、伊太利が「神聖なる利己主義」の貫徹に熱心なるは固より言ふまでもなし。然るに倫敦條約調印後バルカンの形勢に大變化を來し、セルヴィアは變じてユーゴスラヴィアなる新國家となり、伊太利に豫約せられたるダルマチアは、當然ユーゴスラヴィアに與へらるゝこととなり。之を不満とする伊太利は、倫敦條約に約せられざりしフェーメを併合して代償と爲さんとし、大問題を惹起したり。

又日本は山東及南洋諸島に關する要求の貫徹を期する以外、歐洲問題には成るべく干與せざるの態度を取れり。日本は戦争中南洋及印度洋方面には大に活動し、又地中海に驅逐艦を派遣したることあるも、歐洲出兵は英佛の熱心なる希望ありたるにも拘らず、之に應ぜざりしが故に、歐洲問題に對して努めて控目の態度を守りたるは、寧ろ當然の事と謂はざる可らず。而して山東問題に關しては、一時大に行惱みを來したるも、結局目的を貫くを得たるは、後に説くが如し。

## 〔III〕

巴里會議に於ける  
重要問題

國際聯盟問題

次に巴里會議に於ける主なる重要問題に付、其の經過の大要を説明すべし。第一に擧ぐるを要するは、國際聯盟の組織なり。

(一) ウイルソンの國際聯盟説は夙に世界の共鳴を博し、特に英米二國に於ては、其の趣旨達成の爲の有力なる團體組織せられ、廣く民間に宣傳すると同時に、具體的の組織案も頻りに研究せられ

たり。巴里會議に於て討議の基礎案となりたるは、要するに英米の意見を折衷したるものなりしなり。

一九一九年一月二十五日第二回總會に於て、先づ國際聯盟組織の方針に關する左の決議を可決し、次で委員を選定したり。

會議は國際聯盟を組織するの提案を考察し、茲に左の通り決議す。

一 聯合諸國茲に合同して世界の争議を解決し、其の平和を維持せんとするの目的に對し、絶對に必要なは、國際聯盟を組織し、以て國際協力を促進し、其の承認せる義務の履行を確保し、戦争に對する保障を設くるに在り。

二 右國際聯盟は一般平和條約の構成分子として之を組織し、苟も此の目的の達成に資する以上は如何なる文明國も自由に之に加盟せしむべし。

三 國際聯盟の加入國は時期を定めて國際會議を開き、一定の常設組織及事務局を設けて、休會中聯盟に關する事務を掌らしむべし。

會議は右聯盟の組織權限に關する細則を議定せん爲、各聯合國政府より其の代表者を出し、之を以て委員會を組織せしむ。

右決議に基く國際聯盟委員會は五大國より各二名、他の關係國より五名とし、此五名は白耳義、ブラジル、支那、葡萄牙、及ユーゴスラヴィアと定められたり。然るに、希臘、ポーランド、ルーマニ

國際聯盟委員會

ア及チェッコ・スロヴァキアの四國は、割込運動を試み、此等四國も二月六日の委員會より出席することとなり。五大國委員は、(米) ウイルソン、及ハウス、(英) セシル、及スマッツ、(佛) プルジ、ア、及ラルノード、(伊) オルランド及シャローヤ、(日) 牧野及珍田にして、小國中白耳義はイーマンス、支那は顧維均、希臘はヴェネゼロス等出席せり。此等委員の中、國際聯盟の發起者たるウイルソンは暫く別とし、セシル及スマッツ等英國側委員は、具體的考案を工夫提供して、聯盟の組織に多大の貢献を爲したり。

二月三日、米國全權事務所なるホテル・クリヨンに第一回委員會を開く。ウイルソン其の議長となる。ウイルソンはセシル及スマッツの協議作成せる所謂セシル案と自己の案とを折衷したるものを基礎案として提出し、佛伊の提案は参考と爲すこととし、四日より逐條的に審議を進め、十三日第十回會議に於て二十六條より成る規約原案を議了せり。依つて十四日の總會に第一次報告として之を發表し、廣く一般の批評を求むることとなり。ウイルソンは即日巴里を出發して歸米の途に就き、滿一箇月後の三月十四日巴里に歸來し、米國に於ける國際聯盟反對論に應ずる爲の修正案を練り、三月二十二日より再び委員會を開き、四月十一日の第十五回會議に於て確定案の審議を終へたり。米國の事情のためウイルソンの提議に依りて加へられたる修正は、モンロー主義に關する留保(規約第二十一條)、「當事國の管轄に屬する事項」即ち國內問題に關する留保(第十五條第八項)、及脱退に關する規定(第一條第三項)の三點なり。脱退の件に關し、ウイルソンは始め十年後には一年の豫告を以て

脱退し得るの案を提出せしも、審議の末二年の豫告を以て條件と爲すこととなり。右確定案は四月二十八日の第五回總會に報告して原案通りに採擇せられ、平和條約の一部となりたるものなり。

聯盟規約審議中に日本は所謂人種平等案を提出し(二月十三日)、宗教の自由に關する箇條中に「國家の平等は國際聯盟の根本原則なるに依り、締盟國は聯盟加入國の外國人に對し、其の人種又は國籍の爲に、法律上にも事實上にも何等の差別を設けず、出來得る限り速に總ての點に於て正當に且平等なる待遇を與ふることを約す」との一項を加へんことを求め、牧野全權は熱心に其の趣旨を説明し、「國民間に於ける待遇の理想的平等の即時の實現を提議せんとするものに非ず云々」とて、反對論を防がんとしたるも、移民問題に及ぼす影響も恐れられ、異論多くして成立せず。遂に宗教に關する箇條其者を全部削除することとなり。次で四月十一日の最終委員會に於て規約前文を議する時、牧野全權は「各國の平等並に其の國人の正當待遇の原則を是認し」なる一句を前文中に加ふるの修正案を提出し、再度の奮闘を試みたるに、先づセシル(英)の反對あり。オルランド(伊)、並にブルジョア及ラルノード(佛)は賛意を表し、ヴェネゼロス(希)も此案には反對し難しと言ひつゝ宗教の自由に關する文句をも同時に挿入せんことを求め、支那の顧維均も賛意を聲明し、議場の大勢は賛成に傾き、採決の結果十七票中十一票の賛成を得たるも、議長ウイルソンは滿場一致ならざるが故に不採擇なりと宣言し、日本全權の苦心も遂に水泡に歸せり。

(三) 次にライン左岸問題は巴里會議中最大の難問となりたるものなり。佛蘭西は安全保障に最大

の重きを置き、既に國際聯盟規約討議の際にも、規約違反者に対する制裁實行の準備として「國際軍」の常備を唱へたるに、ウイルソンは「是れ國家的軍國主義に代ゆるに國際的軍國主義を以てするものなり」とて、強硬に反対したり。次で佛蘭西は提案の形を變へ、義務の遂行を保障し、且緊急の場合の必要に應ずるため、陸海軍事處置に關する常置機關を設けんことを求めたるに、セシルは「是れ國際參謀本部を設くるものなり、國際聯盟を獨逸に對する同盟と考ふる人は無かるべし、平和のためより危険なるものは無し」と、是れ亦強硬に反対したり。斯くて佛の提案は失敗を繰返したるも、其の安全保障策に如何に熱心なるかは、以て十分に認めらるゝを得べし。されば露佛密約以來の夫のライン左岸問題に對し、佛蘭西が驚くべき熱意と執拗とを示し、英米との大衝突をも辭せざらんとしたるは、敢て異とするに足らざるなり。

ライオン問題に就ては、フオッシュ元帥は早くも一九一八年十一月中既に意見書をクレマンソーに提出して、軍事上の見地よりライオンを獨逸との境界と爲すの必要を力説したるを始とし、更に一九一九年一月十日の意見書中には、ライン左岸占領の必要と共に、之を自治國と爲すの案を説き、其後も幾度となく熱心に其の主張を繰返したり。即ちライン左岸の占領及獨立は佛國の主張の中心を爲したり。然れどもロイド・ジョージは「第二のアルサス・ローレーンを造るべきに非ず」と唱へ、左岸獨立に反対するのみか、占領にも不同意を表し、ウイルソンも同一態度を取りたり。斯くて此問題は次第に險惡なる空氣を作らんとせしが、三月十四日米國より巴里に歸着したるウイルソンは、即日先づロイ

フオッシュ元帥の  
意見

英米の反對

妥協的解決

ド・ジョージと協議の後、クレマンソーと他人を交へずして三巨頭間に懇談を重ね、遂に英米側より同盟を提供し、之に依つて佛の安全保障と爲さしめんとしたり。クレマンソーは考慮研究の上同盟提供のみにては不十分なりと爲し、飽迄占領を要求し、ウイルソンは不滿の末、ジョージ・ワシントン號を呼寄せて歸米せんとするやの風説を生ずるに至りたるも、クレマンソーは敢て屈せず、遂に四月二十日に至り、ウイルソンはライン左岸並に橋頭地域を十五年間占領することに同意し、（平和條約第四二條）ロイド・ジョージも同二十一日之に賛成し、漸く妥協の成立を見たり。此の十五年間の占領はライン左岸全部並に右岸即ち同河東方五十キロメートルの武装禁止（平和條約第四二條）と姉妹關係に立ち、英米との對獨同盟と相合して佛の安全保障を爲すものなり。但しフオッシュは十五年の期限附を以て保障の價値を破壊するものと爲し、後に至りても之を攻撃して止まざりき。然も一方に於て、ロイド・ジョージは平和條約調印の間際に至り、獨逸が右占領に關する部分を、權力濫用として烈しく非難し、其の修正を求むるや、大に意を動かし、クレマンソーに向つて再考を求め、一時大紛糾を生ぜしめたるは、後に説くが如し。尙占領期限十五年は、獨逸の態度如何んに依り、延期され得るものなり（第四二條）。

（三）次にザール河流域の問題は其の豊富なる炭田に根源を有す。佛蘭西はローレーン州を回復し其の大鐵礦を手に收むるも、ザールの石炭を得ざる限りは、其の効果を完うする能はず。故に早くよりザール流域に着目したるなり。而して其地域の或部分に就ては、一八一四年の境界に復すとの名義

ザール河流域問題

にて併合し、他の部分には特別制度を布き、全部に通じて炭鑛所有権を收め、事實上其の全部を手中に收めんと欲したり。其の要求の根據としては、歴史上の關係の外に、賠償に充つるの必要を以てしたり。此問題に於ては、ロイド・ジョージは割合に妥協的なりしも、ウイルソンは是れ併合を行はんとするものなりとて最も強く反対し、三月より四月に互る折衝中、一時形勢の切迫を示し、現に四月七日ウイルソンはジョージ・ワシントン號呼寄の命令を發するに至れり。結局炭鑛の所有及採掘の權利は佛國に與へ、然も此の地域の施政に就ては、國際聯盟の保護の下に十五年間國際的特別制度を布き、十五年後の此の地域の歸屬は人民投票に依りて決せしむることとなり、四月十日四頭會議に於て最後の解決を見たり(平和條約第四五條乃至第五〇條及附屬書)。

(四) 前獨逸皇帝處分問題は、特殊の意味を以て非常に重大視せられたり。ロイド・ジョージは總選舉の際に於ける主張の關係もあり、此問題には甚だ熱心なりき。巴里會議は特に「戦争開始者の責任及制裁に關する委員會」を設けて、之を調査せしめたり。問題は國際法違反の一切の行爲に互り、前カイゼル以外の責任者をも含みしも、カイゼル處分が中心の大問題たりしは言ふ迄もなし。米國及日本は反對の意見なりしも、協調を保つ爲に之に賛成し、平和條約第二百二十七條の規定となれり。即ち前獨逸皇帝ウイヘルム二世は、「國際道徳及條約違反の重大罪惡を犯したるを以て」、五大國選任の裁判官より成る特別裁判所の裁斷に附することゝ爲し、之が爲め和蘭國に向ひ其の引渡を要求することゝしたり。但し和蘭は要求に應ぜざりしが故に、結局此規定は無意味に終れり。

## 賠償問題

(五) 賠償問題に關しては特別の委員會に於て最も周到熱心に研究せられたり。委員會は先づ第一に獨逸に賠償責任のあることを明にするため、「獨逸及其の同盟國の攻撃に因り聯合國に強ひられたる此戦争の結果として、聯合國政府及其の國人の蒙れる一切の損害に對し、獨逸及其の同盟國は責任を有すること」を獨逸をして承認せしむることゝしたり(平和條約第二三一條)。而して英佛側に於ては戦費支拂をも要求し、委員會は議論の大沸騰を見たるも、四頭會議はウイルソンの主張に依り、戦費を除きたる損害の賠償を要求するに決したり。但しウイルソンは要償總額を定めて之を條約上に明示せんことを唱へたるも、佛國は要償種目を擧ぐるに止むべしと言ひ、其主張を貫けり。ウイルソンは戦費除外に於て勝利を得たる代りに、總額決定に於て譲りたるなり。尙新に設けらるべき賠償委員會に廣汎なる權限を與へ、賠償に關する要務を處理せしむることゝせり。(佛國政府は賠償額を如何に大にする又如何に小にするも聯合國の承認の得られ難きを思ひ、佛國國民を満足せしむるに足らず、要償種目のみに止むるの説を固執したるなりと云ふ)

(六) 次に獨逸植民地の處分に就ては豫て聯合國間に協議する所あり、特に一九一九年一月二十四日の五大國會議に於て、滿場一致を以て其の不還附を決定したり。次で其の處分方法に付併合と國際聯盟管理との二案あり、英植民地委員等は前案を主張し、ウイルソンは後案を固執し、一時大に行惱みを見たり。其際の事なり、五大國會議席上ウイルソンは、併合案の熱心なる主張者たる濠洲首相ヒューズに向ひ、「貴君は全文明世界の輿論に反することあるも可なりとするや」と詰りたるに、ヒューズは平然として「先づ左様なり」(ザツ・アバウト・イット)と答へたりと云ふ。流石のウイルソン

## 獨逸植民地處分問題

ンも應酬に窮したるならん。結局英國より折衷的委任統治案を提出し、ウイルソンは之を參酌して國際聯盟規約中に一規定を設くることゝしたり。規約第二十二條は即ち是れなり。尙同條第六項即ち西南阿弗利加及南太平洋諸島に關する規定中に、「受任國領土の構成部分として其の國法の下に施政を行ふ云々」の句あり。右「構成部分として」に對し、「構成部分の如くに」と爲すべしとの説あり、ウイルソン専ら之を主張し、然らざれば單純なる併合と區別し難しと論じたるも、此の問題に深き利害關係を有する日本全權は「委任」には一定の條件あり、單純なる併合とは同一に非ずと述べ、英委員之に賛成し、右規定の如くに決したるなり。

(七) 次にヒューメ問題に就て一言すべし。伊太利は豫てアドリア海を自己の湖水と爲すの野心あり、參戰當時の倫敦條約に依りて大なる利益を豫約せられ、巴里會議に多大の望を屬したるに、新にユーゴスラヴィアの出現のため、アドリア沿岸地域の處分に就て大論争を惹起し、結局ユーゴスラヴィアはダルマチアの大部分を收め、伊太利は不満に堪へず、ヒューメを以て代償と爲さんと欲したり。伊太利は民族主義を以て其の要求の口實と爲したるも、實は同地方に於て、伊太利人は少數なりしなり。之に對しユーゴスラヴィアが強硬に反對せるは言を俟たず。而してウイルソンは伊太利は「十四箇條」の承認と同時に之と衝突する要求を放棄したる筈なりと唱へ、頑として伊太利の主張を容れず四月二十三日斷然其の意見を公表したり。伊國全權オランダは翌二十四日憤然として伊太利に引揚げ、同國委員は各種委員會と關係を絶ち、大衝動を世人に與へたり。然れども殘る三巨頭は之に頓着

## ヒューメ問題

せず、三頭會議にて議事を進行せしめたり。唯平和條約は主たる三聯合國の批准を以て有効と爲すと規定を設くることとなりたるは、オランダ引揚の一影響と謂はれ得るが如し。然し平和條約が獨逸代表に手交せらるゝ前日、即ち五月六日オランダは巴里に歸着せり。(一九一九年九月十三日、ダマ同志の義勇遠征隊を率ゐてフューメを占領し、伊太利政府が表面之を非認するにも拘らず、實力を以て革命的に占領の目的を達せり。それより一年餘に亘り紛争を重ねたる末、一九二〇年十一月十二日のラバロ條約にて、伊太利とユーゴスラヴィアとの間に大體の妥協成れり。最後に一九二四年一月二十七日の兩國間の羅馬協定にて、ヒューメは伊太利に、パトリオス港はユーゴスラヴィアに歸屬することゝなれり。)

(八) 最後に山東問題の經過を説明すべし。日本の直接の利害關係の問題として、南洋諸島に關しては特別の困難を見ざりしも、山東問題は支那の大宣傳、米國の對支同情、並に日本の野心に對する列國の猜疑等のため、一時は容易ならざる雲行を呈したり。支那が山東の直接還附を主張せるは暫く別とし、ウイルソンは他の獨逸領と同じく先づ之を聯合國の手に收め、然る上にて適當に處分せんと欲したり。然れども我全權は大決心を以て此問題に當り、四月二十二日其の始めて五大國會議の正式の議題となりたる時、若し満足なる解決を得ざる場合には、條約に署名すること能はざるべしと宣明せり。同時に牧野珍田の諸氏は各國代表に向ひ、日本は山東に於て唯經濟上の權利を收めんとするのみにして、何等軍事的及政治的の野心なきことを熱心に辯明し、日本に對する誤解及猜疑を除くに努めたり。斯くて四月三十日の會議に於て、我全權は山東問題に對する我方針を左の通り一般に聲明することを承諾し、此諒解の下に我要求は貫徹を見るを得たり。

「日本の政策は山東半島を其の完全なる主權の儘支那に還附するに在り。日本の保持せんとする所

## 山東問題

は單に獨逸國に許與せられたる經濟上の特權、並に普通の條件の下に青島に居留地を設定するの權利に過ぎず。而して鐵道は日支合辦とし、鐵道所有者に於て單に交通の安全を保障するため、特殊の警察を設く。但し其の他の目的に使用せらるゝことなし。又警察隊は支那人を以て組織すべく、日本人教官は鐵道重役の選擇に依り、支那國政府之を任命すべし。」

斯かる聲明の發表を條件とせられたるは、日本として決して名譽の事には非ざりしも、當時の事情に於ては已むを得ざりしなり。然もウイルソンは、山東問題に關する讓歩を以て最大の苦痛と爲したり。米國代表部はランシングを始めとし、擧つて強硬に反對し居たるのみならず、後に至り米國內のウイルソン反對派は、此問題を以て攻撃の好武器と爲したるなり。當時伊太利全權オルランドがヒューム問題のため本國に引揚げ、大紛糾の際中なりしことは、日本の爲に有利なる影響を與へたるもの如し。

## 〔四〕

對獨平和條約は五月六日巴里會議の總會の議に附せられ、最後の確定を見たり。翌七日獨逸代表に交附せられんとする其間際に於て、唯形式的手續を履みたるのみにして、小國は其の内容を知るの暇をすら有せざりしならん。右六日の總會に於て、山東問題に不滿なる支那全權は留保を宣言せり。

獨逸外相ブロックドルフ・ランツァウ以下の獨逸媾和委員は、四月二十九日ヴェルサイユに着したり。條約は五月七日トリアノン・パレス・ホテルに於て、クレマンソーに依り獨委員に手交せらる。

獨逸媾和委員來る

調印直前の危機

文書に依る意見陳述のため三週間の猶豫を與へ、口頭辯論を許さざることとせり。獨逸は更に猶豫の延長を求め、其の對案は漸く五月二十九日に來れり。修正を求むる辯駁意見中には同情すべきものもあるに因り、聯合側に於て一致の意見を立つるには長き評議を要したり。就中、獨逸が權力の濫用として最も反對せる第十四編即ちライン左岸を十五年間占領するの件に付、ロイド・ジョージは始め占領に反對せし程なるが故に、再び大に躊躇の色を示し、一時容易ならざる形勢を示すに至れり。ロイド・ジョージは率直に以前の同意は輕率なりしと爲し、クレマンソーの再考を求め、曰く、

「予は決して貴君を咎めず、予は唯去る四月貴君の議論に餘りに早く從ひたることを自ら責むるのみ。貴君飽迄も固執せば、予は巴里を去つて倫敦に行き、議會の判斷を求るの外なかるべし」と。當時勞働派其他の方面に於て、占領を不當と爲すの議論盛んなりしことも、彼を動かすに力ありたるが如し。然れどもクレマンソーは斷乎として再考を拒絶し、

「貴君若し議會の判斷を求むとせば、予亦予の議會に赴くべし。而して已むなくんば辭職すべし。貴君の提議は決して同意する能はず。其は不可能なり」、

と應酬せり。斯くてタルヂューの所謂「第二の最悪の危機」を見るに至りしが、ウイルソンの斡旋に依りて第十四編の規定は原案の儘維持せらるゝこととなり、他に於て多少の修正を認め（ポーランドに與へらるべき上部シレジアに關する抗議に顧み、人民一般投票を行はしむることと爲したるは其一なり）、六月十六日回答を獨逸に與へ、一週間を以て諾否決答の期限としたり。獨逸は最後の交渉と

して、前皇帝の引渡に關する箇條、並に戦争の責任の獨逸にあることを宣言せる箇條の修正を求めたるも、四頭會議は斷然之を拒絶したり。獨逸内に於ては、諸否の意見區々に分かれたること勿論なるも、結局エルツベルグの說に依り、ワイマールの國民議會は承諾に決したり。同時にシャイデマンは辭職し、パウエル新内閣となれり。回答期限は六月二十三日午後七時なりしが、五時二十分頃には獨逸屈伏の報一般に知れ渡りたり。次で六月二十八日（一九一九年）午後三時ヴェルサイユ宮殿の間即ち半世紀前（一八七一年一月十八日）獨逸帝國の布告されたる記念の室に於て、平和條約調印せらる。獨逸の調印者は、新外相ヘルマン・ミュラー及ドクトル・ベルの二人なり。支那全權は山東問題の故を以て調印せず。同日獨逸の攻撃に對して佛蘭西に援助を約するの條約、英佛間並に米佛間に調印せられたり。

ヴェルサイユ平和條約の内容は多岐に亘るも、其の劈頭に國際聯盟規約を第一編として掲ぐるが故に、先づ其の概略を説明すべし。

國際聯盟規約

國際聯盟規約

規約は二十六條より成る。締盟國は「戦争に訴へざるの義務を受諾し」、「國際協力」に依つて國際平和の維持を圖るを以て目的とす。脱退には二年の豫告を要す。總會、及理事會の外に事務局あり。聯盟の機關を成す。別に傍系機關として國際勞働局及國際司法裁判所あり。規約の中心とも見るべきは左の三箇條なり。

領土保全及獨立の尊重

（第十條） 聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且外部の侵略に對し之を擁護することを約す。右侵略の場合又は他の脅威若は危險ある場合に於ては、聯盟理事會は本條の義務を履行すべき手段を具申すべし。

（第十一條） 戦争又は戦争の脅威は聯盟國の何れかに直接の影響あると否とを問はず、總て聯盟全體の利害關係事項たることを茲に聲明す。仍て聯盟は國際の平和を擁護する爲適當且有効と認むる措置を執るべきものとす。此の種の事變發生したるときは、事務總長は何れかの聯盟國の請求に基き、直に聯盟理事會の會議を招集すべし。

國際關係に影響する一切の事態にして國際の平和又は其の基礎たる各國間の良好なる了解を攪亂せんとする虞あるものに付、聯盟總會又は聯盟理事會の注意を喚起するは聯盟各國の友誼的權利なることを併せて茲に聲明す。

（第十二條） 聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生するときは、當該事件を仲裁裁判（若は司法的解決）又は聯盟理事會の審査に付すべく、且仲裁裁判官の判決（若は司法裁判の判決）後又は聯盟理事會の報告後三月を経過する迄、如何なる場合にも戦争に訴へざることを約す。

本條に依る一切の場合に於て、仲裁裁判の判決（又は司法裁判の判決）は相當期間内に、聯盟理事會の報告は紛争事件附託後六月内に之を爲すべし（括弧内は一九二一年十月四日採擇の改正にて加へられ一九二四年九月二十六日効力發生のもの）。

軍備縮少  
國際紛争の平和的  
解決

次に聯盟國は「其の軍備を國の安全及國際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮少するの必要あることを承認」し（第八條）、國際紛争を平和的に解決する方法としては、第一に仲裁裁判（後に司法的解決追加）（第十三條）、第二に理事會の審査報告（第十五條）に依ることとし、

「判決に服する聯盟國に對しては戦争に訴へざることを約す」（第十三條第四項）、

「聯盟理事會の報告書が紛争當事國の代表者を除き、他の聯盟理事會全部の同意を得たるものなるときは聯盟國は該報告書の勸告に應ずる紛争當事國に對し、戦争に訴へざるべきことを約す」（第十五條第六項）、

と規定せり。而して規約違反者に對する制裁は左の如し。

（第十六條） 第十二條第十三條又は第十五條に依る約束を無視して戦争に訴へたる聯盟國は當然他の總ての聯盟國に對し戦争行爲を爲したるものと見做す。他の總ての聯盟國は之に對し直に一切の通商上又は金融上の關係を斷絶し、自國民と違約國國民との一切の交通を禁止し、且聯盟國たると否とを問はず、他の總ての國民と違約國國民との間の一切の金融上通商上又は個人的交通を防遏すべきことを約す（同條第一項）。

尙國內問題に對しては何等の勸告を爲さざるものとす（第十五條第八項）。又所謂局地的了解の除外に付左の如く規定せり。

委任統治

（第二十一條） 本規約は仲裁裁判條約の如き約定又はモンロー主義の如き一定の地域に關する了解にして、平和の確保を目的とするものゝ効力に何等影響なきものとす。

次に第二十二條に委任統治の事を規定せり。「今次の戦争の結果、従前支配したる國の統治を離れたる植民地及領土」にして「未だ自立し得ざる人民の居住するもの」に對し、「聯盟に代り委任國として後見の任務を行はしむる」なり。（A）土耳其に屬したる或部族、並に獨逸領なりし（B）中央アフリ加、（C）西南アフリ加及南太平洋諸島は其中に含まる。右第三は前の二者と多少統治の様式を異にし「委任國領土の構成部分として其の國法の下に施政を行ふ」ものとす。即ち日本が委任國たる南洋諸島は此部に屬するなり。

尙規約は別に國際労働機關の設立並に社會問題等に就て規定し（第二十三條）、又將來一切の條約は聯盟事務局に登録し公表せらるべきものとせり（第十八條）。

次にヴェルサイユ平和條約に於て獨逸に課せられたる條件は、頗る複雑を極むるも、其の主要なるものを摘記すれば左の如し。

（第一） 獨逸領土の割讓。（一三、一六、五％）

（1） アルサス・ローレーンを佛蘭西に。

（2） モルスネ、オイベン、及マルメディーを白耳義に。

（3） ボーゼン及西普魯西州の大部分をポーランドに。

第十六章 世界大戦（其五）

獨逸領土の割讓

對獨主要條件



人民一般投票に依る移譲

- (4) 上部シレジアの一部をチェコ・スロヴァキアに。
- (5) メメルを聯合國に。(リスマニアに與へらるべきもの)。
- (6) 獨逸はダンチッヒ市及其の隣接地方を拋棄し、國際聯盟の保護の下に、自由市を組織せしむ。右自由市はポーランドの關稅區域内に置かる。(ポーランドに港を有せしむる爲なり。之をポーランド領内に含ましめざるは、住民の多數が獨逸人なり)。(獨逸の總損失は、第二の人民一般投票の分を合し、一ラランド領内に含ましめざるは、住民の多數に因る)。(土地二萬七千平方哩、人口六百四十七萬と稱せらる)。
- (第二) 人民一般投票にて歸屬を決せしむもの。
  - (1) ザール河流域(後に更に説)。
  - (2) 北部シュレスウイグ及中部シュレスウイグの北半。
  - (3) 東普魯西の南部及西普魯西の一部。
  - (4) 上部シレジア。

植民地の拋棄

- (第三) 植民地の拋棄。  
獨逸は其の海外屬地に關する一切の權利を「主たる同盟及聯合國」即ち五大國の爲に拋棄す(第百十九條)。
- (後) 至り人民一般投票の結果、此等地域の内(2)の北部シュレスウイグは丁抹に、又中部シュレスウイグ北半は獨逸に、(3)は獨逸に、(4)可なり廣大なる南部シレジアはポーランドに、それ／＼歸屬することゝなれり。

(右の結果アフリカのトーゴランド及カメルンは佛國に、獨領東アフリカは英國に、獨領東アの北西部の或地域は白耳義に、獨領西南アフリカは南阿聯邦に、サモア諸島はニュージーランドに、ナウル島は英國に、サモア諸島及ナウル島を除く赤道以南の獨領太平洋諸島はオーストラリアに、赤道以北の獨領諸島は日本に與へらる)。(以上の外に獨逸は支那、シャム、リベリア、モロッコ、埃及、及土耳其に於ける一切の特別の權利を拋棄す)。

(第四) 山東租借地の拋棄。  
獨逸は一八九八年三月六日支那と結びたる條約(膠洲灣租借條約)及山東省に關する他の一切の協定に依り取得したる一切の權利を日本國の爲に拋棄す。又青島濟南府間の鐵道に關する一切の獨逸の權利は、日本國之を取得保持す(第百五十六條)。

(第五) ライン左岸武裝禁止。  
獨逸はライン河の左岸又は同河の東方五十キロメートルに引きたる線の西方に在る同河右岸に於て築城を保有し又は構成することを得ず(第四十二條)。  
前條規定の境域内に於ては、武裝したる兵力の永久又は一時の駐屯及集合並各種の軍事演習を禁ず。動員の爲にする一切の永久施設の保持に付亦同じ(第四十三條)。  
獨逸にして其の方法の如何を問はず、第四十二條及第四十三條の規定に違反したるときは、本條約の署名國に對し敵對行爲を爲し、且世界の平和を攪亂するものと看做さるべし(第四十四條)。

ライン左岸武裝禁止

山東租借地の拋棄

ザール河流域

(ライン左岸に關しては更に第九の保障規定を見よ)

(第六) ザール河流域。

獨逸はザール河流域に在る炭礦に對する所有權及採掘獨占權を無償にて佛蘭西に讓渡す。該流域地方の施政は國際聯盟を代表する委員會に之を委任すべし。委員會は五名より成り、佛人一名、佛人ならざるザール河流域土着住民一名、佛獨以外の三國に屬する者三名とす。

ザール河流域地方の住民は本條約實施後十五年の期間満了の時に於て、(一)本條約の設定せる制度の維持、(二)佛蘭西との合併、(三)獨逸との合併の三者中の一を選ぶ爲、人民一般投票を行ふべし。國際聯盟は投票に依り表示されたる住民の希望を考慮し、右地域の歸屬すべき主權を決定すべし。

右地域の全部又は一部を獨逸に合併することに決定せられたるときは、該地域の鑛山に對する佛蘭西の所有權は、金貨拂の價格を以て全部獨逸之を買戻すべし。

軍備制限

(第七) 軍備制限。

陸軍海軍及航空條項を含む第五編には、左の如き注目すべき「前文」あり。

「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲、獨逸は左に掲ぐる陸軍海軍及航空條項を嚴に遵守することを約す」。

即ち此の制限は單に獨逸を苦めんが爲には非ずして、一般軍備制限の準備なるかの如くに表示せ

るなり。次に、

陸軍に於ては其の兵員は一九二〇年三月三十一日迄に十萬以下と爲すべし(内將校最大限四千)。參謀本部を廢止すべし。徵兵制度を禁止す。又巨砲を禁ずるを始とし、陸軍用兵器、彈藥及材料に制限を加へ、有毒性瓦斯及液體等の製造又は輸入を嚴禁す。

ライン河の東方五十キロメートルに引かれたる線の西方に位する獨逸版圖内の一切の築城工事、堡壘及陸地要塞は、其の武装を解除し、且防備を撤廢すべし(第百八十條)。

次に海軍に於ては、常備海軍力は戰艦六隻、輕巡洋艦六隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻を超ゆることを得ず。海軍所屬總人員は一萬五千以下たるべし(内准士官以上最大限千五百)。

獨逸國港灣に現在せざる獨逸艦艇に對する一切の權利を拋棄し、又休戰條約に依り聯合國港灣に抑留せらるゝ獨逸船舶は、確實に引渡したるものとす。又中立國港灣に抑留せらるゝ獨逸船舶は之を聯合國に引渡すべし。

潜水艦は一切之を建造し又は取得することを得ず。陸海軍を通じ一切の軍用航空機を所持するを得ず。

ヘリゴランド嶋、キール軍港、及バルチック海に面する海岸に於て、軍事的設備を破壊すべし。(尙キール運河は萬國の商船及軍艦に對し、均等の條件の下に開放せらるゝものとす)(以上の軍備非常に峻厳苛酷なるは言を俟たず。此案を作製せし委員會に於ては、之を永久的のものと爲すに反對する意見もありたり。然し佛國委員は軍備制限を期限附と爲すに極力反對したり。前掲「前文」に於て一般軍備制

賠償

限の準備なるかの如く表示したるは、幾分緩和の意味を含みたるもの、如し。

（第八）賠償。

賠償に關する規定の冒頭に於て、先づ戰爭の損害に對し、獨逸及其の同盟國が責任を負ふべきことを明にし、獨逸をして之を承認せしむ。一切の損害に對する賠償總額は一九二二年五月一日以前に確定し、獨逸政府に通告すべし。獨逸は三十年間に右賠償總額を支拂ふものとす。其間獨逸は先づ、金、貨物、船舶、有價證券、其他を以て、二百億マルク金貨に相當する額を、一九二二年四月末日迄に支拂ふ事。

獨逸は現物支拂として、千六百噸以上の商船全部、千噸以上千六百噸未満の船舶の半數、トロール汽船其他漁船の四分の一を引渡し、且五年間毎年二十萬噸以内の船舶を建造提供すべく、又巨額の石炭を交付する事。

賠償問題を處理せしむる爲め賠償委員會を設く。獨逸は同委員會に於て意見陳述の機會を與へるべきも、其の決定に參與することを得ず。

條約履行の保障

（第九）條約履行の保障。

獨逸の本條約履行に對する保障として同盟及聯合國の軍隊は、本條約實施後十五年間ライン左岸の獨逸領土及ライン河橋頭地域を占領す（第四百二十八條）。

右橋頭地域は、ケルン、コブレンツ、及マインツの三箇所なり。又保障占領は獨逸の條約履行に

從ふて、十五年間に順次撤退せらるべきも、然し

右十五年後に至り同盟及聯合國政府が挑發に基かざる獨逸國の侵略に對する保障を以て、充分ならずと認むるときは、所要の保障を得るが爲、必要の期間占領軍隊の撤退を延期することを得、

（第四百二十九條）。

（第十） 塊地利獨立の保障。

獨逸はヴェルサイユ條約中に於て、隣境新興のチッコ・スロヴァキア及ポーランドに關し、其の獨立並に新境界を承認せるか、更に塊地利に關する左の特別規定あり。獨逸合同を豫防するものなるは言ふ迄もなし。

獨逸は塊地利と主たる同盟及聯合國との條約に依り決定せらるべき國境間に於ける塊地利の獨立を承認し、且嚴に之を尊重すべし。獨逸は國際聯盟理事會の同意ある場合を除くの外、該獨立の動かす可らざるものなることを承諾す（第八十條）。

以上列記する所に依り、獨逸の蒙りたる打撃損害の如何に大なるやは、説明を俟つまでもなかるべし。此のヴェルサイユ平和條約と同日に調印せられたる英米の對佛援助條約は、其の第一條に前記ライン左岸武裝禁止に關する三箇案（第四十二條、四十三條、及四十四條）の全文を掲げ、

此等三箇條が「最初に於て充分なる安全保障と保護とを佛蘭西に與へ得ざる場合には、英國（又は米國）は獨逸か挑發せられざる攻撃を佛蘭西に加へんとするとき、直に之に援助を與ふること

英米の對佛援助條約

塊地利獨立の保障

同意す」

と規定し、第二條に米國（又は英國）との同一援助條約が批准せられたる場合に始めて有効となるべきことを明にせり。

ヴェルサイユ平和條約は一九二〇年一月十日實施せられ、同時に國際聯盟規約も活動に入り、其の最高機關たる理事會は、一月十六日レオン・ブルジョアを議長として巴里に第一回會議を開けり。而して巴里平和會議は一月二十一日最高主腦者會の解散と共に閉會となり、以後は普通の大使會議及首相會議に於て未決の問題を處理することゝなれり。

一方に於て、米國元老院に於ては、ロッヂを中心とする共和黨一派は猛烈にヴェルサイユ平和條約に反對し、山東問題も非難の材料とせられしが、就中モンロー主義の名を以て國際聯盟規約第十條に最も強く反對したり。斯くして元老院は一九一九年十一月十四日先づ此箇案に關する留保を可決せしが、ウイルソン大統領は留保附を否認すべき意向を明示し、次で同月十九日元老院は留保附批准の決議案を四十一票對五十一票にて否決し、事實に於て平和條約を葬り去れり。従つて米國は國際聯盟にも加入せざることゝなれり。同時に又ウイルソンの對佛援助條約も不成立となり、之がため英佛間の條約も無効に歸し、クレマンソーがライン左岸獨立と交換の意味にて結びたる英米援助の約束は全然水泡となれり。佛國の失望想ふべきなり。（一九二一年七月二日米國大統領ヘルチングは、獨逸等との戰爭に署名）（終息を宣言せる議會の決議に署名し、同八月二十五日平和條約に署名）。

## 〔五〕

奧地利との平和條約

奧地利と聯合諸國との平和條約は、一九一九年九月十日サン・ジェルマンに於て調印せられたり。同國は其の以前に於て既に大崩壊を來し、四分五裂の状態となり、最も悲惨なる地位に在りたるものなり。右條約には第一に國際聯盟規約を掲ぐる外、奥はチッコ・スロヴァキア、セルブ・クロアト・スロヴェン國（即ちユーゴスラヴィア）（一九二九年十月改名）、ポーランド及匈俄利の獨立を承認し、同時に此等諸國は少數民族の保護を保障せり。又奥はトレンチノ、南チロル、トリエスト、イストリア、ダルマチアの一部、及アドリア海の多くの嶋を伊太利に割讓せり。又奥の軍備にも種々の制限を附し、徵兵制度を禁止し、陸軍を三萬に制限せり。サン・ジェルマン條約中特別の注意に値するは、獨逸との合同を豫防せる左の箇條なり。

奧地利の獨立は國際聯盟理事會の同意ある場合を除くの外、動かす可らざるものとす。従つて奧地利は該理事會の同意なくして、直接にも間接にも、又如何なる方法に於ても、（特に其の國際聯盟に加入することを許容せらるゝ迄、他國の事項に干與することに依り）、其の獨立を危くするが如き何等の行爲を爲さざることを約す（第八十八條）。

此規定は前記ヴェルサイユ平和條約第八十條と共に、専ら佛蘭西の要求に基けるものにして、獨逸合同は當時よりして佛蘭西の深く憂慮せる所なるを見るべし。

次にブルガリアと聯合諸國との條約は、一九一九年十一月二十七日ヌイイーに於て調印せらる。之

ブルガリア及匈俄利との平和條約

に依りブルガリアはスレースを主たる聯合國に譲りて其の處分に一任し、エーゲ海岸地域を希臘に奪はれ、(但しエーゲ海への經濟的出路を保障さる)。又陸軍は二萬人に制限され、徴兵制度は禁止され且九千萬磅の賠償金を課せられたり。又匈俄利は一九二〇年六月四日のトリアノン條約にて聯合諸國と和し、トランシルヴァニアをルーマニアに、クロアチアをユーゴスラヴィアに割譲し、又バナートはルーマニアとユーゴスラヴィアの間に分割され、スロヴァク人居住地域は、チエコ・スロヴァキアに與へられたり。右の結果匈俄利の領土は半減せられ、ルーマニアは倍加せられたり。且ルーマニアは一九二〇年十月二十八日、英佛伊日四強との條約に依り、ベッサラビア回復の目的を達したり。同地は一八七八年の柏林條約にて露西亞に奪はれたるものなり。

最後に土耳其との平和條約は一九二〇年八月十日セーヴルに於て締結せられたるも、其の條件は殆んど土耳其の存在を無意義に歸せしむるものなりしが故に、土耳其内部に於て反對多く、遂に政府の批准を得るに至らず、平和の確立までには長き時日を要したり。之より先き一九二〇年三月、國民黨首領ケマル・パシハはアンゴラに國民議會を召集し、翌四月「土耳其大國民議會の政府」なるものを組織したり。之がためコンスタンチノーブル政府は全く有名無實となり、其の締結せるセーヴル條約も、ケマル一派の反對のため葬り去らるゝに至りたるなり。而して當時希臘は小亞細亞に出兵し、土耳其と交戦中なりしが、一九二二年八月下旬ケマルの土耳其軍は大に勝利を博し、小亞細亞より希臘軍を一掃するに成功し、形勢の上に大影響を與へたり。ケマルは其勢に乗じて、同年十一月四日コン

## 土耳其との平和條約

スタンチノーブルの支配權を其手に收め、内外共に大に有利なる立場に立つを得ることゝなれり。又印度其他に於ける回教徒が土耳其に同情を寄せたることも、ケマルの爲には大なる聲援となりたるなり。然も一方に於て、土耳其問題が長く紛糾を重ねる内に、英は希臘を支持せんとし、佛伊は寧ろケマルの新政府に接近せんとし、其の態度に一致を缺きたる爲め、却てケマルの成功を助けたるの觀ありたり。兎に角ケマルの愛國運動に依りて、土耳其の復活を見るに至りたるは、注目すべき大事實たり。

斯くて一九二二年十月十一日希土休戦成り、同十一月二十日より瑞西ローザンヌの講和會議となりしが、聯合側の要求に對し土耳其の態度甚だ強硬なる爲め、會議は二月四日(一九二三年)を以て一旦決裂となり、更に四月二十三日より同地に第二回の會議を開き、折衝滿三箇月の後、七月二十四日ローザンヌ平和條約の調印となり、アンゴラ議會は八月二十三日其の批准を可決したり。此條約に依り土耳其はヘジャズ、パレスタイン、メソポタミア、シリア、ドデカネーシス群島、サイプラス、埃及、及トリポリを聯合國の爲に拋棄し、スミルナ、土耳其領アルメニア、シリシア、アナトリア、アダリア、コンスタンチノーブル、ガリポリ、アドリアノーブル、及東スレースを保有するを得たり。セーヴル條約に比較すれば、歐羅巴部に於てアドリアノーブル及東スレース並にガリポリを回復し、又小亞細亞に於てスミルナを保有し得たることは、最も注目し値す。希臘は一時スミルナを占領し、此方面に大なる野心を有したるだけに、其の失望も大なりしなり。

土耳其の喪失せる亞細亞土耳其の地域中、シリアは佛に、イラク(メソポタミア)及パレスティンは英に、委任統治として割當てられたり。パレスティンは一九一七年十一月二日英國の宣言せる所に基き、猶太人の「ナシ・ナル・ホーム」と爲さるゝ筈なり。アラビヤのヘジャズは新に獨立國となれるも、事實上英國の勢力下に立つものなり。又ドデカネーヌ群島は伊太利に、サイプラスは英に歸屬すべきこと言ふ迄もなし。埃及に就ては、英は一九一四年十二月十八日其の保護を宣言せしが、一九二二年二月二十八日保護制度廢止を發表し、獨立の主權國として之を承認せり。但し對外關係並にスーダンに關して或留保を爲し、英の特殊地位を維持せり。(巴里會議中對露問題も協議に上りたり。聯合諸國も、次第に處置に窮し、一九一九年一月巴里會議開會と共に、ウイルソン及ロイド・ジョージの説に依り、マルモラ海のプリンキポ島に露國各派の代表者を招きて會議を開くこととせり。然るに反過激派たるデニキン及コルチヤツクは憤然として参加を拒絶したるため中止となれり。以後會議は何等の處置をも取ることなかりき。佛は過激派に對し終始強硬なりしも、ロイド・ジョージは妥協的態度を取らんとして、彼れの下に英國は一九二一年三月十六日過激派政府と通商協定を結べり。是れ露西亞との正)常關係を開くに於ての第一着手となりたるものなり。

平和の保障如何

スマツツのヴェルサイユ條約評

右の土耳其との平和條約成立に依り、世界大戦は愈最後の終結を告げ、世界の平和は漸く茲に完全に回復せらるゝを得たり。而して平和を保障するが爲の周到に且峻嚴なる規定は、何れの條約中にも含まれ、更に平和維持の一大新機關として國際聯盟は嚴かに創設せられたるも、一般の安定は容易に實現し得られざるが如し。戦後の平和に於て中心を爲すヴェルサイユ平和條約は、調印當時に於いて既に實行困難なりとせられ、苛酷に失すとの非難もありたり。南阿聯邦全權の一人としてヴェルサイユ條約に調印したるスマツツ將軍は、調印の其日に公然遺憾の意を發表し、「予が此條約に調印した

不安の諸要素

一三三〇億マルク  
 二一億五千万ドル  
 四十三億円

るは之を満足すべきものと思ふが爲には非ず、唯戦争終結の爲に必要已むを得ざればなり。吾々は未だ諸國民の待望せる眞の平和を達成したるに非ず。約五年間歐洲を荒廢に歸せしめたる夫の破壊的感情を確然と停止せしめたる後に於て、平和作成の事業は漸く開始することならん」と言へり。然も破壊的感情は依然として存し、平和作成の事業は前途猶ほ頗る遠遠なるが如し。想ふにヴェルサイユ平和條約には、幾多の難問附隨し、其中に多くの不安の要素を含有す。獨逸の支拂ふべき賠償總額は、一九二一年五月倫敦會議にて一千三百二十億金マルクと決定せられ、支拂實行の可能を疑はれたりしが、果して種々の紛糾を惹起し、其の解決のため一九二四年四月のドーヌ案となり、更に一九二九年六月のヤング案となり、一九三〇年六月には賠償總額を三百五十八億マルクに低下したるも、賠償問題は歐洲聯合諸國の對米戦債と關連して、依然國際紛糾の一種の痛たるを免れず。又獨逸合同はヴェルサイユ條約の禁止する所なるも、獨逸が之を望むの切なるは論を俟たず。更にポーランド廻廊問題(ポーリッシユ・コリドル)なるものあり。ポーランド獨立してダンテッヒ方面への土地を回復し、東普魯西と西普魯西との間に、廻廊の如き細長き地域を造るに至りたる其地域の問題にして、獨逸としては之がため東普魯西と離隔せらるゝを甚だ遺憾とし、再び之を獨領と爲すの念願を絶たず。又軍備制限の如きも、一般軍備制限の準備なるかの如き標榜の下に、之を課せられたるにも拘らず、列國は之を實行せざるのみか、第一に佛蘭西の如きは寧ろ熱心に軍備充實を圖りつゝあり。獨逸としては勢ひ軍備問題に關し不平なきを得ざるべし。

然も佛蘭西は當初より切りに安全保障を叫び、平和條約の規定を以て甚だ不充分なりと爲し、英米二國が援助條約を死文に歸せしめたる後に於ては、其の對獨不安は益々深きものあり。特に條約の條件が忠實に實行せられず、條約改訂の議論すら公然唱へらるゝを見ては、佛蘭西たるもの、不安更に大ならざるを得ざるべし。佛獨關係に於ては、人口約四千萬を以て六千三百萬に對するの一事のみを見るも、佛蘭西の憂慮は必ずしも單なる神經過敏と評し去るを得ざるべし。故に佛蘭西は條約の神聖を第一に標榜し、飽迄もヴェルサイユ平和條約を維持し、一切の現状打破に反對せんとす。之が爲には白耳義と軍事協定を作り（一九二〇年九月七日）、又ポーランドと防禦同盟を結び（一九二二年二月十九日）、以て獨逸を包圍するの陣形を取れり。且戰後の平和條約に依る現状を維持せんと欲する者は、勿論佛蘭西のみに非ず。即ち匈俄利の攻撃を恐るゝチェッコ・スロヴァキア及ユーゴスラヴィアは防禦同盟を結び（一九二〇年八月十四日）、同じ立場に在るルーマニアも、チェッコ・スロヴァキアと同種の同盟を結び（一九二二年四月二十三日）、斯くて所謂「小協商」（ブチット・アンタント）の出現となれり。（チェッコ・スロヴァキア及ユーゴスラヴィア二國は、更に一九二二年八月三十一日新同盟條約を結び）。右は匈俄利の攻撃に備ふるものなるも、更に又匈俄利及ブルガリアを假想敵とするルーマニア及ユーゴスラヴィア間の防禦同盟あり（一九二二年七月七日調印）。而して佛蘭西以下の諸國が現状維持の策に汲々たるは、反面に於て現状打破の危険の甚だ大なるものあることを示すに外ならざるなり。

ヴェルサイユ平和條約は民族自決主義に依りて、多くの新獨立國を作りたるも、皆獨立を維持するの實力に乏し。フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リスマニア、ポーランド、及チェッコ・スロヴァキアの新六國、孰れも然らざるはなし。又セルヴィアの膨大せるものと見るべきユーゴスラヴィアは、大に國力を増したりとは云へ、内部の人種的關係甚だ複雑にして、國情の安定容易に非ざるのみか、外には敵意を有する國に依つて取り巻かれ、其の地位決して安固なりと謂ふを得ず。又奥匈帝國の廢墟の中に餘命を保つ匈俄利も、憐むべき境遇に在るも、特に奥地利は人口僅に六百萬にして、經濟的に存立の力無く、如何にして獨立を維持し得べきや、實に大疑問たり。要するに歐洲はバルカン化せられたるの觀なきを得ざるなり。然も國際平和の擁護機關として生れたる國際聯盟は、甚だ微力にして未だ効果を擧げ得るに至らず。其の缺陷を補はんとするロカルノ條約（一九二五年十月十六日）即ちライン安全保障條約と稱せらるゝ者も、又不戰條約（一九二八年八月二十七日）も、國際政情の安定を實現する能はず。世界大戦の大激動の餘震は、其の終息に時を要するものと思はざる可らず。

3110  
86

53585

寄贈

衆議院  
21. 3. 20  
圖書館

索

引

此索引は本書上中下三卷所載の人名及事件を一括し、五十音順に排列したるものなり。  
尚ほ本書所載の地名其の他(但人名を除く)に就ては別に「固有名詞和洋對照表」あり。  
本索引に掲げたる人名は原則として、其の姓に據れり。〔 〕内の數字は西曆を表はせり。  
同一事件にして二國以上に關係あるものは其の何れかの國に關する部分を省略せるものあり。  
濁音、半濁音は清音中に合し、イとキ、エとヱ、オとヲは之を區別することなく、總てア行に於て混入せり。

ア

- アヴァルナ (Avarna) 公 下. 260
- アヴィニョン (Avignon) 事件 上. 41—45
- アウグスツス (Augustus) 二世 [ザクセン選帝公] 上. 7
- アウグスツス (—) 三世 [波] 上. 7, 18, 33
- アウグステンブルグ (Augustenburg) 公 [老公] 中. 19, 145—146
- [フリートリヒ] 中. 145, 162—165, 180, 182, 195, 197, 216, 256—257
- アウグスト コツビュー [コツビューを看よ]
- アオスタ (Aosta) 侯 [後アヂウヌ一世] 中. 313
- アガヂール・クー (Agadir-coup) [アガヂール事件] 下. 175, 182

- アクト・アヂシムネル (追加法) 上. 175
- アスキス (Asquith, Herbert Henry) 下. 176—177, 294, 310
- ボナーロー (Bonar Law) 聯合内閣 下. 293
- アゼジリオ (Azejlio) 侯 中. 30, 106
- アダムス (Adams) 上. 257—258
- アッカーマン (Ackerman) 條約 [1826] 上. 288, 291—294
- アヂス アベバ (Addis-Ababa) 平和條約 [1896] 下. 63
- アディングトン (Addington) 上. 64, 66
- アドリア (Adriatic) 問題 [世界大戰後の] 下. 266
- アドリアノプル (Adrianople) 平和條約 [1829] 上. 313—314
- 休戰條約 [1878] 中. 393, 399
- 問題 [1912—1913] 下. 193
- アナトリア (Anatolia) 鐵道 下. 100—164



アノトー (Hanotaux, A. A. Gbri) 中. 366, 下. 26, 49

—のアルヌエテ改革對策 下. 58

—のラッシムタ事件對策 下. 88—89

—の退職 下. 90

アアヂェル アヂズ (Abdul Aziz) [モロッコ正王] 下. 129

アアヂェル アヂズ (——) [土帝] 中. 373

アアヂェル ハエッブ (—— -Hamid) 二世 下. 141

アアヂェル マジッブ (—— -Mjid) 上. 355

アベルヂーン (Aberdeen, George Hamilton Gordon) 伯 [英

大使・外相] 上. 132, 324

—内閣成る [1852] 中. 36—38

—とクリエテ戦争 中. 42, 54, 56—58

—内閣辭職 [1855] 中. 63

アマデウス (Amaheus) 一世 [前アオヌタ侯] 中. 313

アミアン (Amiens) 條約 [1802] 上. 64

アラビエー パシヤ (Arabi Pasha) [前アラビエーベイ] 下. 66,

68—2

アラビエー ベイ (Arabi Bey) [前項を看よ]

アリーズ (Arse) 伯 中. 198

アルトア (A tois) 伯 上. 194

アルバート (Albert) 親王 [ヴェクトリア女王の皇婿] 中. 36,

56

アルバニア (Albania) 問題 [1912—1913] 下. 198—199

アルフレッド エルナー [エルナーを看よ]

アルフォンソ (Alfons) 十二世 [西王] 中. 313,

アルフォンソ (——) 十三世 [西王] 下. 136

アルヘシラス (Argenciras) 會議 [1906] 下. 127, 129, 131,

171

—最終議定書 下. 128

アルベルト (Albert) 大公 中. 283

アルマン (Armand) 下. 307

アルメニア (Armenia) 事件 [伯林公會後の] 下. 52—59

—人大虐殺 [1894] 下. 54

アルント (Arndt) 上. 213

アレキサンドラ (Alexandra) [英皇太子妃] 中. 156

アレキサンデル (Alexander) [希王] 下. 277

アレキサンデル (——) 一世 [アルガリテ王、後、パシヤ

ベルヒの公] 下. 35—36, 43

アレキサンデル (——) 一世 [露帝] 上. 61—282

—の即位 [1801] 上. 61

—ナポレオンと結ぶ [チルシツト會見] 上. 77—80

—ナポレオンとエルフルトに會す 上. 93—97

—の歐洲經營 上. 103—104

—ナポレオンと斷つ [1811] 上. 107

—普魯西と結ぶ 上. 112

—英國と結ぶ 上. 124

—とラテリウツ同盟條約 [1813] 上. 128

—ナポレオンを破り巴里に入る 上. 141

—と維也納公會 [1814—1815] 上. 145—169, 185—188

—とウォータールーの戦 上. 176

—と神聖同盟並にエクス・ラ・シヤベル會議 [1816—

1818] 上. 189—207

—と獨、伊、西の革命運動 [1819—1821] 上. 209—214

—と東方の危機及西班牙干渉 [1821—1823] 上. 225—

249

—と希臘の獨立 上. 267—282

—の死 [1825] 上. 282

アレキサンデル (——) 二世 [露帝] 中. 72—下. 6

—佛國大使と會見す 中. 362

—と東方問題の再破裂 中. 369—420

—の對土宣戰 [1877] 中. 386

—暗殺さる [1881] 下. 6, 15

アレキサンデル (——) 三世 [露帝] 下. 6—45

—と三國同盟及露佛同盟 下. 6—28

—と伯林公會後の東方諸問題 下. 5—45

—の死 [1894] 下. 45

アレキサンデル クヅナ (—— Cuza) 公 中. 91

アレキサンドロヴィチ (Alexandrovitch, Michel) 大侯 下. 295

アレキサンドロヴィチ (Alexandrovo) 會見 [1879] 下. 2, 5

アンゲレム (Angoulême) 侯 上. 246, 248

アンスタット (Anstett) 上. 126

「アンタクト コルチアル」 (Entente Cordiale, the) [英佛間]

[1903—1904] 下. 115

アンブラシー (Anbrassy, Julius) 伯 中. 356—409, 下. 2—5

—と三帝伯林會見 中. 357

—公文 中. 371

—と二帝ライヒスタット會見 中. 374

—ヴェスマルクと會見す [1877] 中. 390

—列國公會を提議す [1878] 中. 400

—と獨逸同盟 下. 2—5

アントン (Anton) 公 中. 135, 286—304

アンナ パウロヴナ (Anna Paulovna) 上. 106

阿弗利加略取競争 下. 62—77

## イ

ヒヴェール (Hivert) 下. 169

イグナチエフ (Ignatiev) 中. 376—384, 394

イサベラ (Isabella) 二世 中. 286, 313

イズヴォルスキー (Izvolski) 下. 131, 144—149, 153—154, 292

イスマール (Isnard) 上. 47

イスマイル パシヤ (Ismail Pasha) 下. 65—66

イラシランチ (Ypsilanti) 公 上. 226

イアラヒム (Larhim) 上. 279, 306, 349, 357, 369  
イーマンス (Hyman) 下. 331, 344  
イムペリアル (Imperial) 下. 263  
「イムペリアル」(Irredentist) 下. 3—7, 262, 265  
英吉利 [英國を看よ]

伊集院彦吉 下. 331

伊太利 の統一 中. 87—132

- のトリポリ合併 [1911] 下. 183—190
- 三國同盟に調印す [1882] 下. 8—11
- 三國同盟を廢棄す [1915] 下. 14
- 墺地利に宣戦す [1915] 下. 267
- 委任統治條項 [國際聯盟規約] 下. 357

## ウ

ヴァレット (Valette) 中. 247, 254, 270

ヴィヴィアニ (Viviani) 下. 222—223, 240—241

ヴィクトリア (Victoria) [英女皇] 中. 11, 36, 145, 277, 365,  
下. 20

——の死 [1901] 下. 114

ヴィクトリア (——) [英女皇の女] 下. 20

ヴィクトリア (——) [ラザラスソルグ公の女] 中.  
257

ヴィクトリア ユージェニー (—— Eugénie) 下. 136

ヴィクトル エマヌエル (Victor Emmanuel) [サルヂニ王]  
中. 26, 27, 29, 71, 88, 103, 112, 130

——伊太利王となる [1861] 中. 130

——[二世・伊王] 中. 318, 359

——の死 [1878] 下. 6

ヴィクトル エマヌエル (——) 三世 下. 108, 200, 267

ウィットゲンスタイン (Wittgenstein) 上. 306, 312

ヴィンカチ (Vincati) 中. 318

ヴィラフランカ (Villafranca) 假平和條約 [1859] 中. 118

ヴィラマリナ (Villamarina) 中. 99

ウィリアム (William) [米公使] 上. 259

ウイリアム (——) [蘭王] 上. 335

ウイリアム (——) 四世 [英王] 中. 145

ウイリソン (Wilson, H. W.) 下. 223, 249

ウイリソン (——, Woodrow)

——と世界大戰 下. 277—368

——の「十四箇條」 下. 314

ウイリソン (Wilson, Sir Rivers) 下. 70

ヴィルヒウ (Virchow) 中. 164

ウィルヘルム (Wilhelm) [丁王子・後希王ジュール一世]  
上. 318

ウィルヘルム (——) 一世 [始普王・後獨帝] 中. 135—下. 20

——の即位 (普王として) [1861] 中. 136

——ビスマルクを首相とす [1862] 中. 136

——と普墺戰爭 中. 187—258

——と普佛戰爭 中. 259—351

——の即位 (獨帝として) [1871] 中. 342

——と三帝伯林會見 [1872] 中. 357

——と三帝同盟 [1873] 中. 357—358

——と東方問題の再破裂 中. 369—420

——と三國同盟及露佛同盟 下. 1—20

——の死 [1888] 下. 20

ウアルヘルム (——) 二世 [獨帝] 中. 257, 下. 20—348

——の即位 [1888] 下. 20

——ビスマルクを斥く 下. 20

——フランスヴェール大統領に祝電を寄す 下. 96

——露帝とビョルコに會す [1905] 下. 112

——の「世界政策」 下. 114

——とモロコ問題 [1905—1909] 下. 121—130

——と露獨協約及パクダ、F鐵道問題 [1910—1911] 下.  
153—186

——と獨佛モロコ協約 [1911] 下. 167—182

——と世界大戰 下. 219—221, 228, 230, 239—240, 247,  
307—303, 315—316

——の退位 [1918] 下. 323

——處分問題 下. 318

ヴィルボール (Virbort) 中. 235

ヴィルヘル (Villie) 上. 237—240, 243—245, 262—263, 276,  
301, 320

ウイニストン チャーチル [チャーチルを看よ]

ウインヂシュグロウ (Windischgrätz) 中. 15

ウヰンナ (維也納 Vienna) 條約 [1738] 上. 7

——平和條約 [1809] 上. 102

——公會 [1814—1815] 上. 145—169, 186—188, 下. 326,  
330, 332—333

——總條約 [1815] 上. 185—188

——公會後の形勢 上. 194

——協議會 [1819—1820] 上. 212—213

——に於ける協議 [1853—1855・クリミア戰爭當時] 中.  
56, 72—73

ウエストミンスター (Westminster) 同盟條約 [1756] 上. 11

ウエッセンベルヒ (Wessenberg) 男 上. 146

ウエット (Wet, Botha de) 下. 100

ヴェニゼロス (Venizelos) 下. 270, 272—273, 276—277, 331

ヴェネジュエラ (Venezuela) 境界問題 [1895] 下. 80—81

ヴェネチア (Venetia) 問題 中. 200, 202—205, 212—213, 222

——224, 228, 235, 242, 247—248

ヴェノスタ (Venosta) 子 中. 328

ウェリントン (Wellington, Arthur Wellesley) 侯 上. 115, 126

——處分問題 下. 318

134, 171, 200, 239—242, 245, 260, 272, 284—285, 295, 297, 301, 303, 309, 317, 324, 3 1, 中. 36  
——とウオータールーの戦 [1815] 上. 175—176  
——外相となる [1822] 上. 284  
——首相となる [1828] 上. 300

引

ヴェルサイユ (Versailles) 平和條約 [1783] 上. 28  
——休戰談判 [1871・普佛戦争] 中. 338, 345  
——媾和談判 [1871・普佛戦争] 中. 346—349  
——平和條約 [1919] 下. 325—364, 368—369, 370—371  
ヴェルジェンヌ (Vergennes) 上. 21  
ウエルテル (Werther) 男 中. 287, 298—301, 307, 312, 380  
ヴェロナ (Verona) 會議 [1822] 上. 235, 239, 242—243  
ウオータールー (Waterloo) の戦 [1815] 上. 175—176  
ウオーレス (Wallace) 下. 131  
ウオロソフ (Worontsov) 公 上. 13  
ウーゼフム (Usedom) 伯 中. 71, 200  
ウッチアリ (Uccial) 條約 [1889] 下. 63  
ウッブフグーフ (Woodford) 下. 81  
ウトレヒト (Utrecht) 條約 [1713] 上. 2—4, 15  
ウーブリル (Oubril) [露政治家] 上. 74  
ウーブリル (——, Paul) 男 [露大使] 中. 277, 409  
ウルズリー (Wolsley) 下. 71  
ウルフ (Wolff) 下. 73—76

六

エレーブロ (Oenebro) 條約 [1812] 上. 114  
エーレンタル (Aerenthal) 男 下. 140, 144—147, 149  
——とイヌヴェルスキーとの反目 下. 144—145  
エンヴェル パシヤ (Enver Pasha) 下. 256—257

英國

——佛との外交の破裂 [1803] 上. 66  
——露との同盟條約 [1805] 上. 67—68  
——對露外交の破裂 [1807] 上. 89  
——對奧外交斷絶 [1808] 上. 91  
——露との和解と同盟 [1812・エレーブロ條約] 上. 114  
——普との同盟條約 [1813] 上. 124  
——露との同盟條約 [1813] 上. 124  
——露との協約 [1826・希臘關係] 上. 285—286  
——露佛との倫敦條約 [1827] 上. 295—297  
——露佛との倫敦議定書 [1829・希臘關係] 上. 310—311  
——佛との條約 [1832・白耳義獨立關係] 上. 343—344  
——佛と共に露と斷つ [1854・クリミア戦争] 中. 59  
——佛と共に露に宣戦す [1854] 中. 61  
——佛土耳其との同盟條約 [1854] 中. 61  
——佛奧との同盟條約 [1854] 中. 69—70  
——丁抹を撃援す [1863] 中. 156  
——の露土交戦に於ける條件附中立 [1877] 中. 387

七

——條約 [1887・英土撤兵條約] 下. 73—76  
ウンキアール スケレス (Unkar-Skelessi) 同盟條約 [1883] 上. 350—358, 中. 34, 52

エ

エキスラ シャペル (Aix-la-Chapelle) 條約 [1784] 上. 6, 10  
——會議 [1818] 上. 180, 200—207  
エステルハーゼ (Esterhazy) 公 上. 261—262, 280  
エディンバラ (Edinburgh) 公 中. 360  
エドワード (Edward) 七世 下. 114—116, 130, 136, 154,  
——は「王中の外交家にして外交家中の王」下. 136  
——の死 [1910] 下. 153  
エドワード ソートン [ソートンを看よ]  
エドワード レット [レットを看よ]  
エーベルト (Ebert) 下. 323  
エムス (Ems) 談判 [1870] 中. 293—296  
——電報の改造 [1870] 中. 306—307  
エリオット (Elliot) 中. 379—380  
エリザベス (Elizbeth) 上. 0  
エルツベルグ (Erzberger) 下. 261, 266—267, 322, 354  
エルフルト (Erfurt) 會見 [1808] 上. 94, 100  
——協約 [1808] 上. 96, 103  
エルンロト (Ernroth) 下. 36

——の對露開戰熱 [1878] 中. 393—394  
——露との秘密覺書 [1878] 中. 403, 408, 下. 53  
——土耳其との防禦同盟條約 [1878] 中. 405—407, 下. 53  
——土耳其との撤兵條約 [1887] 下. 73—76  
——日本との同盟協約 [1902] 下. 27, 109, 113  
——佛との協約 [1904] 下. 76—77, 116—119  
————と西班牙 下. 119—120  
————と獨逸 下. 122—124  
——露との協約 [1907] 下. 131—135  
——對西覺書 [1907] 下. 135  
——愈々外交界の中心となる [1907以降] 下. 136  
——獨逸に宣戦す [1914] 下. 245  
埃及 の半獨立 [1831—1841] 上. 348—372, 中. 2  
——處分に關する倫敦條約 [1840] 上. 363—364  
——メヘメット・パリの世襲領となる [1841] 上. 369—371  
——と英佛 [阿弗利加略取競争] 下. 64—77  
——及モロッコに關する宣言 [1904] 下. 116—119  
————附屬密約 下. 119  
————に對する西班牙の贊同 下. 119—120  
袁世凱 下. 255

オ

オスネルマン (Ossermann) 伯 上. 50—51

オスマン パシヤ (Osman Pasha) 中. 390

オットー (Otto) 親王 上. 316, 318

オットマン (Ottoman) 銀行 下. 164

オド ラセル [ラセルを看よ]

オズルチエフ (Ozboutchev) 下. 25

オリヴィエ (Olivier) 中. 287, 297—298, 309—311, 313

オルシニ (Orsini) 事件 [1858] 中. 13—94

オルデンブルグ (Oldenburg) 侯 上. 108

オルエユツ (Ornaitz) 協約 [1860] 中. 17, 19—20, 200

オルランフ (Orlanf) 下. 3, 8, 331, 314—345, 350—352

オルラン (Orléan) 家 中. 361

オルロフ (Orlof) 伯 中. 59, 76

オレンジ (Orange) 親王 上. 327, 中. 271

オレンジ (——) 自由國 下. 94, 97—98, 100

オロツガ (Olotszga) 中. 296

大隈重信侯 下. 254

奥地利 相續戦争 [1740—1748] 上. 8—10

——の對普防禦同盟 [1792] 上. 47

——と波蘭の分割 上. 40—41, 50—52

——の孤立とメッテルニヒ 上. 287—288

——サルヂニアと外交を断つ [1857] 中. 90

——サルヂニアと戦ふ [1859] 中. 112

——とピスマルク 中. 164—165, 355—356, 390—391

——丁株問題に去就を誤る 中. 166

——對普同盟條約 [1861] 中. 166—168

——對普戦争 中. 187—253

——奥伊三國同盟案 中. 318—319, 321—325

——獨との妥協 中. 356—359

——とボスニアヘルツェゴヴィナ 中. 370—375, 下. 3, 141—142, 206

——露との妥協 中. 374—375

——獨伊三國同盟へ進む [1, 79—1882] 下. 1—19

——對露・ムルツスチヤと協商 [1903] 下. 104—105

——セルヴィヤとの不和 下. 205—206

——と東方三國同盟 下. 209

——セルヴィヤと外交を断つ [世界大戦] 下. 228—226

——の對露宣戦 [世界大戦] 下. 246

——と世界大戦媾和條約 [サン・ジェルマン條約] 下. 365

和蘭と白耳義の獨立 上. 322—345

## カ

カイナルジ (Kainarji) 條約 [1774] 上. 25, 32, 中. 31—33, 47

カイヤール (Caillard) 下. 1, 9

カイヨ (Caillaux) 下. 173

——夫人 下. 223

カウニッツ (Kamnitz) 上. 13, 26

カヴラ (Kavala) 問題 下. 204—205

カザリロ ツリツツツ [ツリツツツを看よ]

カザール (Cavour, Camillo Benso di,) 伯 中. 29—132

——の政策 中. 30, 71—72, 88—89

——と巴里公會 [1856] 中. 76—84

——と伊太利の統一 中. 87—132

——の死 [1861] 中. 131

カウルバルス (Kaulbars) 下. 43

カウレー (Cowley) 伯 中. 103—105

カサリン (Catherine) 二世 上. 14—55

——帝位に登る [1762] 上. 14

——と波蘭分割 上. 26—53

——の「中立國の權利に關する宣言」 [1780] 上. 29

——の土耳其分割案 上. 32—33

——の死 [1796] 上. 55

カシニ (Cassini) 伯 下. 131

カシニール ペリエ (Cassini-Périer) 上. 333

カスカルト (Cahcart) 上. 146

ガスタイン (Gastein) 協約の成立 [1865] 中. 184; 同上 破

棄 [1886] 中. 217

カースルレー (Castlereagh, Robert Stewart) 上. 136—216,

231, 234, 252, 下. 330

——外相となる [1812] 上. 136

——と維也納公會 上. 145—169

——とナポレオン辭位後の對佛平和條件 上. 177—178

——エキス ラ シヤール會議に列す 上. 200

——と西班牙革命非干渉論 [1820] 上. 214—216

——の自殺 [1822] 上. 234

カーゾン (Curzon) 下. 273

カプリヴィ (Capriivi) 中. 307, 下. 20

ガブレンツ (Gablenz) 中. 217—219

カペル (Capelle) 下. 285

カボチヌトリヤ (Capo d'Istria, Joannes Antonius) 伯 上.

146, 177, 200, 227, 234, 298, 311, 316

——希臘大統領となる [1828] 上. 298

カムポ フォルミオ (Campo Formio) 條約 [1797] 上. 55—

57, 63

カムボン [ボール] (Cambon, Paul) 下. 54, 116

カムボン [ジュール] (——, Jules) 下. 85, 175, 178,

331

ガムベッタ (Gambetta, Leon Michel) 中. 311, 328, 335, 337,

345, 下. 67—71

カラジュールジ (Kara George) 家 下. 143

カラセオフリ (Carathéofory, Alexander) 中. 409

カリッシュ (Kalish) 同盟條約 [1813] 上. 120—121, 158

ガリバルディー (Garibaldi, Giuseppe) 中. 6, 29, 88, 130, 148,